



Title	ジャン・ボダンの生涯(二)
Author(s)	清末, 尊大; KIYOSUE, Takao
Description	論説
Citation	北大法学論集, 26(3), 1-116
Issue Date	1976-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27942
Type	departmental bulletin paper
File Information	26(3)_P1-116.pdf



ジャン・ボダンの生涯 (二)

清 末 尊 大

△ 目次 △

はしがき

一、形成期…一五二九、三〇年—五九年

△家族と出生地△—△カルメル会の修道士時代△—△アンジエ大学へ、あるいは王立教授団へ△—△ジュネーウのジャン・ボダン△—△トゥルーズ時代△…(以上二五卷四号)

二、実践を求めて…一五五九年—八四年

△パリのバルマンの弁護士時代とこの時代の著作…『方法論』、『マレストロワ氏への反論』△—△政治生活への道△—△政治生活から退いて『国家論』を書いた時期△…(以上本号) △『国家論』批判と反論△—△プロワの三部会△—△『魔女論』△—△イギリスとネーデルランドへ△

三、安らぎを求めて…一五八四年—九六年

△ラテン語版の『国家論』と子供の教育。君侯の教育についての著作△—△リーグ支配の時代とこの時代の著作…『自然の劇場』、『パラドックス』、『七賢人の対話』△—△平和と死△—△死後のボダン△

文献目録…(二五卷四号)

一、ボダンの著作

二、ボダンの手紙

三、ボダン研究

一、実践を求めて：一五五九年——八四年

〆パリのバルマンの弁護士時代とこの時代の著作…『方法論』、『マレストロワ氏への反論』〆政治生活への道〆政治生活から退いて『国家論』を書いた時期〆『国家論』批判と反論〆ロワの三部会〆『魔女論』〆イギリスとネーデルランドへ

長年の戦争による財政的破産と異端に対する恐怖のもとに、フランスの国際政治からの引退とスペインの優位を特徴とするカトー・カンブレジ体制のヨーロッパが生まれ、ここに王朝間の平和、財政再建と宗教再統一のための休戦が訪れた。もともと王朝間に平和が訪れたのは西北ヨーロッパだけであり、両ハプスブルク家支配下のボヘミア、ハンガリーと地中海はトルコの脅威にさらされ、お互いに対立抗争していた東欧、北欧のデンマーク、スウェーデン、プロイセン、ポーランドはツァーを名乗るイワン四世のロシアの脅威にさらされていたが。カトー・カンブレジ体制のヨーロッパはまず君主の交替でもって始まった。神聖ローマ帝国は五六年に公皇帝〆カール五世から名目的な皇帝フェルディナンド一世とスペイン優位の時代を開く公スペイン君主〆フェリーペ二世に交替し、イギリスは五八年にメアリー・テューダーからエリザベスに交替し、フランスは五九年にアンリ二世から病弱な幼王フランソワ二世、そしてすぐ六〇年に病弱な幼王シャルル九世に交替した。ポルトガル、デンマーク、プファルツ、スウェーデンもこの時期に相継いで君主が交替した。それに法皇も五九年にパウルス四世から反宗教改革の時代を開くピウス四世に交替した。王朝の世襲制の最大の弱点は君主の交替であり、権威のない君主の登場は長年にわたる成果をたちまち駄目にしてしまふだろう。エリザベスは女性というハンディキャップを負い、それにフランソワ二世の妃でスコットランド女王メアリー・スチュアートと王位継承権の問題を抱えていた。フランスでは君主の交替の失敗は明らかであった。病弱

な幼王の摂政になって政治を行き王母カトリヌには確かにかなりの政治的能力はあつたが、しかし何よりも権威がなかつた。ボダンの友人で当時のフランスの最も鋭い観察者の一人であるヴェニススの外交官ミケーレ・スリアーノは六二年の本国への手紙でカトリヌについてこう報告している——当時ヴェニススの外交官はヨーロッパ最高とされ、ヨーロッパの外交官の模範であつた。彼女が女性であり、それにすぐに付け加えなければならないことですが外国人であり、しかもフランスという大王国とはまったく異質な環境に生まれたフィレンツェ人で平民の出であるということとはまったくの悪条件だと思われまふ。彼女はもしフランスで、あるいはもっと高貴な家に生まれていたらばえただであらう威信や個人的威厳をもつていません。∞フランソワ一世に学芸と国際政治におけるフランスの栄光の時代を築いた理想の君主をみるユマニスト始め大部分の国民は幼王とカトリヌの治世に∞空位時代∞しかみないだらう。そしてフランスの栄光の時代を築いたフランソワ一世の成果はこれら病弱な——おそらくそのフランソワ一世がヴァロワ家の血のなかにもちこんだ宿命によって——幼王とカトリヌの治世のもとで跡形もなくなつてしまふだらう。

キリスト教普遍国家の傷をいやすべき王朝間の平和は訪れた。しかしそれは決して国際的緊張緩和を意味しなかつた。むしろ以前の王朝間の対立に新たな宗教的対立を付け加えることよつて国際的緊張を高めた。これ以後国内・国際政治の前面に出てくるのが宗教的対立であり、それは伝統的な大貴族間の対立や王朝間の対立と結合して政治の性格を一変させてしまうのである。この国際的イデオロギー闘争でプロテスタントの側を代表するのはもちろんもはや戦闘性を失つたルッター派ではなくて、カルヴァン派である。ルッター派はドイツ以外では北欧のデンマークとスウェーデンで国教になり、東欧のプロイセン、ハンガリー、ポーランドの領主層にも広まり、西欧でも広まっていた。しかし三〇年代から戦闘性を失つて分裂し始め、五五年の 아우グスブルクの和議で最終的に戦闘性を失つてい

た。ジュネーヴは五九年にはすでにカルヴァンによってプロテスタントのローマたる体制が確立されていた。ここからヨーロッパの戦場に向けて助言と命令が発せられ、迫害時代の亡命者たちや市当局と対立していたローザンヌのアカデミーに代って五九年に設立されたベーズを校長とするアカデミーで訓練をうけた牧師たちが戦闘に出向き、そしてエチエンヌ親子の印刷所などで刷られた最高時には年三〇万冊にも及ぶ印刷物が送り込まれるのである。五九年の王朝間の平和の到来によって国境が再開されるといっせいに活動が開始された。エリザベスのイギリスに帰国したメアリー時代の亡命者たちは、あまり成功はしなかったが、エリザベスに圧力をかけた。スコットランドとプファルツでは帰還した亡命者ジョン・ノックスの指導と選帝侯フリードリッヒ三世の改宗によって成功した。ネーデルランドでは帰還した亡命者ギード・ブレの指導のもとに南部、とくにフランドルとブラバントのガンを最大の拠点とする諸都市で成功した——エムデンを拠点とする北部からの浸透はあまり成功しなかった。そしてジュネーヴが最も重視したフランスでは非常な成功を収めた。大部分貴族か中産階級の出であるジュネーヴ帰りの亡命者たちはベーズやヴィレの指導のもとにほとんどフランス全土にわたって教会を設立し、ブルボン、シャティヨン家の王族、大貴族始め多くの貴族を改宗させていった。イギリスやネーデルランドではカルヴィニズムは五九年以前のフランス同様むしろ低い社会層の方に広まったのに対し、フランスでは圧倒的に貴族の方に広まった。ユグノーは総人口約一五〇〇万のせいぜい一割から二割でしかないのに、貴族では五割以上にも達していた。ジュネーヴの攻勢に対してローマはどう対抗できるだろうか。ソルボンヌやルーヴァンといった大学、イタリアやスペインの異端審問所などの禁書にならって五九年に初めて作成された法皇禁書目録、それにサヴォワ公が中心になってたてた異端の巢ジュネーヴをつぶす計画——これはヴァロワ家の不参加にあって失敗したし、サヴォワでは以前のヴァルド派から改宗したカルヴァン派の反乱を引き起こしてしまった——も有効ではある。しかし唯一の現実的で有効な対抗手段は教会の改革、もはや穩

健全なカトリック改革ではなくて反宗教改革であった。新しい修道会のなかではイエズス会がすでにその体制を整え、中欧と東欧で一定程度成功を収めていた。しかし教会は全体としてはまだ改革されておらず、その課題を負ったトリエント公会議は四九年のパウルス三世の中止命令以来、少くとも五二年以来中断されたままであった。王朝間の戦争が終結した今こそ公会議再開の可能性が生まれた。それは王朝間の利害の対立によって遅れたが、ピウス四世の甥カルロ・ボロメオ枢機卿の努力によって六二年一月に再開され、六四年一月にほう大な決議事項を発表して終了した。これによってローマは再生に成功し、法皇至上主義の法皇政治によって——もちろんまだ弱体なローマはフェリペと同盟することによって——反宗教改革の闘いに乗り出してゆく。ここにローマとジュネーヴを国際的司令所とする二つの宗教が一六世紀後半のヨーロッパをめぐって相争うことになる。そして両派は神と悪魔、光と闇の宗教的に高揚した憎悪と恐怖をもって相対立し、宗教的に高揚した社会的統一を主張し、ヨーロッパ社会はもはや敵と第三者を入れる余地のない友敵理論が妥当する時代、つまり迫害、宗教戦争、そしてトレヴァーローバーが鋭く指摘する熱狂的な魔女迫害の時代を迎えることになる。国際的イデオロギー闘争の時代を迎えたことによって今までヨーロッパとは直接関係のなかった北欧や東欧もヨーロッパ諸国家体制に巻き込まれ、ヨーロッパは拡大したが、しかしキリスト教普遍国家は最終的に解体した——これ以後もリップ・サービスが払われたり、失なわれたが故にむしろ強化されたノスタルジアや夢が続くが、自由な商人、学生、学者のヨーロッパ共同体も宗教によって分断され、ヨーロッパの礼儀正しい宮廷外交も宗教的・政治的なプロバガンダ、スパイ、陰謀の手段となってしまうのである。

長年の戦争でヨーロッパがこうむった経済的重荷は五〇年代の不況となって現われ、五七年から五九年にスペイン・ハプスブルク家、ヴァロワ家が相継いで破産した。これは経済史上「フッガー家の時代」と呼ばれる南ドイツの銀を背景にヨーロッパ経済と王家の財政をぎゅうじったアウグスブルクの大商人君主時代の終りを告げるものであっ

た。それを象徴するかのように六〇年に偉大なフッガー家最後のアントン・フッガーは死んだ。平和の到来とともにヨーロッパ経済は立ち直って好況の時期を迎えるが、しかしその構造は大きく変ってゆく。これ以後ヨーロッパ経済は△インド▽新大陸とエルベの東を二つの軸にする構造に変ってゆき、それに伴って経済的重心は内陸から海洋へと移り、内陸を背景にしたヨーロッパの中枢アントワープ、それにリヨンから北海、バルト海、大西洋、地中海の諸都市へと多様化してゆく。この経済的重心の移動は宗教的・政治的対立によっても促進された——例えばアントワープとリヨンの衰退は何よりも宗教的・政治的対立によって戦場となってしまうことにある。この宗教的・政治的対立の影響をまともにはうけたのはフランスである。フランスでも平和の到来とともに産業と貿易は活潑になり、経済的重心もリヨンからパリ、ラ・ロシェル、マルセイユと多様化してゆくが、しかし経済活動は宗教戦争によって決定的な打撃をうけて衰退してゆく。国際政治から引退したフランスは国内の宗教戦争によって国際経済からも引退してゆく。△インド▽新大陸の発見と征服について、五九年の平和の到来とアメリカの銀産出量の飛躍的増大によってスペインの大西洋貿易が軌道にのりだした。それを独占したのはフェリーの島の財政をまかしたユステイニアノ、スピノーラ、ネグロ、ドーリアといったジェノヴァ人がぎゅうじるセヴィリアの町であり、セヴィリアはまたたくまに人口一〇万をこす国際的な大都市になった。このアメリカ貿易がヨーロッパにとって重要なのはそれがもたらす大量の銀である。それは中世後期以来慢性的な貨幣不足に悩まされていたヨーロッパにその内部や東洋との貿易のための銀を提供した。アントワープやリヨンの国際的金融市場、メディナ・デル・カンポの大市場、ジェノヴァの交易所などは慢性的な貨幣不足のためにアメリカ帰りの銀船団がセヴィリアの港に着くと活気づくという有様であった。そしてヨーロッパに君臨するフェリーの島の権力を支えたのもこの銀であり、一六世紀後半はまさに公銀の時代であった。この新世界はまた精神的にもサラマンカのピトリア、ボダン、ルイ・ル・ロワ、そしてモンテーニュなどにおいて新

しい地平線を拡大させ始めていた。キリスト教普遍国家とはまったく異質な、むしろそのキリスト教と異教の対立を否定した公世界国家という考え、そして文明を基準にした歴史観による現代派の立場などである。東欧経済は一六世紀後半に西欧経済と密接に結合した。それを推進した要因は何よりも一五世紀後半からの西欧の急激な人口増加である。数字はあまり正確ではないが一五世紀中葉には五、六〇〇〇万であったヨーロッパの人口が一六世紀後半には八、九〇〇〇万に達していた。この増加した人口に食物を提供したのがエルベの東、ブランデンブルク、シレジア、プロイセン、ポーランドであった。東欧は西欧から産業製品と奢侈品を輸入する代りに農産物、それに原料品——木材、麻、鉱物など——を輸出した。東欧の農産物は大部分ネーデルランドの船によってダンツィヒ、リガ、レヴァル、それに北ドイツのハンブルク、ブレーメン、エムデンからアントワープ、五〇年代からはますますアムステルダムへ運ばれ、それから大西洋を廻って地中海へと運ばれた。イギリスの毛織物もますますアントワープではなくて北ドイツの諸都市へ運ばれ、このルートに乗った。東欧では西欧経済と結合したことによって領主支配と農奴制がますます強化され、都市は産業の衰退と逃亡農民で衰退していった。それに対して西欧では都市は大きくなり、一〇万をこす大都市も増えていった——一六世紀初めにはパリ、ナポリ、ヴェニス、ミラノの四つぐらいにすぎなかったのに、後半にはロンドン、リスボン、セヴィリア、ローマ、パレルモなどが加わった。しかしこのことは都市の権力が伸びたり、西欧社会が公ブルジョワ社会になったことを決して意味しない。むしろその逆で、東欧と同じような傾向がみられた。中世後期以来の王権の伸長は同時に貴族権力の伸長をもたらした——その構造は変えたが——が、しかし都市を身分制秩序に組み込んで自由都市の伝統を失なわしめた。公都市の空気が農奴を解放したように、宮廷の空気が「成上りのブルジョワたち」を解放した。(エルトン) 新大陸からの大量の銀の流入や人口増加による農産物不足などを主要な原因として一六世紀後半のヨーロッパは経済史上公価格革命と呼ばれる物価、とくに農産物価格の慢

性的な騰貴にみまわれた。これはとくに都市の職人や下級官職保有者などの俸給生活者、職のない逃亡農民、そしてルネサンスの華美な公文化的^①生活のために公その富の使い方を誤った^②(ラ・ヌー)地方の小貴族に打撃を与えた。そして一般的な不満の源泉となり、しばしば宗教的・政治的対立と結合して社会の不安定化をもたらしたのである。

ではヨーロッパ諸国家の国内はどういう状態にあったか。長い間公近代国家^③の起源はルネサンスの公新君主国^④にあり、ルネサンス君主制は上昇する中産階級とナショナリズムに支えられて絶対的・中央集権的な国民国家を形成し、官僚制と軍隊でもって統治したと考えられてきた。今日こうした見解は当然のことながら否定されており、フランスについてはエモリー大学のJ・R・メイジャーによって最も激しく全面的に攻撃された。一六世紀の君主は同等者^⑤中の第一位以上のものでは決してなく、その権力と權威は常に相争う貴族の忠誠にかかっており、従ってまた常に相争う貴族によって脅かされていた。カトリヌの治世は四つの大貴族、東部を支配するギーズ家、中央部を支配するモンモランシー、シャティヨン家、南西部を支配するブルボン家の忠誠にかかっていった。エリザベスの治世は、少くともその初期においては、ウェールズを支配するペンブルック家、東部を支配するノーフォーク家、北部を支配するノーサンバランド家などの忠誠にかかっていった。フェリーベの治世はカトリヌやエリザベスよりも安定していたが、それでもトレド家とメンドサ家といった少数の相争う大貴族をかかえ、そのうえ困難なイタリアとネーデルラントの大貴族をかかえていた。これらの大貴族の権力はかつての封土と忠誠の封建関係に代って保護と忠誠の保護関係^⑥に基づいていた。この保護関係は上から下まで身分によって水平的に分断された社会に統合力を与えると同時に社会の内部にいくつかの相争う保護の体系を生み出すことによって社会を垂直的に分断していた。この点に、そしてほとんどこの点にのみ、君主の有効な権力手段があった。何故なら君主は保護の最終的な源泉であり、保護を誰に与える

か——与えないか——の決定権をもっていたからである。しかし極端にある大貴族を保護することは危険であった。彼らの支持なしには君主の命令が地方で実行されることはないし、宮廷の争いはただちに社会の争いになるからである。彼らの上から統治することは問題にならず、相争う彼らのバランスをとりながら彼らを通じて統治しなければならぬ。エリザベスもフェリーペもカトリヌもそのように統治したのであり、彼らの統治の慎重さの理由はここにあった。彼らは国内政治でも国際政治でも現状維持を求めたのであり、またそれこそがこの変革期にあっては困難なことであった。しかし保護がいかに君主の有効な権力手段だとはいえ、それだけでは十分ではない。それが十分有効であるためには軍事力、官僚制に支えられた君主の権力や権威で裏打ちされることが必要であった。君主の軍事力は大貴族と外国の傭兵に依存していた。ヨーロッパで無敵を誇ったスペイン軍団はスペイン人四万から六万で、ヨーロッパ最強と謳われた砲兵隊をもつフランスの軍団は最高時で四、五万であり、これは大貴族の指揮下に編成されていた。そして君主の軍団は大部分は傭兵に依存していた。軍団を維持し、傭兵には金がかかる。カトリヌの治世には金のない王家に軍団はなく、君主の軍団はギーズ家の支配下にあった。フェリーペの軍事力は新大陸からの銀にかかっており、銀船団がセウイリアの港に着くと強化し、銀がなくなると弱体化した。Ⓐ戦闘の強さは金次第(ラブレール)であった。一六世紀は様々な制度改革や多くは中産階級の出で大学で訓練をうけた専門官の採用などによって官僚制が整備されてくる時代である。君主が必要としたのは王権に忠誠で有能な信頼できる補佐役であり、それは中産階級出で大学出の者、フランスではより明確に最高諸院のレジストから採用された国務大臣、大法官と国務卿に見出された。これらの国務大臣——例えばイギリスではトマス・クロムウェルやウィリアム・セシル、フランスではアントワーヌ・デュブラ、クロード・ド・ローベスパン、ミシェル・ド・ロピタル、スペインではゴンツァロ・ペレスとその息子のアントニオ・ペレス、グランヴェル枢機卿になるアントワーヌ・ペルノ等々——があらゆる君主の政策を

扱ひ、彼ら個人が君主と大貴族支配下の国王顧問の間、中央と地方の間の連結であった。これは貴族の不満の源泉でもあり、一六世紀中葉以後の国内の不安定化の主要な要因の一つはここにあった。生まれの悪い「新参者」が伝統的に彼らの特権である官職を奪ひ、王権のための恣意的な統治を行って彼らの伝統的な自由と特権を侵害している。しかし実際には官僚制はあまり機能しなかったのである。距離や通信の問題、地方の支配者の不服従や抵抗に対して強制する手段の欠如などを別にしても、官僚制それ自体が必ずしも君主の意志に従うものではなかった。官職は社会的上昇の地位であり、私有財産とみなされており、このことは君主が給料を定期的に十分支払うことができないことによって強化された。むしろ君主自身が官職の世襲や譲渡を認め、財政政策として官職を新設しては売却してゆくのである——これが一六世紀の官職の数の非常な増加と専門・細分化の実体であった。「戦闘の強さは金次第」なら統治の強さも金次第であった。このように主に財政的理由で権力手段に問題を抱えている以上、君主にとって最も有効なのは権威を高めることであつた。ルネサンス君主はサリカ法によって正当化されている王朝に安全の保障をみている臣民の信頼に加えて、臣民に開放された華麗な宮廷の儀式、華麗な地方巡回、そしてフランスでは神の恩寵によって瘰癧を治す君主神性の儀式（これがフランス君主の「まっただきキリスト教徒」という称号の一つの主要な意味である）などによって王冠の権威を高めた。エリザベスとカトリーヌの女性統治者は華麗な儀式を極端に好んだが、それは女性という理由からだけでなく女性統治者の弱さを権威で補うためでもあつた。ある同時代人が述べているように、「華麗な儀式のなかにこそ政治の秘密が多分に隠されている。」以上みてきたように、一六世紀の君主の権力と権威は広くは王朝の伝統と華麗な儀式による臣民の信頼、狭くは官職や特権といった保護の授与による貴族の信頼に基づいていた。この点フランスの最も鋭い観察者の一人であるヴェニスの外交官スリアーノは幼王とカトリーヌまでのフランス王権の偉大さが「フランス人民のその君主に対する愛」に基づいているとして次のように報告している。

△この巨大で強力な王国、多くの人口と富と産物をもった王国は絶対的な権力を持ち人民から愛されて服従される△自然の支配者△である君主の意志に全面的に依存しています。フランスの君主は△自然の支配者▽であります。何故ならフランスの君主政は新しいものではなくて非常に古く、千年以上の間他の統治形態をとったことがないからです。……君主は父から長子へ、あるいは最も近い親族へと自然の順番に従って——私生子と女性は資格がありませんが——王位を相続します……こうしたことすべてがフランス人民のその君主に対する愛の根であり、基礎であります。彼らは非常に長い間このように統治されてきたのであり、それに慣れており、決して別の統治を望もうとはしません。君主に従うのが当然だとして彼らは喜んで彼らを支配するために生まれた者に仕えております。彼らは君主が王位につくの暴力や不正な手段を用いる必要がなく、臣民に対する不信から臣民に害を加える必要がなく、むしろ君主の偉大な名譽と権力のために彼らを優遇するだろうというのを知っています。フランスの君主は臣民と不斷に接触して臣民全部を仲間のように扱い、彼の臨席する場所から決して誰も排除しません。最下層の従僕でも君主の部屋に入ってきて君主がなすことを見、論じられることを聞いております。君主に重要なことを述べねばならない者はあらゆる種類の人民がいる場所です。立聞きされなないためにはできるだけ低い声で話さなければなりません。このことは人民をあまりにもなれなく厚かましくしますが、しかし同時に人民を君主に非常に忠誠で献身的にします。しかしながら人民が君主を愛する最大の理由は誰も何らかの個人的利益をうる期待をもてからです。フランスの君主はぼう大な数の称号、官職、裁判官職、教会祿、下賜金、年金、贈与、それにフランスには無数にある良い職と名譽といった保護を与える権限をもち、これらすべてを自己の臣民に与えます。この点フランスは本国の臣民に与えられるべき称号や官職が外国人に与えられるがために臣民が不満をもっている他の王国、とくにナポリとは事情が違います。▽

セーセル、エラスムス、モリアといった一六世紀の政治思想家の誰一人としてルネサンス△新君主国▽なる国家を考えることはできなかったし、△新君主国▽の理論家マキアヴェリでさえヨーロッパの伝統的な君主国では王権が△民衆の信頼▽に基づいていることを知っていたのである。そしてボダンほど危機意識をもって君主と臣民の信頼関係の崩壊とともに国家が崩壊してゆく様を見抜いていた思想家はいないのである。

一六世紀ヨーロッパの君主政の安定は基本的に現状維持に基づいていたのであり、変革はすべて危険であった。し

説論

かし今や君主は財政再建と宗教の問題を解決せねばならなかった。君主の財政再建の伝統的な方法は身分制議会に集まった臣民に訴えることであつた。身分制議会は新税や増税のためばかりではなく、政策に支持をとりつけて国民を統合する利点をもつていたし、またそうすべきだと一般に考えられていた。例えばロピタルは六〇年に召集されたオルレアンの三部会の開演演説でこう述べている。

△かつての君主は確実に全臣民あるいは彼らによって派遣された者の集まりである三部会をしばしば召集するのが常でした。三部会を召集するとは君主が臣民に最も重要な問題を伝え、彼らの意見と助言を聞き、彼らの不平、不満、嘆願を理性に従つて聞き入れるということに他なりません。……人民がそうした三部会から大きな利益をえたことは疑いありません。何故なら人民は生身の君主に近づき、不満を伝え、要求を提示し、矯正や必要なものをうる機会をもてるからです。三部会を召集することが君主にとって有益で役に立つかどうか疑い、君主は三部会を召集する義務はないのに臣民の意見や助言を聞いて権力を弱めていると述べている者もいます。さらには君主は臣民とあまりにも親密になつて軽視をこうむり、王の威信と威厳を弱めていると述べています。こうした意見は理由がないと私には思われます。まずもつて三部会を召集し、臣民の一般的な意見に耳を傾け、各人に正義をおこなふこと以上に君主にふさわしく、君主になつた行為はないと私は断言します。▽

しかしこうした期待はすぐに裏切られ、中世後期以来弱体化していた身分制議会がこれ以後君主に対する抵抗と圧力の場合となつて強大化してゆく。フランスでは三部会は一四八四年以後一度も召集されていなかった——地方三部会は続いてきたが。一五六六年のオルレアンの三部会から召集されてゆくと、それは君主に対する抵抗と圧力の場合ではないことが明らかになつた。三部会の代議員は王の財政について論ずる権能をもつていないという理由で一切の財政援助を拒否した——僧侶身分だけは別個に異端の蔓延に対する恐怖から献納金に同意したが。君主は財政再建の見返りに嘆願書の誠実な実行、徴税制度の管理、国王顧問会議への三部会の代表の参加など次々と妥協案を出してゆくが、それでも拒否した。ここに君主は財政再建に失敗し、そして三部会は統治に参加することに失敗してたんなる一

般的な不満の表明、貴族や党派の圧力の場となってしまう。スペインでも事態は同じようなものであった。確かにカステイリヤのコレテスは中世後期以後もずっと開かれていたが弱体化し、とくに一五三八年に貴族が参加しなくなつてからは決定的に弱体化し、フェリーペの言いなりであった。シチリアの議会も同様であった。しかしアラゴン、ヴァレンシア、カタルニヤの三つのコレテスは裁判と行政への王の統制の弱体化と引きかえにのみ財政援助に応じた。ネーデルランドの全国議会の困難さはそれ以上であった。フランスの三部会をモデルにして伝統的な地方議会の連合体として作られたこの全国議会はネーデルランドの自由と特権の保護者として振舞い、確かに五七年に今後九年間にわたつて毎年八〇万フロリンの財政援助を約束したが、しかしその管理と使用権はフェリーペではなくて全国議会にあるという条件のものであった。イギリスではエリザベスは五九年に教会改革で議会と協同したヘンリー八世の例にならつて議会と協同で統治することにした。中欧のザクセン、ブランデンブルク、ヴェルテンブルクなどでも王の財政的困難や幼王による王権の弱体化によつて身分制議会は成功した。東欧のポーランド、ハプスブルク支配下のボヘミア、ハンガリー、北欧のスウェーデン、デンマークでも王の財政的困難やトルコ、ロシアの脅威によつて身分制議会は決定的な成功を収めた。この時代の特徴は貴族や身分制議会による抵抗、圧力に宗派が結合したことである。このことが王権にとつて事態を危機的にした。イギリスでは地方の大貴族に法皇派カトリックが結合して陰謀と反乱の温床になり、下院には強力なカルヴァン派のロビーが形成されてよりラジカルな宗教改革の圧力をかけてゆく。ネーデルランドではオラニエ公始め貴族の指導のもとに分裂と対立を繰り返しながらも反スペインの連合が形成され、独立戦争が始まる。スコットランドやスウェーデンでは貴族、身分制議会、宗派の結合のもとに革命が遂行される。中欧、東欧では強力な貴族、身分制議会にプロテスタント派と反宗教改革派が結合して相対立し、六四年にルッター派が負けたバヴァリアはただちに反宗教改革のモデル国家になつてしまふ——また同時に熱狂的な魔女迫害のモデル

にもなる。そしてフランスではすでに五九年にギーズ家に過激派カトリック、シャティヨン、ブルボン家にユグノー派が結合し、後にモンモランシー家にユグノー派と同盟する穩健派カトリックと穩健派ユグノーからなる公不平分子の公ボリチック派が結合する。まず最初に危機が訪れたのはフランスであった。

アンリ二世以後長年の対外戦争で財政的に破産し、幼王の公空位時代に入るフランス王権はこの宗教・政治問題を解決できるだろうか。¹⁾王権にとってこの問題を解決する方法は原則的には少数派であるユグノーを徹底的に弾圧して国外に排除するか、あるいはユグノーに対する宗教的寛容を法的・政治的に効果を伴なって実現するか、二つに一つであろう。しかし実際には選択の余地はないであろう。前者の解決策は今や一大勢力に成長したユグノー派を前にしては内戦しか意味しないだろう。後者の解決策を、ユグノー派を満足させかつ過激派カトリックを抑えうる限りで、実現するしかないだろう。とにかくどちらの解決策も強力なあるいは権威ある王権でなければ実現できないであろう。まずアンリ二世の後をうけて王妃メアリー・スチュアートの伯父にあたるギーズ家のギーズ公フランソワとロレーヌ枢機卿が一四才の病弱な幼王フランソワ二世の宮廷をぎゅうじり、弾圧政策を強化していった。それに対してユグノー派はブルボン家のコンデ公を指導者に六〇年三月のアンボワーズの陰謀始めギーズ家打倒の陰謀を企ててゆく。そしてロレーヌ枢機卿を攻撃したオトマンの『フランスの虎への書簡』に代表されるユグノー派のパンフレットがこうした企てを正当化してゆく。ギーズ家は外国人であり、幼王の場合には三部会を召集して王族（その筆頭のナヴァール王アントワヌ）を摂政にするという王国基本法に違反した王権の篡奪者である。従って王と王母、王国のために外国人の王権の篡奪者ギーズ家を打倒することは正当である。ここにユグノー派はカルヴァンの無抵抗の教えを捨てて武力抵抗を開始した。ジュネーヴの神学者の非政治的な教えは安全なジュネーヴの教会の説教では通用した

が、迫害を前にした戦場では通用しなかった。こうした武力抵抗にユグノー派内部の俗人的要素と教会的要素、むしろ貴族的要素と教会——市民の都市的要素の分裂をあまりみてはならない。確かにカルヴァンはそうした企てを認めはしない。しかしベーズはカルヴァンと違うのであり、実際にフランス改革派教会を指導するのはベーズ、それにフランスのヴィレである。彼らは亡命してローザンヌのアカデミーにいた五〇年代にすでにルッター派のマグデブルク信仰告白の武力抵抗の理論を導入し、一般理論化していた。事実ベーズはアンボワーズの陰謀の首謀者ラ・ルノールに非常に示唆的な詩篇九四章の訳をつけてオトマンのパンフレットを送っている。そしてベーズとヴィレは六年一〇月のボワッシーの会談後コンデやシャティヨン家のコリニー提督と協力してユグノー派の軍事組織を形成してゆくのである。

すでに状況は危機的であったが、しかしまだ希望はあった。新旧両派の和解の可能性はまだ残っているようにみえた。カトリックは内戦から王権を守るために新旧両派の和解政策を開始した。六〇年五月にエラスムス派ユマニストの宗教平和論者である会計検査院の首席長官ミシェル・ド・ロピタルを大法官に採用し、八月にフォンテーヌブローに新旧両派の代表を召集して和解の可能性を打診した。このフォンテーヌブローの諮問会議ではコリニーは改革派に教会設立と礼拝の自由を公認するように要求し、オトマンが公フランスの虎と攻撃したロレーヌ枢機卿はこの時期にはまだ穏健派カトリックのヴェイエンヌの司教シャルル・ド・マリヤックやヴァランスの司教ジャン・ド・モンリュック同様公会議が開かれない以上三部会にはかってフランス独自の全国宗教会議を開催することを要求した。ここに一四八四年以来召集されたことのない三部会の召集と全国宗教会議の開催が決定され、和解政策の方向がうちだされた。そして六〇年一二月にフランソワ二世が死に、九才で即位したばかりのシャルル九世によって召集されたオルレアン三部会から和解政策は本格的に開始されるのである。このカトリック——ロピタルの和解政策は全国宗教会議

によって新旧両派の宗教的統一をめざし、それが達成されるまでの間宗教的寛容を政治的に保障しようとするものである。これは一方でフランソワ一世の治世の三〇年代に試みられ、ドイツでは五五年にアウグスブルクの和議で領邦教会主義 (*curius regio eius religio*) という不寛容を領邦の内部に閉じこめることで解決されていた和解政策との連続性を示している。しかし他方で、将来の宗教会議で公一つの信仰を回復するまでの一時的なものではあるが、改革派に信仰と礼拝の自由を認めようとするものである。(公ポリチークとは政治的理由から二つの宗教の共存を主張する者だとして和解を最終的希望に寛容を主張するユマニストや良心を根拠に寛容を主張するカステリオンと厳密に區別されているが、こうしたとらえ方は誤りである。こうしたとらえ方は基本的にはカトリックやアンリ四世といった政治家にしか妥当しないだろう。確かにポワッシー会談で和解に失敗した後のロピタルやエチエンヌ・パスキエは宗教再統一の困難さを認識しており、かなりの程度妥当しよう。しかしポリチーク最大の理論家とされているポダン始め大部分のユマニストは宗教再統一の希望を決して捨てずに寛容を主張しているのである。ここからそうしたポリチークのとらえ方が狭すぎることは明らかであり、もっと広くユマニスト——宗教的には穏健派カトリックと穏健派プロテスタント——としてとらえる必要がある。このことは寛容の根拠づけでも同じである。政治的理由からというとらえ方は基本的には先に述べたような政治家にしか妥当しないだろう。政治的理由を重視したという点ではポワッシー会議の失敗後のロピタルやパスキエにかなり妥当しよう。しかしロピタルを含めほとんどすべての和解を主張するユマニストは良心からも寛容を根拠づけているのであり、これはキリスト教ユマニズムの伝統であった。この点でカステリオンの寛容論が彼のプロテスタントイデオロギからでてくることに特徴があるとされていることにも問題がでてくる。それはキリスト教ユマニズムの福音主義と区別がつかないのであり、彼の寛容論はプロテスタントイデオロギからでてくるのかキリスト教ユマニズムの福音主義からでてくるのか断言できないのであり、いずれにせよユマニストとし

ての側面を無視してはならないのである。)カトリックは六〇年一月二月に全国宗教会議の開催と王の財政再建の問題を討議させるためにオルレアンに三部会を召集した。その有名な開会演説でロピタルは熱烈に教義の一致による和解を訴えた。

△宗教が異なる者の間に平和、安全、友情を期待することは愚かなことである。宗教に関する意見ほど人間の心のなかに深く入りこみ、人間を離反させるものはない……我々は今日宗教の同じ二人のフランス人とイギリスの方が同じ領土支配下の同じ町の宗教の異なる二人の市民よりも友情をもっていることを経験して知っている。このように宗教による結合は祖国による結合よりも強いのである……言語の分裂は王国の分裂を引き起さないが、宗教と法律の分裂は王国を二つに引き裂く。ここから△一つの信仰、一つの法律、一人の王▽という古い諺が生まれる。こうした別の対立した意見をもった者が武器に訴えることを抑えることは困難である。何故なら詩人が述べているように戦争は手近かにあり、不和と論争を伴うからである。▽

そして教義の一致による和解を実現するために武器の使用と論争をやめるように訴えた。

△神の大義のために武器をとるといふ議論は問題にならない。何故なら神の大義は武器によって守られる必要がないからである。汝の剣を鞘におさめよ。我々の宗教は武器によって始まったのではなく、武器によって維持されて続いたのではない。▽

△穏やかさは厳しさにまさるではないか。ルッター派、ユグノー派、法皇派といった悪魔的な言葉、党派、徒党、叛徒の呼び名を使うことはやめようではないか。キリスト教徒という呼び名を変えずにおこうではないか。▽

六一年に入るとカトリックは次々と和解政策のための地ならしを始めていった。一月には△宗教のことで議論し、論争し、批難すること▽を禁止して宗教上の理由で捕えられている者の裁判の中止と釈放を命じ、三月にはコンデに特赦を与え、ナヴァール王アントワーヌに王国総代官の地位を与え、四月には△ユグノー派▽や△法皇派▽という言葉

使つて争うことを禁止して信仰の自由を認めた。しかしカトリヌはここで重大な失策を犯した。ギーズ家とシャテ
イヨン、ブルボン家、過激派カトリックとユグノー派の間に和解が成立したとしても、それを現実のものとするため
には彼女を支える第三の勢力が必要であろう。それはモンモランシー家をおいてはなく、カトリヌもモンモランシ
ー筆頭元帥も意識することなしにその好機をつぶしてしまった。フランソワ二世の死によってギーズ家の勢力がおち
たのに対応して宮廷で勢力をもちかえしたモンモランシー筆頭元帥は信仰を共通にするギーズ家と姻戚であるシャテ
イヨン、ブルボン家の中間にあつてロピタルと意見が一致していた。しかし彼は伝統的にギーズ家とモンモランシ
ー家の間で分けられていた王国最高の地位がブルボン家に与えられたのに不満をもつてギーズ家と同盟してしまつた。
ここにギーズ公、モンモランシー筆頭元帥、サン・タンドレ元帥の強力な公三巨頭体制が六一年四月に形成され
た。それでもカトリヌは和解政策を続行し、六一年八月に全国宗教会議の開催と王の財政再建の問題を討議させる
ために僧侶をポワッシーに、貴族と第三身分をポントワーズに召集した。この三部会ではカトリヌは非常な成功を
取めた。和解政策は貴族と第三身分で全面的に支持され、財政再建の問題では聖職身分から今後六年間にわたり一六
〇万リーヴルの献納金を納め、さらにその後の一〇年間に七六万リーヴルのパリ市庁債の債務を償却することの約
束をとりつけた。そしてそれに引き続いて九月九日に全国宗教会議たるべきポワッシーの会談を開くことを決定し
た。〈教義という言葉が何を意味するのか知らない〉(ヴェニスの大使スリアーノ)カトリヌと教義の問題に極め
て樂觀的なエラスムス派宗教学平和論者ロピタルがここに新旧両派の代表に教義を討論させるための会談を開いた。し
かし開会演説でロピタルが教義の一致による宗教学平和を達成するために聖書と神の言葉にのみ基づいて公煩瑣で細か
い議論を一切はぶき、〈謙虚に〉討論することを要求したすぐあとに、聖体の秘蹟という両派で異なる教義の問題
が漏出されるや否や両派(ベーズ対ロレーヌ枢機卿とトゥールノン枢機卿)は激しく対立し、和解は望むべくもなか

った。九月二五日にイエズス会の総会長ライネスが介入して唯一の真の宗教会議はトリエントの公会議だけであり、この会議は無効だと宣言すると、会談は実質的に終わった。カトリックは涙を流したが、それでも和解の努力を繰り返した。しかし結果はいつも同じであり、一〇月一四日にポワッシーの会談は何の成果もあげずに終わった。

ポワッシーの会談失敗後危機が訪れた。王権の和解政策に不満をもった貴族たちは三巨頭を先頭に王の許可をうけずに宮廷を去って領地に帰り、過激派カトリックの地方リーグが形成され、フェリーペの介入さえ語られるようになった。それに対してユグノー派は南西フランスで公然と公防衛のために軍事組織を形成していった。カトリックは軍隊もなく、それを備って維持する金もなかった。王の軍隊、とくにヨーロッパ最強と謳われた砲兵隊はギーズ家に掌握されていた。ギーズ家の脅迫を前にしてはユグノー派に依存するほか道はなかった。カトリックはベーズとコリニーを宮廷に迎えて政策を諮問し、緊急の場合に軍事力を提供する約束をとりつけた。そして一連の和解政策の総決算としてユグノー派の支持をとりつける和解放王令をだすための会談を二月二〇日にサン・ジェルマンで開く王令をだした。このサン・ジェルマンの会談は遅れて六二年一月三日に開かれ、その開会演説でロピタルは教義の一致による一つの信仰達成の困難さを認識し、内戦を避けるために二つの宗派の共存を主張した。ポワッシーの会談の失敗に学んで彼は楽観的なエラスムス派宗教学平和論者たることをやめたのである。すでに前年のポワッシー会談後に教義の一致による宗教再統一の困難さを指摘し、内戦を避けるために二つの宗派を承認するように勧告していたパリのバルマンの弁護士エチエンヌ・パスキエ同様に『国王顧問会議の君侯と大貴族に対する、宗教のことでフランスをおびやかしている内乱を予防するための勧告』。

△一方の側に全面的に加担するように王に助言する者は、部分でもって部分を戦わせるために武器をとるように王に建言する者と同様に、体の死滅をもたらそうとしているのである……どの部分が勝利しようとするか勝利は損失にすぎないということを誰も認めざる

をえない。情念にふりまわされずに二つの党派に対して平等に対処する者こそ最良の方法を提案し遂行する者である。V

△王はあなた方がどの意見が最もよいかについて論ずることを決して望んではない。何故ならここでの問題は宗教の確立ではなくて国家の確立だからである。破門された者でも市民であることには変わりないのである。妻の誤まちは隠すべきだとか耐え忍ぶべきだと言われるように、家庭内でカトリックである者が新宗教の者と平和に生活することをやめずに愛情をもち続けるのと同様に、異った意見をもつ者と平和に生きることが可能なのである。V

ロピタルの希望に反して宗教的寛容の敵同士が聖像礼拝という教義の問題をめぐって激しく対立したあと、シャルル九世は公宗教の問題をめぐる混乱と騷擾を鎮める最も適当な方法として一月王令を出し、ユグノーに都市の城壁外では公けの、城壁内では私邸内に限っての礼拝の自由、それに教会会議を開くこと、牧師の活動の自由を認めた。法規で少数派にこれほどの権利を認めた例はいまだヨーロッパのどこにも、当時事実上宗教的寛容が最も実現されていたポーランドでも、なかった。この王令はユグノー派を満足させた。ペーズはシャルル九世を公新しいヨシニア、公真の宗教を確立すべきプロテスタントの理想の君主と称賛した。しかし当然のことながらこの和解王令はカトリック側の反動を招いた。パリのバルマンはその王令の登録に反対し、三巨頭を頂点とする過激派カトリックはその王令を認めず、弱体で権威のない王権はこの解決策を現実のものにすることができなかった。むしろ弱体で権威のない王権が出したこの王令こそが不穏な状態に油をそそぎ、宗教戦争を引き起こすことになる。三月一日にギーズ公の軍隊がパリへ向う途中シャンパーニュのヴァッシーで礼拝中のユグノーを虐殺するという事件が起きると遂に火を点じられ、ここに九八年のナントの王令まで八回にわたってフランスをいためつける宗教戦争が始まった。

このフランスの歴史の転換期はボダンの生涯にとっても転換期であった。

△パリのバルマンの弁護士時代とこの時代の著作…『方法論』、『マレストロワ氏への反論』△

ジャン・ボダンの生涯 (二)

ボダンはいつトゥルーズを去ってパリに出たのか正確には解らないが、おそらく一五五九年であろう。とにかく第一次宗教戦争が始まってすぐの六二年六月にはすでに弁護士になっている。五九年のアンリ二世の介入以来過激派カトリックが強化されていたパリのバルマンは六二年六月六日に弁護士を含め全構成員に四三年の正統教義集に従って公けに信仰告白することを義務づける決定をした。この決定に従って六月一〇日に三六七名の弁護士が公けにカトリックの誓願をし、そのなかに二人の△ジャン・ボダン Jehan Bodin△、我々のボダンとジャン・ボダン・ド・モンギシエがいる。このもう一人のパリのバルマンの弁護士のジャン・ボダン、ジャン・ボダン・ド・モンギシエはのちに我々のボダンと区別する際にしばしば問題になるであろう。彼がトゥルーズ大学をやめてパリのバルマンの弁護士になった理由は、彼自身の言う所によれば、△いわゆる公衆と人民に仕えるために裁判所に入った△のであり、△大学から動かない法学者△をやめて△実務についた法学者△になるためであり、法学の知識が△大学のチリ△のなかではなくて△法廷の戦場△にあるからであった。彼がトゥルーズ大学を去る理由にはそこで安定した地位を手に入れる見込みがなかったということもあつたかもしれない。さらにはすでに五九年以来新旧両派が軍事的に対立し、過激派カトリックの支配下におかれることになるトゥルーズにいらつたという事情もあつたかもしれない。しかしその理由は確かにもっと積極的なものであり、積極的に実践を求めてであつたらう。実践を求めてが時代の趨勢であつた。フランソワ一世の和解政策の時代以後政治の世界から退いていたユマニストが大法官ロピタルを頂点に再び実践を求めて政治の世界に登場していた。彼らはロピタルを頂点にヴィエヌヌの司教シャルル・ド・マリヤック

やヴァランスの司教ジャン・ド・モンリュックといった教会人、パリのバルマンのギー・デュ・フォール、クリス
トフル・ド・トゥー、ジャン・デュ・フェリエといったレジストを中心に公不平分子に公ポリチックと呼ばれる人
々の集まりを形成していた——まだ政治党派ではなくて知的なサロンにすぎなかったが。それらのサロンにもしばし
ば加わっていたロンサールやデュ・ベレーといったブレイヤード派の宮廷詩人でさえ公当代の悲惨を論じ、君主や
国民に和解を訴えていた。フランソワ一世の治世に公世界の和解を主張し、その後自らは一宗教でありながら他の
どんな宗教に対しても寛容なイスラム世界を旅していた宗教平和論者ギョーム・ポステルは再び宗教的和解とイスラ
ム世界で実現されているような寛容を主張していた。カルヴァン派からルッター派に移ったフランソワ・ボードゥア
ンは熱烈な宗教平和論者ゲオルク・カッサンデルの著作をたずさえてポワッシーの会談に加わり、宗教的和解を要求
していた。エチエンヌ・パスキエは内戦を避けるために二つの宗派を承認するように要求し、カステリオンは二つの
宗派に良心の自由を認めるように勧告していた。そして大学のユマニスム法学者もその一部はユマニスム法学が文献
学の方法だけを使って私法中心になされていることを批判し、法学を法・政治の実践に役立つものにしようとしてい
た。お互いに知ってはいたが仲の悪かったボードゥアンとオトマンは五九年に揃って公政治的人間、つまり法学者、
公武器は法服に劣る」と宣言し、法学を公法・政治中心の実践的な学問にする作業にとりかかっていた。彼らがその
実現を期待したのも公フランスのソロモンにロピタルであった。ボダンは法学においては彼らと同じ立場をとること
になる。そして実践への道は旧貴族の出自でない者にとっては最高諸院の構成員を中核にしたレジストになること
であった。当時レジストになることはコミセル、さらには政治的に重要なポストに採用されるのにも最も有利であっ
た。彼らレジストは一五世紀中葉以来慣習法の批判的比較による体系化によってフランスに共通の法典を作りつつあ
り、そして王権神授説によって法皇と皇帝の上位権を否定し、フランス王権を栄化する王権論を展開していた。その

理論的頂点にユグノーのデュ・ムランが立っていた。ボダンがデュ・ムラン始めレジストの伝統から決定的な影響をうけることになるし、またのちに政治生活への道を歩むことになる。

しかしこの時期のユマニストの実践を求めてはフランソワ一世の治世のそれとは非常に性格が異なっていた。もはや君主に対する期待も明るさもなく、ボダンもこの王国で最も偉大な人物の一人と称えている大法官ロピタルという人物で一応まとまっていただけである。彼らは病弱な幼王と女性で外国人で平民の出であるカトリヌの治世には空位時代しか見出さなかった。彼らにとってアンリ二世以後の治世は彼らの理想の君主フランソワ一世が築いた学芸と国際政治におけるフランスの栄光の時代からの没落の過程でしかなかった。ボダンはこう述べている。

△しかしこれほど偉大なわが君主〔フランソワ一世〕がこの世から奪い去られると、嘆かわしい変化が起った。その偉大な君主が文芸の畑に種をまいたのに、学芸の豊かな収穫と熟れた果実を刈りとらねばならない君主たちは腐り落ちるがままにした。むろん農夫の報酬はとりあげられて最も怠惰で不道德な者たちと与えられた。フランス全土にあかあかと光り輝やっていた才能の光が一人窮乏のうちに消えていったことを私はまったく苦々しい痛根の念なしには思いおこすことができない。▽

△フランソワ一世の治世の終わり頃にはフランスはまったくもって偉大で、豊かで、軍事と法律において輝やいていた。……世界のすべての君主と講和が結ばれ、国境はミラノの城門にまで広がりが、王国は偉大な名将や世界で最も博学な者でみちていた。その後アンリ二世が治めた一二年間に事態はほとんど全面的に変ってしまった。……官職は今まで以上に売られ、保護は人を考慮せずにと与えられ、高級官職は最も高い値をつける者に売られ、かくして最もそれに値しない者に与えられた。収入は今だかつてなかったほど多かったが、しかし彼が死んだときにはフランスの財政状態は四二〇〇万の借金があった。ピエモンテを失ったのに次いでサヴォワ、コルシカ島、それにネーデルランドとの国境地帯を失った。失った領土は小さいとはいえず失った名声と名譽は大きい。▽

ボダンは、彼より一世代後のレジストたちの証言によれば、弁護士としてはあまり成功しなかったようだ。彼は弁護士の仕事よりはむしろ研究の方に専念しており、彼自身の言う所によれば政策的にそうしたのである。△私はい

ゆる公衆と人民に仕えるために裁判所に入ったとき、裁判の仕事のない時間はすべて法学の研究に使い、著作によってあるいは私にできる何らかの仕方での不死の神について我々がすべてを負っている国家に報いようと決心した。⁽⁸⁾彼のこの時期王立教授団の講義にも出席し、そのヘブライ語の教授ジャン・サンカルブルとジャン・メルシエのもとで『ヘブライ人の市民法大全』タルムードを読んでいる。⁽⁹⁾しかしだからといって彼がこの時期レジストのグループに加わらず孤立していたと考えることはできない。これまでポダンはしばしば逆説的にも孤立した最大のポリチークの理論家だと考えられてきた。暗黙にであれカール・シュミット派のロマン・シュヌール(三一—五六)のように真っ向から主張してであれ、ポダンは当時のレジストや政治家と関係をもたず、積極的な政治的活動はしなかった、少くともポリチーク最大の理論書『国家論』を出版するまではそうであったと考えられてきた。こうした見解は資料不足から性急に引き出されたものである。まず彼がレジストの社会から孤立していたとは考えられない。そもそもレジストの社会は法服貴族かそれになるうとする中産階級という共通の社会層を出自とし、しばしばトゥルーズ、オルレア、ブルジュといった同じ大学をで、法学とユマニスムという共通の教養をもち、宮廷や貴族の享樂的な生活態度とはまったく異なった共通の禁欲的な生活態度をもち、しばしば同じ知的なサロンに集まった非常にまとまりのある社会であった。事実彼が実践を求めた時期に著作を捧げたのはすべて指導的なレジストである。『方法論』はバルマンの予審部の長官ジャン・テシエに、『マレストロワ氏の反論』はバルマンの長官メルザンの領主ベルナル・ブレヴォに、『国家論』はバルマンのレジストからアンリ三世の顧問になったピブラックの領主ギー・デュ・フォールに、『普遍法の分割』は会計検査院の首席長官でバルマンにも加わっていたジャン・ド・ニコレに、『魔女論』はバルマンの首席長官クリストフル・ド・トゥーに捧げられた。そして彼はトゥルーズ大学やこの時期に知り合った多くのレジストと生涯にわたって交際している。彼の宗教的立場を書き送る親友デ・マトラ、彼がリーグを支持したこと

に驚くドギエもしくはドージュ、バルナベ・ブリソン、そしてクロード・フォーシエ、ピエール・アイロ、ローラン・ビニョンなどである。さらに彼はこの時期にもヴェニス⁽⁶⁾の外交官ミケレ・スリアーノ⁽⁷⁾や後に述べるプロテスタント側の外交官と交際し、そして後に詳しく述べるように『国家論』を書く以前にも政治生活を送り、フランスのみならずヨーロッパ諸国の多くの政治家や外交官と知り合って交際している。

それにこの時期の彼の交友関係の特徴はプロテスタントの側、とくにルッター派の者たちと交際していることである。六一年の末からルッター派のザクセン選帝侯アウグストの駐仏大使としてパリに来ていたユベール・ランゲ、メランヒトンの娘婿でウィッテンベルク大学教授兼ザクセン選帝侯アウグストの侍医がスパール・ポイツァー、それにスウェーデン人のガスパール・ホルスターなどと交際している。彼はこの時期確実にプロテスタンティズム、おそらくルッター主義に親近感をもっていた。宗教戦争の初期に書かれたと思われるパリのバルマンの弁護士ジャン・ポトリュ・デ・マトラ宛の手紙(文献目録ニール)で彼自らそのことを表明した。彼がいつまでプロテスタンティズムに親近感をもっていたのか正確には解らないが、おそらくポリチーク・不平分子派とユグノー派の連合の指導者アランソン公に仕えていた七四年までは親近感をもっていただろう。そして宗教戦争に危機意識をもってモナルコマキを論敵に選ぶ七六年の『国家論』を書いた時期には、少くとも彼の宗教思想にキリスト教的要素がまったくなくなる八〇年の『魔女論』を書いた時期にはすでに親近感を失っていただろう。その時期彼は同時代人からプロテスタントだとみられた。六九年から七〇年までの第三次宗教戦争の一年半をユグノーとして投獄され、七一年から七四年までのアランソン公に仕えていたときにもユグノーだとみられた。彼の著作『方法論』は七八年と八一年にイタリアの禁書目録といわゆるリスボンの禁書目録に入れられ、そして『国家論』『魔女論』とともに九〇年には訂正されるまでという条件で、九四年、九六年には無条件にローマの禁書目録に入れられた。〈博学なイエズス会士〉アントーニオ・ボ

セヴィーノはルッター、メランヒトン、カルヴァン、それにマグデブルクの歴史家たちを使い、ジュネーヴを称賛している『方法論』に『国家論』『魔女論』以上に明確に公異端ををかぎだした。確かにこうしたことからだだちに彼の宗教的立場を論ずることはできない。何故なら、モンテーニュが公私は中庸がこのような病気におかされた時代にもたらず不幸をなめた……ギベリン党（ユグノー派）からはグエルフィ党（過激派カトリック）とみられ、グエルフィ党からはギベリン党とみられた（『エッセー』三—12）と嘆いたように、彼は友敵理論が妥当する時代に生きていたからである。しかし彼をプロテスタントだとみた同時代人は過激派カトリックやイエズス会士だけではなく、彼の友人たちでもあった。彼は八八年に過激派カトリックのリーグを支持したとき、彼をプロテスタントだとみていたこの時期の友人たちの驚きに対して弁明しなければならなかった。ジャック・オーギュスト・ド・トゥーの次の証言はボダンの友人たちの意見でもあった。公以前にプロテスタントの信仰告白をし、その教義から決してあまり離れていなかったボダンはアランソン公がその兄弟である王と不和になるたびにその王子の側についていた……それはともかく、彼は公神のことにおける我々の意見が異なる親友デ・マトラと宗教戦争の原因について論争した手紙で自らプロテスタントの立場を表明した。彼はデ・マトラが公私の宗教むしるキリストの宗教を暗に批判し、すでにフランス全土で燃えあがったこの内戦の原因を、あたかも第一原則から引き出すかのように、そこから引き出すとしていることとに反論する。まず公真の宗教に対する批判は人間の傲慢というものであり、内戦の原因は公真の宗教にはなく、とくにアウグスティヌス（『神の国』）が述べているように、公人間の不信仰と潔白なキリスト教徒に対する最も残酷な刑罰にある。もし公真の宗教が内戦の原因であるとすれば、それは公劇薬が非常な苦痛の感覚と弱まりゆく呻き声なしには慢性的な病気をなおせないのと同じ仕方である。つまり神に選ばれた少数者（公少数者）が神の命令によっておこなう内戦の場合である。

△我々は次のことでは意見が一致している。つまり人間は神によってかなり特別な地位を与えられて創造され、最も立派な徳を与えられているが、いったん道からはずれると不断の墮落が人間の魂をどんな報酬も善に駆り立てることができず、どんな刑罰の苦痛も悪から遠ざけることができない程おかしきまう。そこでもし全能の神が自らの決めた時に最も有徳な少数の者を出現させ、彼らを使ってその他の正しい徳の道からはずれた人間を導かなければ長い闇と暗黒の状態が続くことになる。▽

例えばコンスタンティヌス大帝が君主の名前を濫用している暴君に対して△聖戦▽をしかけたり、旧約のモーゼやエダが迷信、偶像崇拜に陥り、それを矯正しようとする善良な市民を弾圧する寺院や都市を神の命令によって破壊したりした場合である。むしろこの場合にも内戦の原因は神の意に反した残虐な暴君や迷信、偶像崇拜に陥って善良な市民を弾圧する寺院や都市の側にある。そして彼が迷信、偶像崇拜に陥って善良な市民を弾圧していると考えるのはカトリックである。△我々を攻撃している者たちが提示し、激しい議論の対象になっている若干の主要な論拠▽、つまり聖者礼拝、ミサ・聖餐の秘蹟、煉獄、それに△誤った宗教を装うのも真の宗教を隠すのも神に対する冒瀆である▽という主張を批判する。これらのカトリックの教義と秘蹟は後の時代の作りごとであり、煉獄の火に到ってはギリシア人やアジア人の考えであり、聖書に反した△不信仰の迷信▽、△神に対する冒瀆▽である。残念ながら手紙はここで切れているが、彼が自分自身をプロテスタントだと意識していたことは明らかである。

しかし彼はプロテスタントだという意識をもってカトリックの教義と秘蹟を迷信、偶像崇拜だと決めつけながらも、カトリックの友人と交際できたし、六二年には公けにカトリックの誓願をして弁護士になっている。それに過激派カトリックだけではなくユグノーも激しく主張していた△誤った宗教を装うのも真の宗教を隠すのも神に対する冒瀆である▽という主張を批判している。では彼のプロテスタンティズムの内容はどういうものであったのだろうか。宗教が異なる者同士の間にも友情は成立するとして、彼は△真の宗教▽を次のように定義している。

△以前に何通かの手紙で君に書いたように、眞の宗教は浄化された魂の神への眞の転化 (conversion) 以外のなにものでもないという
 うことを君が理解すれば、我々の宗教上の意見の相異は我々の友情を妨げるものではない。▽

彼はこの△眞の宗教▽の定義を生涯保持しているが、この人間の魂の神への神秘的な転化、昇化、合一という思想は
 新プラトニズムである。そして彼は神への転化、昇化、合一は誰にでも可能だとは考えなかつた。人間は神の写しと
 して神に転化、昇化、合一できるような特別な被造物として創造されたが、しかし人間の本性が墮落、△不断の墮落
 △であるがゆえに、神の助けなしにはそれは不可能なのである。それは神に選ばれた少数者にのみ可能なのである。

この主張もカルヴァンの予定説とは何の関係もなく、新プラトニズムである。このことは彼が神に選ばれた少数者と
 してあげている例からも明らかである。それは古典古代では△ピュタゴラス、ヘラクレイトス、タレス、ソロン、ア
 リステイデス、アナクサゴラス、ソクラテス、プラトン、クセノフォン、ヘルモドロス、リュクルゴス、ヌマ、スキ
 ビオの一族、カトーの一族▽である。ここで特徴的なのはアリストテレスが入っていないことであり、彼が最も重視
 しているのはプラトンである。プラトンとプラトニストは△唯一の神の礼拝と不死の魂の作用と力▽をすでに知って
 いたと称賛している。そしてイエス・キリストであり——三位一体は否定され、イエス・キリストは神に選ばれた少
 数者である——、コンスタンティヌス大帝であり、旧約のモーゼやユダといった△聖人▽△予言者▽である。このよ
 うに彼のプロテスタンティズムはそのじつ新プラトニズムである。彼は新プラトニズムによって宗教を神秘的な神へ
 の転化、昇化、合一にだけ係わる問題であり、個人の魂にだけ係わる問題だとした。宗教は教会も教義も秘蹟も必要
 としないものであり、友情や社会、政治生活も必要としないものであり、まったく個人の内面の問題である。彼はこ
 の新プラトニズムによる宗教の神秘化、内面化からプロテスタンティズムに親近感をもっていたのである。このよう
 に宗教がその神秘化、内面化された△眞の宗教▽だけに係わる問題だとされると、その点でだけ同意が成立すれば宗

教の違う者同士の間にも、キリスト教内部の諸宗派の者の間だけではなく、キリスト教と異教の区別はなくなつて世界中の宗教の者の間にも、友情は成立することになる。そして内面的・私的な公真の宗教と外面的・公的な宗教が峻別され、宗教が内面的・私的な公真の宗教だけに係わる問題だとされると、外面的・公的な宗教は便宜の問題になる。ここから彼は内心ではプロテスタントだという意識をもって公けにはカトリックを表明することをはばからなかった。むしろ宗教的迫害や政治的無秩序を防ぐためにそうすべきだと主張した。彼は『方法論』で宗教改革とその結果にふれてこう主張している。

△ポヘミア人とザクセン人が最初にローマの宗教儀式を捨てた。それがどんなに賢明なことであつたかについては論じないし、またその場所でもない。彼らは法皇の欺瞞をあげた特別に重要な人物を加えていたが、しかし会談が開かれて長い間熱心に討議されていたのに、最も危険な道をとつた。私はここでは理解してはいなくせにただちに彼らの意見にとびついた一般大衆と農民について語っている。たちまちザクセン全土、バルト海の諸都市、デンマーク、ノルウェー、ゴート族のスウェーデン、スウェーデンのゴート族に由来するスイス、そしてそれに次いでイギリスとスコットランドがローマから離れた。北方諸国ほどではないが高地ドイツでも長い間抵抗が続けられ、今だ完全には古い宗教儀式を捨ててはいない。フランスでは事態ははるかに困難である。例えばスライダヌスは……フランスに住んでいた九年間に観察した最も残酷なフランス人の火刑について証言している。我々国では四〇年間まったく不幸なことにそうした火刑が加えられ、執行されているのである。ある者は宗教に動かされて神に従順さを示そうとして、またある者は一切の快樂、富、名譽、ついに生命よりも唯一の神の礼拝を優先させて、そうした火刑を行つていたのである。ドイツではバウアリア生まれのレオ皇帝の治世を除いてはこれ程の火刑がなされた例はない。イタリアはやつとのことで古い意見から引き離されずすんだ。もしドイツ人が彼らの受け入れた宗教に一貫してとどまっていたならば、ずっと容易に他の国民を自己の意見に引き入れることができたろうが、しかしすぐにあれこれと分裂し、非常に様々な意見を受け入れてしまった。彼らはすぐにフスやルツターだけではなくて、アナ・バプテイス、ライデン、ツヴィンダリ、カールシュタット、オジアンデー、ヴェストファル、ダウイド、スタンカール、アダム主義者、ヴァルド派、和解主義者、その他ほとんど数え切れないほどのセクトを受け入れた。……私はあらゆることにおいてと同様に人間の意見や行為においても持続 (constantia) と呼ばれるある

種の立派な中庸、軽々しさ (levitas) と頑迷さ (pertinacia) の中間にある中庸をとるべきだと考える。絶えず一つの意見に固執することは決して知恵者にとってほめられたことではない。むしろ航海においてたとえ港にたどりつけなくても嵐に従うことが航海術であり、その際舵をどの方向にでも向け、帆の方向をしばしば変えるのが最も賢明だとされていると同様に、多様で変化する人間のことに於いては (神のことに於ける場合は別であるが) 意見を交えることが誠実なことだと偉大な知恵者は考えている。国家のことに於いてはできる限り同胞を説得するように努めよと言われている。しかし自分の意見をかたくななまでに主張し、反駁されることは恥であり、打ち負かされることは潰神だと考える者、あるいはいつたん受け入れた意見を捨てるよりは命を捨てる方をとる者、こうした者は自分自身にとつても同胞にとつても有益な人物ではなく、国家の滅亡をもたらす者である。そこで最も知恵あると万人が認める所のプラトンとクセノフォンは国家のために嘘をつくことをマジストラに認めたのである。▽ (Methodus, V, pp. 156-157v)

こうした宗教の神秘化、内面化、それに内面的・私的な公真の宗教と外面的・公的な便宜的宗教の峻別、両立の主張は『国家論』以後の彼の宗教的寛容論の核となるものである。そしてこの問題は生涯非正統であり続けた彼の存在がかかった問題でもあり、彼は宗教的寛容論を公善良な人間が自己の内的確信に反する宗教を表面上とることが許されるかという問題としても提示するのである。

ボダンが研究時間を確保しながら弁護士活動をする政策の成果として六六年、三六、七才のときに『歴史を平易に知るための方法』を出版した。彼はこれ以前に一二世紀以来のローマ法の公法、公国家組織に関する法ディクレタス (学説類集、一—一一一) という意味での法・政治理論の伝統に立って主権論を扱った五つの論文「権力論 De imperio」、「宣戦布告権論 De decretis」、「裁判権論 De jurisdictione」、「法律行為論 De legis actionibus」、「裁量論 De iudiciis」を書いていたし、それに七八年に手を加えて出版する『普遍法の分割』(6) を書いていた。彼はこの『方法論』で非常に成功を収め、有名になった。

一六世紀に入ると「方法 methodus」という言葉がしばしば用いられ、その言葉を表題にもつ本が数多く出版されるようになる——もっとも「方法」という言葉はまだ専門用語ではないので、その言葉のギリシア以来の伝統同様、様々な意味で用いられ、また様々な言葉で表現されたが（例えば、*artes, loci, institutio, ratio, modi* 等々）。デカルトが一六三七年に『方法序説』を出版したときにはすでに方法の問題はそれ自体としては新しい問題ではなく、むしろ一世紀以上にもわたって激しく議論されてきた古い問題であった。この事実は一六、一七世紀の「科学革命」との関連で注目されてきた。E・カッシーラー、とくにJ・H・ランドルはパドヴァ学派のアリストテレス主義の方法論とくにガリレイに影響を与えたとされるジャコポ・ザバレラの『方法論』（『論理学著作集』一五七八年）——実践的学問のための「分析的な方法」と理論的学問のための「総合的方法」の二つの方法——に權威に頼っていた伝統的な思考様式からの決定的な転換、そしてガリレイからデカルト、ニュートンに至る数学的方法の確立を見出した。しかし方法の問題はパドヴァ学派によってのみ議論されたのではなく、ユマニスムがアルプスを越えて広がると方法の問題は広くユマニスムによってヨーロッパ中で議論され、様々な学問分野で方法的反省がなされていた。ヴィヴェス、メランヒトン、ラムスに代表される「弁証法論者」は長い年月をかけてテキストを読んで注釈する講義と議論を主体にした中世の教育を批判し、学問を体系的で、実践に役立ち、平易で短期間に教えられるものにしよとする教育改革の一貫として論理学の改革を提唱していた。歴史学ではその手法が一五世紀の中頃以来ヴァラに代表されるイタリヤ・ユマニストによって、とくにキケロを模倣し、修辞学や倫理学の一分野として議論されていた。神学や法学では歴史学の影響をうけてその方法が議論され、神学——歴史学ではエラスムス、メランヒトン、それにヴェイトリアの弟子であるサラマンカのドミニコ会士メルキオール・カノによって、法学——歴史学ではツァジウス、ビュデ、アルシアトのユマニスム法学、「フランスの講義方式」の三羽鳥、そしてアルシアトの弟子のコナンやデュアランによって議

説

論

論されていた。この法学——歴史学の方法論の頂点をなすのがポードゥアン、ボダン、オトマンであり、ポードゥアンとボダンにおいて始めて公歴史の手法 \searrow ではなくて歴史の方法論が形成される。医学ではその方法が一三世紀以来その伝統をもつパドヴァやボローニャにおいてだけではなく、フェララのニコロ・レオニチエーノやその弟子ジョヴァンニ・マナルディ、ルーヴァンのイエレミアス・トリヴェリウスによって公ガレーノスの三つの方法 \searrow をめぐって論じられていた。自由四科の数学はギリシアの数学書や新プラトニストのプロクロスの再発見に伴なってパドヴァ学派だけではなく、むしろそれ以上にメランヒトン、ラムス、新プラトニスト、それにイエズス会の方に非常な関心が生まれ、数学研究が推奨されたが、一六世紀には方法の問題と直接結合されることはほとんどなかった。これは一七世紀の機械論者、何よりもデカルトを待たなければならない。とにかく、一六世紀の方法論の高まりは著名な方法論者ケッカーマンが一六世紀の末に世界始まって以来今日ほど論理学や方法論に対する関心が高まり、それらの著作の出版が盛んな時代はないと述べる程であった。確かにパドヴァ学派の方法論を強調する学者もこうした事実をある程度知っていた。しかし彼らはパドヴァ学派のアリストテレス主義の方法論と北ヨーロッパの公プラトン主義 \searrow ——彼らによれば北ヨーロッパのユマニストはすべてプラトニストである——の方法論を截然と区別し、後者は数学をもたない修辭（公ラッパ吹き \searrow ）にすぎないときめつけた。一六世紀の方法論をアリストテレス主義とプラトン主義に截然と分けることは少し極端だが、プラトンの『パイドロス』、『ピレポス』、それにアリストテレスの『トピカ』に拠って経験、観察、実験や体系を重視する方法論とアリストテレスの『分析論後書』によって論証を重視する方法論に大別することはできるであろう。パドヴァの方法論は三段論法による論証を重視したが、彼らがそこに見出しうるとした数学——当時三段論法は決して数学だとは考えられなかった——、経験、観察、実験といった要素は弱く、むしろ彼らの言う公プラトン主義 \searrow の方法論よりもはるかに弱かった。それに彼らの見解は新プラトニストに科学革命へ

の決定的な貢献をみ、ラムスの影響をうけたベーコンにデカルトの数学的方法論と並ぶ経験的方法論の確立をみる科学史研究の主流に対する批判として出されたものであるが、極端であろう。新プラトニストは神秘的な戯言をほざいていただけではないのであり、少くともコペルニクス、ケプラー、バラケルスス、ヘルモントといった新プラトニストの貢献はもはや否定できない事実であるし、ベーコンは確かに以前は誇張されすぎていただろうが、それでも「中世」以上の存在であろう。

我々がここで扱いたいのはこの複雑な一六世紀の方法論、及びそれと科学革命との関連についての全体ではなく、法学——歴史学の方法論である。それにこうした扱いは十分に正当な理由をもっている。何故なら一六世紀に方法論が実際に成果をみたのは歴史学、及びそれと密接に関連した神学、法学の分野だけであり、自然科学の分野では次の世紀まで待たなければならなかったと思われるからである。法学——歴史学の方法論は一六世紀にユマニスム法学の中心地となったフランス（「フランスの講義方式」）において最も議論されたのであり、その頂点にボードゥアン、ボダン、オトマンが立っていた。彼らは歴史的——比較的法学の主張のゆえに法制史上「新注釈学派」の「普遍主義者」と呼ばれ、六〇年代に揃って法学——歴史学の方法論を書いた。ルッター派のボードゥアンは『普遍史の方法』及びそれと法学の結合についての序説（一五六一年）を、ボダンは『方法論』を、ユグノーのオトマンは『反トリボニアヌス』（一五六七年に書かれ、初版は一六〇三年）を書いた。

フランスでは「方法」という言葉はビュデやアルシアトによって法学教育の改革との関連で、つまり「イタリアの講義方式」を批判する「フランスの講義方式」として導入された。しかし方法の問題が議論の対象になるのはアルシアトの弟子のコナンやデュアランが市民法大全の権威を否定し、「法律を学芸にする」というキケロの標語のもとに新しい法学体系の問題として提示してからである。市民法大全はローマの様々な時代の法律を恣意的に取捨選択した

ものであり、政体が異なると法律も異ならなければならないのにこのことを解らなくし、ローマ法を断片化してその体系を解らなくした。従って市民法大全は何ら体系がなく、決して公書かれた理性、つまり普遍的に妥当する法ではない。このように市民法大全の権威を否定した以上、何か別の仕方では法律を公学芸にしなければならず、ここに方法の問題が重要な問題として登場した。デュアランは公手法や公方法の問題を考えない法学者をテキストをなくしたがために薬品調合の仕方が解らなくなってベストで死んだ医者に例えた。彼ら自身は市民法大全の権威は否定したがローマ法の権威は否定せず、むしろ公手法や公方法という標語のもとに本来のローマ法を復活させようとしていた。ローマ法の枠内で文献学の知識と法・政治の実際についての知識とを結合することによって新しい法学体系を作り出そうとしていた。そして公方法という言葉はラムスの論理学によって一五四〇年代から広く、フランスだけではなくヨーロッパ中で、流行するようになる。ユグノーであったラムスはユマニストの教育改革の一貫として学問を体系的で、実践に役立ち、平易で短い期間で教えられるものにするためにアリストテレススコラの論理学を批判し、プラトンの『パイドロス』や『ピレポス』を典拠にすべての学問に適用できる平易な論理学、公単一の方法を提唱した。ラムスの論理学は主題を構成するそれ以上には遡れない構成要素を明らかにする公発見 inventio と発見によって明らかにされた構成要素に従ってデータを正しく配列する公判断 iudicium あるいは公整理 dispositio からなる。公発見においては一般から個別へ、全体から部分へ、先ずできるだけ簡潔な定義を掲げて主題の範囲や意図を明確にし、次に主題を順次公分割 distributio してゆく。公判断は三段論法、方法、それに公すべての学芸相互、学芸と神との関連づけの三つの手続きからなるが三段論法は余り重視されず——三段論法は疑わしい命題の真偽の決定に役立つだけで知識の連続的・体系的展開には役立たないという理由で——、最も重視されるのは方法である。方法は発見に従って一般から個別へ、全体から部分へと順次データを配列してゆくわけだが、事例だけではな

く個々の具体的なデータからの帰納によってえられる一般的な規則も入れなければならない。方法にはこの公学問方法 *methodus doctrinae* 以外に公人間、事物、時間、空間といった状況に従ってデータを整理する *methodus prudentiae* もあるが、学芸は普遍を扱うものであって特殊を扱うものではないという理由で問題にされない。ボダンはユマニスム法学の伝統のなかで、そしてラムス論理学の影響をうけて彼の法学——歴史学の方法論を形成する。⁽¹⁸⁾

(一) 法学の方法論

ボダンは法学者として出発し、晩年に法学研究を放棄するまで法学者であり続けた。法学は当時のフランスの知的生活において指導的な役割を果たしていたし、ボダンの知的成長のうえでも決定的な役割を果たしている。彼の国家論は彼の法学体系の一部、その最も主要な一部として展開されたものであり、歴史の方法論もそのために展開されたものである。⁽¹⁹⁾

彼は先に述べたようにトゥルーズ時代には後期注釈学派を法学上の敵とみなし、ユマニスム法学の立場、とくにコナンやデュアランの立場に立って法学を研究していた。しかしこのパリ時代には彼の法学上の立場は大きく変化する。彼が最も激しく批判するのはもはや後期注釈学派ではなく、ブルジュ大学を拠点としキュジャスに代表される文献学的ユマニスム法学者である。彼らは公法学者というよりはむしろ文法学者であり、公綴りの意味によって国家が維持され、裁判がなされ、訴訟が解決されると考えている者であり、彼はこの公旨のなかの藪篭み程度しか法学を知らない公大学の文法学者 *methodus* が公文法のベスト *methodus* を蔓延させていることを批判する。彼が批判するのは彼らに法・政治の実際についての知識が欠如しているという点である (*Methodus, dedicatio*, pp. 108v-109r)。彼は後にキュジャスとの法学方法論をめぐる論争でこの立場の変化を次のように述べている。

▲もし許されるに値いする誤りがあるとすれば、キュジャスの誤りはある程度許されて然るべきものと思われれます。何故なら、それを告白することを決して恥じるものではありませんが、私自身かつて同じ誤りを犯していたからです。それは私がトゥールーズでローマ国民の法を公けに教えていたときのことです。私は若い者たちの集まりのなかで非常に賢いと思っていました。しかも私はバルトウールス、バルドウス、アレキサンデル、ファブルス、パウルス、デュ・ムランといった法学の第一人者たち、それにほとんどすべての裁判官や弁護士たちは何も知らない、あるいは非常に少ししか知らないと考えていました。しかし法廷で法学の秘義に洗礼されて以来、そして長年にわたる実践の経験によって確かめられて以来、私はついに本当の確実な法律の知識が大学のチリ⁽²⁰⁾のなかではなくて法廷の戦場のなかにあり、綴りの意味のなかではなくて衡平と正義の秤のなかにあるということを理解しました。▼

ここに彼が評価する法学者は、ローマ法の枠内で文献学の知識と法・政治の実際についての知識とを結合していたパロンやコナンもいるが、何よりもレジストであり、デュラン、ファールブル、フォンテーヌ、シャスヌー、ボワイエ、ティラコ、ブリソン、それに公わが団体〔パリのバルルマン〕の誉れ⁽²¹⁾デュ・ムランである。彼らレジストは一五世紀の中葉以来慣習法の批判的比較による体系化によってフランスに共通の法典を作りつつあり、そして王権神授説によって法皇と皇帝の上位権を否定し、フランス王権を栄化する王権論を展開し、ローマ法とは異なったフランスに固有な法・政治体系があることを証明していた。この理論的頂点にユグノーのデュ・ムランが立っていた。ポダン⁽²²⁾はパリのバルルマンの弁護士として実践を求める過程でこれらのレジスト、とくにデュ・ムランの影響をうけ、彼がトゥールーズ時代からユマニスム法学者の影響のもとに否定していた市民法大全の権威だけではなく、ローマ法の権威も否定した。ローマ法は決して公書かれた理性⁽²³⁾、つまり普遍的に妥当する法律という意味での万民法 (jus gentium)、共通法 (jus commune) ではなく、一国民の法律、つまり市民法 (jus civile)、特殊法 (jus proprium) にすぎない。各々の国民が各々の市民法をもっているものであり、ローマ法はローマ国民の法・政治体系にすぎない。ここに法

学の次元での「国民国家」が帰結し、万民法はローマ法や中世の法理論においてもついていた自然法、あるいは自然法から帰結した法という意味を失い、またスアレスやグロティウスに始まる拘束力をもった国際法でもなく、あくまでも人間法であり、拘束力をもたず、ただ諸国民に共通にみられる法慣習となる。法学はこのすべてのもしくは重要な国民に共通の法律という意味での万民法に基づかなければならない、と彼は主張する。諸国民の過去から現在までの法律をすべて集め、とくに政体との関連で比較し——「何故なら法律は国家形態によって非常に相異があるからである」(Methodus, VI, p. 167r)——、共通の構成要素を抽出し、それに従って体系化することが法学の仕事でなければならぬ。彼はこのようにすべてのもしくは重要な国民の過去から現在までの法律の歴史的——比較的研究である「普通法 jus universum」を主張することによって、ユマニスム法学者だけでなく、レジストとも意見を異にした。何故なら学芸や科学は普遍的なことを扱うものであって特殊なことを扱うものではないからである。

▲市民法を学芸にしようとしている者たちは非常な誤りを犯している。何故なら市民法は一国家に固有のものであり、学芸は普遍的なことを扱うものであって、決して特殊なことを扱うものではないからである。市民法を単一の構成体であるかのように分割するということや方を止めるならば、我々は万民法あるいは共通法を我々が追求している学芸にするであろう。

すべての国民に共通なこと。——ところですべての国民、あるいは少くとも大部分の国民は公法、私法、君主の法律、マジストラの命令、主権をなす権力、一定の慣習と制度、それに法律や慣習がない場合にも衡平の原則をもっている。更に一定の罰と報酬の規則、協定、義務、契約、裁量、決定、法律行為、それにそれ以外のこうした人間関係の社会を維持するものをもっており、これらは学芸に体系化されるのである。▼

しかし彼が特殊の方法を批判して普遍的方法を主張するのは学問の性格からだけでなく、ある重要な想定によつてである。あるいはむしろ学問という言葉が特殊な意味をもっている。これは一般的には後に述べる彼の哲学から出

説論

てくるものであるが、法学においては法 (Jus, droit) と法律 (Lex, loi) との関連からも説明できる。市民法は主権者の命令である法律に他ならず、不斷に変化するが、しかしそこには人間理性に反映した公神の光としての恒常的な法という要素も含まれており、それは歴史的——比較的な普遍的方法によれば認識しうるのである。つまり普遍的方法によって公法律作成と国家統治の唯一の模範を明らかにしうるのである。彼は彼が評価するパロンやコナンを含めユマニスム法学者を批判してこう述べている。

△彼らは学芸それ自体が何であるかを決して問題にしないので彼らが提示した目的から非常に離れています。というのは学芸と科学は、あなたもよく御存知のように、特殊なことを扱うものではなくて普遍的なことを扱うものだからです。ところが彼らは市民法、つまり一国家の法律を学芸にしようとしているのです……短期間で変化したローマの法律から普遍法を引き出すこと、の不合理さについては述べません……彼らはプラトン、すべてのあるいは有名な国家の法律を集め、賢明な人がそれを比較し、そこから最善のものを引き出せば、法律作成と国家統治の唯一の模範が可能だと考えたプラトンを讀むべきでした。

そして彼はこの普遍法の体系化の論理をラムスの論理学に見出し、それに従った。

△確かにそれ(普遍法体系の作成)は困難で限らない努力を要するものである。しかしもし我々が次のような秩序立った最も美しい体系的な方法、つまり先ずそれぞれの議論の定義と分割を示し、次に簡潔で意味の明白な文章を準則としてそこに順序正しく示し、最後に様々な国民の法律と最も明晰な法律家の裁判所の権威をもった決定を示すという方法を用いるならば、一定程度、そしてまったく容易に作成できると私は信ずる……プラトンは正しく分割すること以上に神的なことではないと思う、と述べるのが常であった。正しい分割によってすべての部分間に切れ目のない連続した真の連鎖が生まれ、そして部分同士が結合されてすべての部分がお互いにびったりと連結した一つになり、一つの外観、一つの体になるのである。こうして最後の部分は最初の部分に対応し、中間の部分は全体的に両側に対応し、かくして誰でもどの部分が最初でどの部分がその次か容易に解るのである。この方法は学芸を教えるだけのものではなく、すべての学問に共通のものである。

ボードゥアンとオトマンも文献学的ユマニスム法学を激しく批判して法学を公法・政治中心の実践的な学問にしよ
うとし、ローマ法の權威を否定して歴史的——比較的法学を主張していた。ボードゥアンにおいてはその歴史的——
比較的法学の具体的な内容はよく解らないが、後に述べる『普通史 *historia universa*』と同じ仕方で構成された法学
のようだ。公私は我国と外国の聖俗、新旧のことを総合した普通史、それとともに新旧、神・人間のことを総合した
法学が確立されることを望んでいる。それにこれら歴史と法学の言わば二つの体系から一つの体系が確立されること
を望んでいる。∞激しい polemist であるオトマンにおいても歴史的——比較的法学の具体的な内容はあまり明確で
はなく、それは法典編纂のために設立さるべき法学者、実務家、哲学者からなる委員会にまかされている。しかし歴
史的——比較的考察の対象はボダンのように無限定に可能な限りすべての国家の法・政治体系ではなくて、公公正、
理性、それに全人類——モーゼ以前の人類も以後の人類も——が拘束され、古代の異教徒が自然法とか万民法とか呼
んだ自然の衡平で光り輝やいている国家だけ∞であり、ローマやキリスト教以前のイスラエルといった異教で暴君政
の国家は除外しなければならない。

ボダンはこのまったく野心的な計画もヨーロッパで最も法学が発達しているフランスでならば実現可能だと考え
た。公偉大な君主∞フランソワ一世が生きていればパリのバルルマンを中心にこの計画を実現させたらうにと今はな
き彼の理想の君主フランソワ一世の治世を懐しみもした (*Methodus, dedicatio*, pp. 108r-109v)。あるいはカトリ
クの治世に失望していた彼もボードゥアンやオトマンのように公フランスのソロモン∞ロピタルにその実現を期待し
たかもしれない。しかし彼は共同作業を望んだだけではなく、彼自身普通法体系の作成にとりかかった。彼はすでに
『普通法の分割』でそのための基本的な構成要素を明らかにし、ローマとフランスを中心に歴史的文書や歴史家、地
理学者、旅行家などの著作による古代から現在までの膨大な資料を集めて研究していた。

△この計画（普通法体系の作成）に私は私のすべての研究、すべての考察を集中しました。まず最初に私は最高の類からその分割によって最低の類へとそれ自体で導かれ、かくして体系的にすべての部分がお互いにびつたりと結合しあうように普通法の構成を表にして略述しました……ここで私は正しく分割すること以上に困難で神聖なことはないというプラトンの言葉を本当に理解しました。次に、すべての学問が最も確実な基盤として立つ公準をたてました。それから定義を付け、最後にできるだけ簡潔に、規範に従うように提示された構成に従って、規則と呼ばれる準則を示しました。一方で私は各人が私と同じ源泉から十分に汲みとることができるように簡潔にローマ法の注解者のコメントをつけました。他方で軍事や優雅な学問に秀でた諸国民の集められた限りの法律を入れました。そのために例えばローマ人の法律に劣らずベルシア人、ギリシア人、エジプト人の法律を考察するために、私は法学者同様歴史家の評価を利用しました。それにヘブライ人の市民法大全、とくに裁判の書からも最もすぐれたことを汲みとろうとしました……更に、スペイン人とイギリス人の法律、それにイタリアとドイツのすべての主要都市の法規がわが国の法律と関連づけるために不可欠であることは疑いありません。それに私は我々がトルコ人の市民法を利用する、少くとも輝やかしい強力な帝国を支えている公法を多少なりとも理解することを望みます。それにあなたの法廷や帝国の法廷の理論と最高の權威をもった決定が付け加えられます……▽

彼は当然のことながら普通法のなかでも公法法を集中的に研究し、すでに一二世紀以来のローマ法公法の法・政治理論の伝統に立って主権論を扱った諸論文、それにそれらの成果にもとづいて『方法論』第六章公国家組織についてを書いていた。この章は『方法論』の三分の一の分量を占め、中心となっている章であり、一〇年後の彼の著『国家論』のもとになるものである。『国家論』では資料は量的・質的にはるかに拡大され、歴史的文書や歴史家、旅行家の著作だけではなく、彼が政治生活において知り合うことになる外交官からえた知識が多く使われることになる。しかしそれだけではなく、宗教戦争に対する危機意識のなかで書かれた『国家論』はフランスの政治的安定を前提にして書かれた『方法論』とはまったく異なった法・政治理論を展開することになる。グロテイウスが並べて称賛した『戦争と平和の法』プロレゴメナ（五五）ボダンとオトマンは彼らの歴史的——比較的法学の成果を最もよく発表し

た著作で政治的状况に影響されて両極端の見解を提示することになる。

(二) 歴史の方法論

ボダンは普遍法の研究のために歴史の方法論を問題にした。普遍法の主張は、公すべての学問の上位にある歴史の方法論を要求するからである。そして彼の考えでは公充分多くのすぐれた歴史家に欠ける所はないが、しかし今だからって歴史の手法や方法について書いた者は一人もないからである。

当時の歴史の手法 (artes historiae) は一五世紀の中頃からイタリヤで始まり、ヨーロッパ中に広まったユマニスムの歴史学のそれと一六世紀の中頃から宗教改革とナシヨナリズムのバツションをもって始まったドイツの歴史学のそれに大別される。前者はヴァアラ、ボンターノ、ロボルテエツロなどに代表され、公歴史頌や公歴史の書き方、あるいはその両方を含めた公歴史の読み書きというテーマのもとにルキアノス、ディオニュシオス・ハリカルナッセウス、アリストテレス、とくにキケロを模倣し、修辭学や倫理学の一分野として歴史の手法を考えた。彼らは歴史をキケロに従って公時代の証言、真理の光、記憶の生命、人生の師、古代の使者 (『弁論家』、二―ix―36) としたが、しかし問題にしたのは公人生の師としての道徳的教訓や修辭的文体であった。一六世紀にイタリヤがヴァアロワ家とハプスブルク家の覇権争いの場となると実用的歴史観が広まるが、そこで公ポリュビオスの規範というテーマのもとに問題にされたのは歴史の道徳的教訓に代る政治的教訓であった。確かに彼らは文献学を使って原典の校訂や中世の偽書を暴露していたが、しかしそれは歴史の手法の問題とは考えられていない。文献学が歴史の手法となるのはそれが神学、法学に輸出された後にボードゥアンなどによって歴史の公方法として逆輸入されてからである。後

者はメランヒトンやヨハン・フンクに代表され、公主題や公体系というテーマのもとに創世以来の世界の年代記を構成する手法を考えた。彼らは旧約聖書を絶対的に確実で基準となる資料とし——従ってモーゼが公歴史の父である——、ダニエルの四つの世界帝国の図式（カルデア—アッシリア、ペルシア、ギリシア、そしてローマ—ドイツ）にのっとって創世以来の世界の年代記を構成すべきだと主張していた。彼らはユマニスムの歴史学が公歴史の二つの眼としたが決して重視しなかった年代記と地理学を重視した。ドイツの歴史学は基本的に中世の編年史を再興したものであるが、ポードゥアンとポダンの公普遍史に決定的な影響を与えた。ヨーロッパの他の大学では歴史学は非常にものではやされたにも拘らず自由三科の文法や修辭学に所屬していたのに対し、ドイツの大学ではすでに五〇年代にメランヒトンの教育改革に従って歴史学講座が独立し始めており、ポードゥアンが普遍史の構想をたてたのは彼が五七年以後ハイデルベルクで法学を教えていたときであった。ポダンはメランヒトン、フンク、スライダース、マグデブルクの歴史家たちといったドイツの歴史家の著作や学者との交際によって影響を受けた。それに歴史の方法論形成に重要な役割を果たすのに当時広まり始めた歴史懐疑主義がある。キケロやディオゲネス・ラエルティウスのギリシア懐疑主義や懐疑主義者の紹介、とくに次の世紀に公神のようなセクトゥス、近代哲学の父と称えられるギリシアの二流の哲学者セクトゥス・エンピリクスの再発見——彼の著作が出版されるのは一五六二年だが、既に二〇年に有名な新プラトニストのピコの甥でサヴォナローラの弟子であるジアンフラチェスコ・ピコ・デラ・ミランダラによって紹介されていた——によって懐疑主義は一六世紀前半に広まった。そして新プラトニストのコルネリウス・アグリッパは懐疑主義を始めて歴史学にも適用し、その著作『学問の不確実さと虚偽に対する抗議』（一五二六年）はヨーロッパ中で非常にものではやされた。この著作はフランスでも非常に流行し、三一年にフランス語に訳され、ポダンやモンテーニュも読み、その歴史学の部分を模倣した著作も出版されていた。彼は当時の懐疑主義者同様

新プラトニズムの啓示主義の立場から人間の知識全般——真理発見の唯一の手段である魔術による知識を除いて——を公不確実で虚偽 \searrow だとしたが、それだけではなく歴史書を公真理 \searrow を基準にして公經驗的に \searrow 検討し、歴史学は成立しえないとした。歴史家は軽信で事実を調べようとせず、感情のままに公物語 \searrow をかってにでっちあげただけであり、このことは同じ出来事に対する歴史家同士の意見が異なっていることに最も明確に現われている。公ほとんどすべての歴史家が世界最大の嘘つきである \searrow から公歴史書には何ら正確な真理はない。 \searrow 公歴史の父 \searrow ヘロドトスはまさに公虚偽の父 \searrow である。彼はこう主張して歴史学に公真理 \searrow の問題をつきつけていた。⁽³⁰⁾歴史の方法論は六〇年代にこれら三つの伝統のなかでそれらとの対決として形成される。それは何よりもフランスにおいてであり、ボードゥアン、ボダン、そして彼らに従ったガイヤール『歴史書を読む際にとらなければならない方法』一五七九年)、ユグノーのラ・ポプリニエール『歴史書の歴史』、『歴史の観念』一五九九年)においてであった。そして啓蒙期以前では最高の歴史の方法論と評され、最も影響力をもったのがボダンであった。

ボダンはまず第四章公歴史家の選択 \searrow で歴史家選択の批判的基準をたてた——彼の歴史家という言葉は非常に広い意味で用いられており、地理学者や旅行家の公地理的歴史家 Geographistorici \searrow 、歴史に哲学的・宗教的知恵をみる公哲学的歴史家 Philosophistorici \searrow も含んでいる。これはユマニスム歴史学における公書く歴史 \searrow のための模倣すべきモデル探しではなく、公読む歴史 \searrow のための真実を引き出すべき批判的基準作成である。彼は歴史懐疑主義に傾いているが、しかし一定の基準のもとでは歴史から真実を引き出すことは可能だと考えた。

公歴史から真実なことを知るためには、個々の著作家の選択に際してだけではなくて彼らを読む際にも、アリストテレスが賢明にも述べたように、読む歴史においてはあまり信じすぎてはならないし、またまったく信じないのもいけないことを忘れてはならない。何故ならずべてを信ずれば我々はしばしば虚偽を真実ととり、不面目に国家統治に失敗することになるし、またまった

く歴史を信じなければ我々は歴史から何の果実もえられないということになるからである……私は著作家の選択に際して……賛同をえられるであろう一定の推論と論証をたてたい。(p. 124)

彼は基本的には歴史家の理解力、心理、それに叙述の仕方 of 三点で基準をたてた。まず最初に、歴史が大部分法・政治であることから歴史家は法・政治の実践の経験かそれについての知識をもっていなければならない。(pp. 124-125r)。当然のことながらこの基準は彼が最も重視するものである。この基準は歴史家選択において最も重要なものである。何故なら彼の歴史に対する関心は何よりも歴史から普遍法の知識を引き出すことにあるからである。この点でこの基準は公書く歴史における公ポリュビオスの規範による実用的歴史学に対応している。次に、歴史家は名譽欲、利害関心、恐怖心、友情、愛国心、それに最も強力な宗教などによる公偏見から自由でなければならぬ (pp. 125r-127r)。彼はこうした偏見は人間本来の公病氣であり、アグリッパ同様、どんなにすぐれた歴史家もこれらの偏見を免れていないとした。例えば、愛国心は歴史家に公高貴な嘘をつかせ、公祖国を称賛することをまったく忘れて、無頓着に扱いた歴史家は一人もいないのであり、公非常な公正さと賢明さをもった人物で、彼にかかると国家の画策も敵の画策も隠しおせなかつた公ファビウスや公最善の著作家のなかでも最も真実を語っている公ポリュビオスでさえそうである。偏見のなかでも最も強力な宗教となると、公人間同士を敵対させる最大のものは宗教的相異であるから、ユダヤ教徒についての異教徒の意見、キリスト教徒についてのユダヤ教徒の意見、ムーア人や回教徒についての我々キリスト教徒の意見を求めてはならない。しかし彼はアグリッパのように歴史家の偏見からただちにほとんどすべての歴史家は公世界最大の嘘つきであり、公歴史書には何ら正確な真理はないとはしなかつた。彼が引き出してくるのは簡単に信じないように注意せよということである。公一切の偏見から完全に自由であることは容易なことではないことを考え、とくに著作家が自己、同胞、友人を称賛したり、敵を侮蔑しているこ

とに簡単に賛同しないように注意しなければならない。ここから彼は歴史家が偏見から自由であるとみなしうる基準をたてた。まず、たとえ歴史家が当事者であっても偏見を克服しているとみなしうる場合がある。例えば子孫のために資料に忠実に書いている場合、敵の行為を称賛している場合、それにある特殊な条件下で書いている場合——例えば公名譽心の強い男カエサルが嘘の報告をすると勝利の榮譽を剥奪され、多くの政敵をもっていた状況下で書いた『ガリア戦記』——などは信用できる。またたとえ偏見にとらわれていてもその影響をあまりうけない年代記的な事実は信用できる。両当事者が同じ事件について書いている場合には両者の主張を比較しなければならぬが、一般に真実は両極端の間にある。しかし最も信用できるのは当事者の見解ではなくて、公一切の偏見から自由であろう判定者たる第三者の見解である。歴史家は伝え聞きではなくて記録とくに公文書 (publica monumenta) を使わなければならないが、第三者とくに外国人はそこに偏見が入らない。例えばローマ史については、ローマ人の歴史家よりも資料をすべて集め、外国人として偏見のない立場から書いたディオニシオス・ハリカルナッセウスの方が信用できる。

▲最初の者(ディオニシオス・ハリカルナッセウス)の方が他の者(リヴィウス、スエトニウス、タキトゥス、アリアノス)よりもより信用できる。何故なら彼は自国についてははなれて外国について書いたのであり、すべての回想録と公文書から国家の秘密を集めたからである。またこれと同じなのがポリュビオス、プルタルコス、メガステネス、アンミアヌス、ポリドールス、クテシアス、エミリウス、アルヴァレス、ルイ・バルテマである。しかし他人から聞いた——ポリュビオス言う所の他人から聞いた話——だけで、公文書をみなかった者の話はあまり信用できない。▼

それに外国人の歴史家はその国の歴史家が自明なこととして書かない風俗、習慣、制度といった様々なことを、しかも比較的視点から書くのでこの点でも外国人の歴史家の方がすぐれている。例えばローマ史についてはこの点でもデ

イオニュシオス・ハリカルナッセウスの方がローマ人の歴史家よりもすぐれている。

△ディオニュシオス・ハリカルナッセウスはその都市の起源以来のローマ人の古代について、中庸をえた話し方とアッティカ人の潔白さに加えて、すべてのギリシア人とローマ人よりも卓越していると思われる程りっぱに書いた。何故ならローマ人が自明なことだとして無視したこと、例えば饑饉、娯楽、凱旋行進、施政官の勲章、それに一般的なローマ人の統治の訓練、所得、占、民会、全住民の複雑な階層と行政区域分け、最後に元老院の權威、平民の命令、施政官の命令権力、人民の権力については彼だけが最も正確に伝えたと私には思われる。彼はより十分に理解するためにギリシア人の法律と慣習をローマ人の制度と比較検討した。▽
(p. 131r. margin of pp. 131-132v)

そして、以上述べたことと同じ理由で、その時代の歴史家よりも偏見から自由に記録とくに公文書を抜いうる△より後の時代の歴史家▽の方が信用できる。

△自然史では真実かどうか簡単に解るが、常に変化している人間史ではそうはいかない……著作家がお互いに意見を異にすることにおいては、より後の時代の著作家の方が——その著作家が反駁できない、あるいは少くとも同意しうる証拠をあげている限りでだが——信用できると思われる。何故なら長い時間がたって一般的な誤り、へつらい、敵対がまったくなくなったときにしか現われないというのが真理の力と性格だからである。▽

この歴史家の心理からする基準はまさに歴史懐疑主義との対決で△偏見からの自由▽を基準にしたがためにかなり素朴で、極端なものになっているが、それでも史料の内的批判を確立して歴史懐疑主義を始めて克服したものである——懐疑主義は原則的には決して克服されえないものではあるが。

最後に、△歴史は事実の写し、為された通りの写し以外であってはならない▽ので、歴史家は叙述に際して弁論家のやり方で道徳的判断を加えたり、△作られた話▽を挿入したり、誇張した表現を用いて歴史を物語にしてはならぬ

い。歴史叙述は純粹に事実だけを述べる「裸の歴史」でなければならぬ (pp. 127f-128f)。飾った歴史は不可避免的に事実を歪曲するからである。「すぐれた弁論家の役割とすぐれた歴史家の役割を同時に果たすことはまったく不可能であり」(p. 125f)、「娯楽のために書く歴史家が同時に真実なことののために書くことは決してありえない。」(p. 129v) それに単に事実を叙述するだけで読者に意図を伝えるのに十分であり、むしろその方が効果があるからである。この基準はイタリア・ユマニスムの歴史家、それに彼らがモデルにしていた古典古代の歴史家を激しく批判するものである。「歴史の父」ヘロドトスはその称号を剥奪されて「信用できない歴史家」とされ (p. 129v)、「ユマニスムの歴史家から最も称賛されたリヴィウスは「リヴィウスから話を取り除けばほんの少しの断片が残るだけだ」と批判される (p. 129f)。

彼がいかに伝統的なユマニスムの歴史学から断絶しているかはこの基準を個々の歴史家に適用した例からも解る。それはユマニスムの歴史家を代表するパオロ・ジョヴィオとピエトロ・ベンボをグッチャルディーニとの対比で「虚偽の歴史家」と批判し (pp. 130f-131f, 136v-137f)、「ユマニストから最も激しく攻撃されていた「野蛮で」「不信仰な」タキトスを弁護している (pp. 134v-135v) ことである。ジョヴィオはポリュビオスやアリアノスを模倣して『同時代史』を書いたが、しかし彼らとは異なって法・政治や軍事の経験のない「法皇の従者」にすぎず、祖国のためならまだしもへつらいのために嘘をつき、伝え聞きを資料として使い、記録とくに公文書のみもせずにかつてに捏造し、道徳的判断や修辭的スタイルにこった「虚偽の歴史家」であり、ベンボも同じである。彼らと正反對なのがグッチャルディーニであり、政治・軍事に通じ、記録とくに公文書を徹底的に調べあげ、偏見や感情を抑制して事実を忠実に書いたグッチャルディーニこそが「歴史の父」と呼ばれるべきである。「歴史の父グッチャルディーニ……彼の著作とジョヴィオの著作を比較すれば、両者は円と正方形ほども違う。」「他の者はそれぞれそのやり方で、ほとんど

自分勝手に歴史を捏造したのに対し、あまり価値のない者たちだけではなくてジョヴィオやベンボの光をも遮断してしまつたと思われる程の高みにまで歴史を築きあげた一人の者〔グッチャルディーニ〕が現われた。この点ではボダンがグッチャルディーニが実際に達成していたことを方法的に根拠づけたと言いうるかもしれない。彼が『同時代史』の著者と『ヴェネツィア史』の著者を激しく批判し、『イタリヤ史』の著者を称賛する要因には、それ以外に、彼自身の愛国心という人間に不可避的な公病氣である公偏見もある。何故なら彼は前者が公フランスの禍について述べるのを偏見や感情から自由でないことの証拠だと批判し、後者がそうした禍はフランスによってではなくてスペインによつてもたらされたと述べるのを公眞実を発見しようとする努力が強く……根拠なしに、むしろ必要なすべての証拠なしには何事も認めないこと、の証拠だと称賛しているからである。それに彼は公野蠻で公不信仰なタキトゥスを強く弁護した。(一六世紀の末から批判の定着したマキアヴェリに代つてタキトゥスがいわゆる公国家理性の理論家として使われるが、ボダンのこのタキトゥス弁護はそれと関係ない。そもそもマキアヴェリ批判を定着させるのにボダンも一役買つているのである。)タキトゥスを野蠻だと攻撃するのはビュデやアルシアトを含め実践を輕視し、優雅な文体を重視する公文法学者のあまり価値のない駄弁である。タキトゥスは軍事、政治の訓練を十分にうけており、簡潔な文体で事実だけを述べたのであり、ローマ以外、とくにドイツの古代について公タキトゥス以上に豊かな収獲を得られる者はどこにもいない。公不信仰という点では異教徒であるタキトゥスがキリスト教を攻撃するのは不信仰の現われではなく、逆に自らの信仰に敬虔であることの現われであり、ましてや彼の時代にはキリスト教こそが少数派の誤つた宗教であつたのである。この主張は背教者ユリアヌスの弁護でも繰り返されている(p. 139r)。こうした主張はボダンが宗教的リゴリズムとは無縁な自由な精神をもち、しかもキリスト教優位を否定した普遍的な宗教の立場に立っていたことを示している。これは『國家論』以後における彼の宗教的寛容論の核の一つ

になるし、またモンテーニュはボダンの歴史家選択の批判的基準をほとんどそのまま繰り返し、そのタキトゥスと背教者ユリアヌスの弁護を公信仰の自由の⁽¹⁾ための議論に使うことになる。

以上がボダンがたてた歴史家選択、あるいは公読む歴史の批判的基準である。この最大の欠陥は、個人、裁判所、教会、文書館などに保管されていた文書とくに公文書の重要性を強調し、その内的批判を主張しているが、しかしボードゥアンが歴史の方法論に逆輸入していた史料の外的批判が欠如していることである。もっともボードゥアンは公文書は公公の文書であるという理由で疑いなく真実としたが。このために彼の『国家論』における歴史的史料の扱い方はその強い理論化への関心とともに、強い理論化への関心だけで史料批判がまったく欠如したオトマンの『フランコリガリア』ほどひどくはないが、彼を二流の歴史家にした。しかしそれでも彼がたてた基準は当時では最高のものであり、非常な影響を与えたのである。

しかしボダンは歴史家選択の批判的基準だけでは満足できず、さらに第五章公歴史の正しい判断で歴史の普遍的に妥当する判断基準を求めた。彼はそれを自然界の作用によって決定される国民性に求めた。

▲もしそのすべての見解が真実で確かだとしなければならぬような歴史家が存在したならば、歴史が疑われたり、同意を差し控えられたりする理由は何もなかったであろう。しかし歴史家の間での見解の不一致はしばしば愛着や不安や誤りによって歴史家相互の間だけではなく同じ歴史家においてもみられる程であるので、我々が作らねばならないのは歴史の真実さを正しい基準でもって検証し、個々の事例について正しく判断できるようにすべてのもしくは最も有名な諸国民の自然 (Nature) についての一般理論である。……諸国民の様々な法律、宗教的犠牲、娯楽、制度は無限に多様で、一人でまたは君主の意志によってすぐに変わるもので、それによっては何ら確かなものを作ることができない。従って我々は確かなものを人為のものではなく、一定していて、強力な作用や長い間の訓練がない限り変わらないし、たとえ変わってもその状態にもどる自然に求める。▽ (p. 107)

自然界の作用のなかでも最も重視されるのはミクロコスモスとマクロコスモスの対比による天体の作用である。(彼の天体観は基本的にアリストテレス——プトレマイオスのそれである。地球の物質界の外に七つの惑星、つまり月、水星、金星、太陽、火星、木星、土星の天が広がり、その外の恒星、あるいは一二宮の第八天で宇宙は閉じる。ただし彼はアラビアの天文学者にならって第八天に日周と年周を説明するための二つの運動を付け加えた。彼はコペルニクスの太陽中心の宇宙論を知っており、太陽を神に比すべきものとして重視する点では同意したが、しかしそれが感覚に反し、聖書やアリストテレスの權威に反するという理由で受け入れなかった。)天体が月下の世界、つまり四元素(土、火、空気、水)からなる質料の物質界に作用し、形相を変化させる。

△元素は天体の作用によって動く。そして人間の肉体は元素からなり、血液は肉体によって、気質は血液によって、知性は気質によって、精神は知性によって決まる。精神は一切の物質性から自由であるが、しかし物質性との結合に作用されて非常な影響をうける。▽ (pp. 146r-147v. Cf. *Theatrum naturae*, I, pp. 15-16, 53, 97 etc.)

その際は彼はこうした自然界、とくに天体の作用を堅い決定論としては考えなかった。そのことでポリュビオス、ガレノス、それにレオ・アフリカーヌス、フランチスコ・アルバレーズなどを批判した。人間は自由意志をもっており、それを神の助けや教育、慣習・法律、宗教といった訓練に用いることによってそうした作用を克服できることを繰り返し指摘した。⁽³³⁾ 知患者は神の助けによって克服するし、訓練によって克服できることはかつて野獣のような生活をしていたドイツ人が今日様々な学芸で古典古代以上のものになっていることに典型的にみられる。しかし神に助けられるのは少数の知患者であり、訓練は止めればまたもとの自然の状態にもどるので、国民性の一般理論は成立すると考えた。彼はこうした自然界の作用と人間の自由意志の対立の解決をヘブライ人やすぐれた神学者に共通のものとしたが、それはとくにアキナスにおいて論じられていたそのままである (*Summa Theologiae*, I, q. 115 : *IaIIae*,

q. 9. In Libros Politicorum, VII, 5)。

この自然界、とくに天体の作用によって決定される国民性の理論が氣候風土論と呼ばれているものである。この理論は後に『国家論』、とくにその第五卷第一章(国家形態を人間の多様性に適合させるための規則、及び諸国民の自然を知る方法)でより詳細に論じられる。彼の氣候風土論の特徴は緯度、つまり南北を基準にしたことにある。これは天体のなかでも、広く新プラトニストによって神に比されていた太陽を基準にしたことを意味する。それに経度、つまり東西も基準にしたり、一二宮や三宮による伝統的な氣候風土論は天体や地理的発見によって新たに観察された事実と合わないからである。前者については天体に東西の区別はなく、観察された事実でも東西には本来的な区別はないし、後者については第八天の一二宮自体の運動を知らず、観察された事実と合わない(無価値な見解)である。彼は緯度を基準にして三つの氣候風土、つまり南方、中間地帯、北方、あるいは熱帯、温帯、寒帯に分けた。まず大きく北緯を三〇度ずつ分割して三地帯に割り当てた。しかし彼が議論するのは北緯三〇度から六〇度までの中間地帯をさらに一〇度ずつ分割した三地帯である。この地域についてしか資料をもっていないという理由による——ここから三地帯の氣候風土が相対的なものであることが解る。それによれば、北方は北ドイツ始めイギリス、スコットランド、デンマーク、スキティア、タタールであり、中間地帯はフランス始めスペイン、イタリア、南ドイツ、小アジアであり、南方はカルデア、アッシリア、エジプト始め南スペイン、シシリア、アラブ、ペルシア、インド、アメリカである。国民性を決定するのは天体のなかでもまず何よりも(惑星の中心にあり)、(万物に共通な)太陽であり、太陽熱である。外部熱が熱いと内部熱と水分を吸収して肉体を冷たく乾かせて不活発にし、外部熱が冷たいと内部熱と水分を蓄積させて肉体を熱く湿らせて活発にする。ここから肉体的には南方人は冷たく、乾き、身がしまり、毛が薄く、体が弱く、浅黒く、小さく、髪が縮れ、黒目で、澄んだ声になり、それに対して北方人は熱く、湿り、体が柔ら

かく、毛深く、体が頑強で、白く、巨大で、鬚髯が濃く、青みがかった灰色の目で、太い声となる。中間地帯の国民は兩者の中間になる。生理的・氣質的には南方人は冷たく乾いて土の元素、黒胆汁が支配的な憂うつ質になり、北方人は熱く湿って空気の元素、血液が支配的な多血質になり、中間地帯の国民はその中間で、熱く乾いて火の元素、黄胆汁が支配的な胆汁質になる。そしてその肉体的相異に対応して国民性の相異がでてくる。南方人は肉体的弱さに対応して知性にすぐれ、狐の術策にすぐれており、北方人は肉体的強さに対応して知性に劣るが、肉体的力にすぐれ、ライオンの軍事力にすぐれている。中間地帯の国民は肉体的力で南方人に優越するので欺瞞行為に走らず、知性で北方人に優越するので軍事力に走らず、最も立派な支配・服従の仕方ににすぐれている。立派な国家や大帝國を築きえたのはこの中間地帯の国民だけであり、南方人は軍事を嫌い、北方人は知性を嫌うが故にそれができなかった——これは神の恩恵によるものであり、北方人や南方人が狐の術策とライオンの軍事力をあわせもっていたならば世界の破壊以外にはなかったろう。また生理的・氣質的相異から同様の国民性の相異が出てくる。細かい議論をばいいて述べれば、南方人はその憂うつ質の故に瞑想を好み、彼らから宗教、哲学、自然学といった瞑想的な学芸始めユマニスムがが生まれた。多血質の故に活動的な北方人から武器や印刷術といった諸技術が生まれ、胆汁質の故に実践的な中間地帯の国民から実践的な法・政治の学問や商業、永続的な国家や大帝國が生まれた。これは人間の年齢にも対応する。北方人は多血質の故に熱心だが移り気で、少年期に対応し、南方人は憂うつ質の故に保守的で思慮深く、壮年期に対応し、その中間の中間地帯の国民は胆汁質の故に実践的で實際的で、青年期に対応する。ここから北方人は後の混乱を考えずにローマ・カトリックを捨て去り、南方人は頑迷に伝統的な宗教を守ることが説明される。彼はこの氣候風土論でも魔女の問題に関心をもち、太陽の作用との関連で北方の方に魔女が多いことを推測した——根拠づけはできなかつたが。以上は太陽による作用であつたが、太陽以外の天体も国民性に同様の作用を及ぼす。土星は瞑想

に、金星は無為放蕩に向かわせ、南方に対応している。火星は戦争と技術に、月は質素や狩りに向かわせ、北方に対応している。そして木星は法・政治の実践に向かわせ、水星は雄弁、商業といった活動に向かわせ、中間地帯に対応している。かくして南方人は知識、とくに瞑想による知識にすぐれ、中間地帯の国民は実践的な思慮にすぐれ、北方人は軍事や技術にすぐれている。軍事においては常に北方人が優位し、軍事的征服は歴史的に常に北方からなされ、傭兵も北方人から選ばれている。国家統治においては北方人は武力によって、南方人は神への恐れか術策によって、中間地帯の国民は法律によって統治することになる。更に、マクロコスモスとミクロコスモスの対比(天体——世界国家——人体)からも同様の結論が出てくる。南方、中間地帯、北方はそれぞれ天体では恒星天、惑星天、月下の物質界に対応し、国家では聖職者、統治者、生産者に対応し、人体では脾臓、心臓、肝臓に対応する。ここから南方人は瞑想にすぐれ、中間地帯の国民は実践にすぐれ、北方人は生産にすぐれている。以上は国民性の一般的な要因だが、彼はそれ以外に気候風土の公特殊的要因についても論じた。東西、平地と山岳地帯、無風地帯と強風地帯、土地の肥沃と不毛といった要因である。しかしここでも基本的に南方、北方に関連づけられ、前者が南方に、後者が北方に関連づけて論じられた。ここで興味あるのは山岳地帯の住民は北方人同様肉体的力にすぐれ、知性に欠けるが、しかし自由を愛し、統治形態としては民衆政か選挙王政をとるとされていることである。彼は『方法論』でも『国家論』でも、また政治生活のなかでも公北方諸国^①の選挙王政に非常な関心をもつのである。

以上がボダンの気候風土論である。彼はすでにその枠組みを完成できたと信じ、もはやそれに肉づけするだけで完全な気候風土論の体系ができあがると信じた。

①細かい事実と資料をより多く集めれば、より正確により良くすべての国民の普遍史についての判断がえられるだろう。V. G. 155)

△記憶すべき出来事を集めてあの偉大な天体の移動と関連づけ、地帯の作用のうけ方や国家の変化のうけ方を細かく調べれば、より完全に諸国民の性格や自然についての知識をえ、より正確により良くすべての歴史について判断しうるだろう。▽(p. 167v)

この理論によってボダンには主権論とともに非常な評価をうけ、△モンテスキューの先駆者▽とされてきた。それに対してトゥーリイはそうした評価が中世の思想に無知なことに基づくものであり、ボダンの気候風土論が基本的にプトレマイオスの天体学、アリストテレスの自然学、ガレーノスの生理学を結合したものであり、伝統思想に一般的なものであることを鋭く指摘した。△ボダンは実質的に新しいことは何も付け加えなかった。彼は彼の主要な考えのどれもまったく一般的に受け入れられていた伝統的な考えから引き出したのだ。▽それにボダンの気候風土論がモンテスキュー以後のそれとはまったく異なった哲学に基づいていることも指摘されねばなるまい。しかしそれでもボダンの功績は認められねばならない。彼は断片的な伝統の整理や体系化を行っており、法・政治学に体系的に使っており、地理的発見による新しい資料を取り込んでおり、それに何よりも△世界国家 *republica mundana*▽というまったく新しい観点のもとに論じている。

この世界国家観は彼のような思想の基礎にあるものである。気候風土論の基礎にはこれがあつた。南方、中間地帯、北方の諸国民はそれぞれ長所と短所をもち、それ自体では完全でも自足的でもなく、お互いに協同して世界国家をなすのである。『方法論』より短かくまとまっている『国家論』の方から引用すれば、こうである。

△同じことはこの世の世界国家についても言いうる。神は驚嘆すべき知恵によって次のように秩序づけ給うた。つまり南方人は最も秘義の学問を探究して他の国民に教えるように、北方人は農耕や職人的技術にむかうように、そして中間地帯の国民は他の国民のために、つまり北方人が思慮の欠如の故に、また南方人があまりにも神や自然の願想にむかうように秩序づけられているが故に……まったく不向きな商業、貿易、裁判、雄弁、統治、国家形成、法律と命令の作成にむかうように秩序づけ給うた。▽(Republ-

Lique, V, 1, p. 690. Methodus, V, pp. 152f-153f.)

またそれは普遍法や国際関係の基礎にもなっている。

△すべての王国、帝国、暴君国、国家はまさに理性の命令と万民共通法によって結合されている。このことから次のことが帰結する。つまりこの世界が一つの国家のようなものであり、万人が同じ血縁関係にあり、同じ理性の後見下にあることを理解している。同じ法のもとにあるように結合しているということである。しかしこの理性の命令は誰も強制せず、万民国家から一つの国家を形成することができないことも確かである。そこで君主はお互いに援軍や条約や互恵によって国境外での出来事に正しく対処し、解決しようと努めるのである。▽ (VI, p. 173v)

それはまた国民的、人種的偏見に対する批判や自由貿易、平和の主張ともなる。

△モーゼは神に促されて諸国民の起源について多くのことを書いたのであるが、それはまた彼の声が届く人達すべてに人類が同じ血縁関係にあり、同じ人種の絆によって結合されていることを十分に理解させるためであったと私には思われる。人類の善意に対する信念以上に強い信念は決してないし、それ以上に友情を更に一層固く維持させるものは決してないと私は思う。……特別な国や特別な血筋に生まれたと自慢する者は人間社会の絆を非常に引き裂くことにならないだろうか。そうしたものはまたエジプト人がヘブライ人に対して、ギリシア人がローマ人に対して激しい侮蔑をこめて呼んだ野蛮人という致命的で破壊的な呪文である。またかつてローマ人が外国人を呼んだ敵という呪文であり、今日ドイツ人が非常な侮蔑をこめて呼ぶ外人という呪文である。……しかし高慢に侮蔑した言葉で同じ血縁関係を破壊するよりは、同じ血と友人の絆によって外国人と結合する方がどんなに正しいことだろうか。自国民の営業と外国人の営業をまったく差別し、そのうえ国内の商品の輸出と外国の商品の輸入を禁止したりリネグルゴスやプラトンの法律を私はその理由で認めることができない。何故ならそれは人間社会を作為的に破壊すること以外の何ものでもないだろうからである。自国民がすぐれているのであれば、外国人を遠ざけるのではなくて、その長所を外国人に教え、与えるべきである。……先に見たように、不死の神のまつたき知恵によってどの地域も他の地域のものをあまり必要としないほど豊かではないようにされている。あのモーゼの言う所によれば、インド人は象牙を送り、従順なサバ人は香料を送り、裸のカリベス人は鉄

を送った。その少し後からますます法律と永続的な同盟が結ばれ、ますます自然に広まっていった。最終的に諸国民が共に理性的に相結合し、相互の貿易によって平和と友情を固めるためでないならば、それはどういふ理由によるだろうか。▽ (IX, pp. 241-242v. Cf. *ibid.*, VII, p. 228; Response, p. 34)

但しこうした主張は彼のナショナリズムと相入れないものでは決してなかった。氣候風土論の三地域の相互依存の主張は彼がフランスを中心に考えた中間地帯の相対的優位の主張と相入れないものでは決してなかった。自由貿易の主張はフランスに有利になるような保護貿易の主張と相入れないものでは決してなかった(詳細については、後に述べる『マレストロワ氏への反論』の箇所参照)。国民的偏見に対する批判はフランス人がギリシア人の子孫であるという国民的自信の主張と相入れないものではなかった (IX, p. 246r sq.)。そして理性と万民法が支配する国際社会の主張は主権論の(公)国民国家▽と相入れないものでは決してなかった。彼は熱烈なコスモポリタンであると同時に熱烈なナショナリストであり、その間に何の矛盾も感じなかった。公精神史▽的表現が許されるならば、キリスト教普遍国家の理念の否定が彼をしてより普遍的な世界国家観の方向とよりナショナルな国民国家の方向の両方に同時に向寄せたのだ。それはともかく、世界国家観はキリスト教と異教、教化と野蛮の対立に基づくキリスト教普遍国家の理念を否定した所にしか成り立たない。その刺激は地理的発見による地平線の拡大によってもたらされた——もちろんこれはキリスト教Ⅱ教化、異教Ⅱ野蛮の証拠ともなり、キリスト教普遍国家の理念の強化にも作用しえたし、事実ほとんど大部分はそうだったが。ビトリアやモンテーニュはこの点ではポダンと同じような結論に達した。ビトリアはインディオが社会・政治生活を営む能力をもち、理性的な国民であることを主張し、そして理性的な国民で形成される公ある意味では一つの国家である全世界▽の法律である国際法を主張していた(伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』参照)。モンテーニュは公誰も自分の習慣にないものを野蛮と呼ぶ▽だけであって、新大陸の国民は十分に、むしろヨ

ヨーロッパ人以上に理性をもち、彼らこそが黄金時代、理想国家に生きていると主張した『エッセー』——31頁「食人種について」)。しかしボダンは彼らとは非常に異なった根拠によって世界国家観に到着した。彼らが理性を根拠に、そしてアリストテレスの学説によってそうした結論に到達したのに対し、ボダンはむしろ新プラトニズム、つまりキリスト教と異教の対立を否定した彼の新プラトニズムの宗教思想、そしてそれに基づくミクロコスモスとマクロコスモスが対応して調和をなす宇宙観によって世界国家観に到達した。このミクロコスモスとマクロコスモスの対比は世界国家観の根拠づけになるだけでなく(この際は、天体——世界国家——人体)、また同時に主権論の根拠づけにもなるものであった(この際は、神を主権者とする宇宙——支配者を主権者とする国家——家父長を主権者とする家族)。

ではボダンは普遍史を具体的にはどのように構想したのだろうか。彼は気候風土の南方、中間地帯、北方の三分割をそのまま普遍史に適用することもした。ある予言者に従って人間史を六千年統くとし——彼自身は創生以来の年代は決定できないとしたが——、二千年ごとに三つの文明を割り当てた。最初の二千年は南方人が優勢で、宗教や自然学、とくに占星術が花開いた時代であり、次の二千年は中間地帯の民族が優勢で、国家、法律、植民地建設が花開いた時代であり、最後のキリストの死に始まる二千年は北方人、ヨーロッパ、トルコ、タタール、ロシアが優勢で、様々な学芸や技術が花開く時代である(V, pp. 154f-155v)。しかしこれは気候風土論の途中でたまたま適用してみただけのものであり、理論化されたものではない。理論化されたものとしては彼は普遍史の構想を提示しなかった。積極的には彼は第八章「普遍的年代記」、第九章「諸国民の起源を知る方法」で普遍史構成のためにまず普遍的年代記を構成しようとしただけである。何故なら「年代記なしに歴史を理解できると考えている者は導きの糸なしに迷宮から脱出しようとする者と同じように誤っている」からである(VIII, p. 223r)。ここでの彼の功績としては次の二点があ

説論

げられよう。まず第一に、創生以来の年代は今まで何ら意見の一致がなく、基準にする必要のないことを明らかにしたことである。人間の天才的才能や理性をもってしても解明されえず、神の予言をもってしても確定されえないこの問題をあまり細く探究することは無用であると同時に不信仰なことだと思われる。(VII, p. 241v) これによつて彼は中世の編年史やそれを再興したドイツの歴史学の創生以来の年代が不確定であることを証明し、創生以来の年代で決める必要のないことを根拠づけた——彼自身はそれに代る年代の基準を提示しなかったが。次に、言語、とくに地名や人名の比較的分析を——後に述べる神話の比較的分析とともに——歴史の補助学問として主張したことである。公諸国民の起源に関する現在の著作家がまったく使っていないもの、つまり諸国民の起源のすぐれた証拠がみられる言語学的探究……について述べよう。(IX, p. 242a) もっとも彼は現在から見れば好き勝手に分析し、関連づけてしまい、例えば、彼のナシヨナリズムと関連した例では、ケルトの古語の多くはギリシア語と関連があり、フランス人がギリシア人の子孫であることの証拠になつてしまふが。しかし彼の功績は何らかの新しい普遍史の構想を提示したことにではなくて、何よりも今までの構想を否定したことにある。彼は第七章(四つの帝国及び黄金時代を主張する者の論駁)で四つの世界帝国、それに黄金時代からの人類の不断の墮落という伝統的で一般的な普遍史の構想を攻撃した。まず中世の編年史、そしてそれを再興したドイツの歴史学がダニエルの予言を最終権威にしてとつていた四つの世界帝国(アッシリア、ペルシア、ギリシア、そしてローマ——ドイツ)の図式を否定した(pp. 223r-226v)。それがよつて立つ最終権威自体があいまいである。

△四つの帝国という長い間の誤つた考えは偉大な人物の意見によつて深く根付いてしまい、ほとんど抜き取ることができないほどだ。何故ならその考えはほとんど数え切れない程多くの聖書註解者、最近ではルッター、メランヒトン、スライダーヌス、ルキードウス、フンク、オニユフリウスといった神の事と古代史に非常に通じた人たちを抱えているからだ。そうした権威

に圧倒されて、私は時にはその考えを決して疑ってはならないのではないかと考えたものだ。更にはダニエルの予言——その信頼性を減ずることは不敬虔であり、その權威を弱めることは神の冒瀆である——に心を動かされもした。しかしその後私はダニエルの不可解であいまいな言葉は様々な意味にとれることが解った。私は予言の解釈には理解できないのに他人の意見だというので理由なしに同意するよりも、法廷の「疑わしい」という手続きの方をとる。▽

それにその図式は事実には合わない。大きな国家は歴史上たったの四つなどといったものではなく、無限に多くあった。ドイツはトルコ、エチオピア、タタールといった大帝國と較べれば公象に対するハエほどでしかなく、またローマと何の関係もない。

次に、より重要だが、彼は黄金時代の神話を否定した (pp. 226v-228r)。(神話それ自体を作り話だとして否定するのではない。彼の考えでは神話は作り話なのではなくて、実際にあったことの象徴的、回想的表現なのである。ここから彼は神話の比較的分析を歴史の補助学問として主張した——もともと彼は神話をすべて旧約聖書の出来事と関連づけてしまったが) この神話は古典古代の神話とダニエルの予言が結合してキリスト教神学に取り入れられ、人類は黄金時代以来近い終末まで不断に墮落してきたというものである。一般にはダニエルの予言に従って世界史は五つの時代、つまり黄金時代、銀の時代、青銅の時代、鉄の時代、そして最後に粘土の時代を経て終る。この神話に対する批判の過程で彼は現代派の立場を打ちだすのである。公彼らが黄金と呼ぶ時代は現代と較べれば鉄にみえるだろう。

▽その時代は神が人間を創ったことを後悔して大洪水を起こしたほど人間の罪がはびこった時代であった。大洪水後ではハムとサトゥルヌスの時代だと言われるが、それはノアの息子とニムロドのことであり、ノアの息子は不名誉に父の名前に傷をつけ、その孫ニムロドは名前の言語学的意味からして公謀叛人▽公狩人▽のことであり、泥棒や悪人のことである。黄金時代を終らせるニムロドの息子ジュピター・ベルス(同じ名前の者が三〇〇人以上もいるのでど

れだか解らないがとにかく）は父を権力から追放したふとどぎ者である。ジュピターの暴君政を排除した者たちは今度バベルの塔を築いて神に闘いをいどんだ。こうしたことは真実と物語を混同する詩人ではなくて信用できる歴史家であるトゥキュディデスの証言によっても確められる。トゥキュディデスは彼の少し前の時代が泥棒にみち、正義が暴力にあつたことを証言している。△こうしたことが黄金や銀の時代であつた。人間は野獸のように平地や森に散らばつて住み、暴力や不正な手段で手に入れただけのものしか持たなかつた。こうした粗暴、野蠻から漸次今日みられるような礼儀正しい慣習や法律をもつ社会になるまでずっと長い間そうであつた。……もし人間のことがより悪くなつていたのであれば、ずっと以前からすでにかつて到達していたと思われる最悪の悪徳と邪悪の状態のままになつていたはずだ。▽ところがそうはなつておらず、現代の方が古代よりもすぐれている。徳という点では、古代には人間が宗教儀式や見世物で殺されたが、現代ではそういうものはない。学芸の点でもそうだ。

△学芸はギリシア人のもとで除々に発達し、彼らギリシア人が最高の頂点に達したと信じた程発達したが、その後現在みられるようにかつてギリシア自体決して存在しなかつたのではないかと思える程の変化に見舞われた。ローマ人はどうか。彼らのもとで有能な人物があふれ、ほとんど一瞬のうちに軍事の名声とすべての学芸の卓越によつてすべての国民に優越した。しかしイタリアにだれだんだんスキチア人（この言葉はボダンにおいては北方人一般を指している）の軍隊がほとんど至る所で非常に豊富な書籍と一切の古文書を燃やしてしまうと、その後ギリシア人と同じ没落の過程を経てかつての野蠻の状態に逆戻りし始めた。この恐ろべき事件によつて一切の学芸が滅び、約千年の間まったく見捨てられて衰退し、もしアフリカとスペインの君主マンスールが学芸の再生のために高い報酬でアラビアの有能な人物を集めなかつたならばすでに死滅していただろう。エジプト、インド、エチオピアにどれほど多くの哲学者、幾何学者、天文学者があふれ、ギリシアに何らかの学芸が生まれる以前のカルデアにどれほど多くの有名な数学者がいたかについてはここではふれまい。現代に話をもどそう。長い間学芸がほとんど全世界で眠つていた後に、突然現代かつてのどの時代よりもすぐれて一切の学芸が光り輝き、かつてのどの時代よりも多く有能な人物が現われた。▽

それに公事態を正確に見れば、現代人の発見が先人の発見に匹敵することは誰も疑いえないことである。▽古典古代人が地中海世界しか知らなかったのに対し、羅針盤の発見によって現代人は世界中を航海し、貿易を始めとして公世界国家であたかも同じ一国家であるかのように驚くほど共同している。▽またこれが地理学の発達を可能にした。天体学——恒星天の移動——や自然学の発達は公隠れた自然の秘密▽をますます解明し、それによって医学は日々進歩しており、現代の武器と較べれば古典古代のそれは公子供のおもちゃ▽みたいなものだ。公印刷術だけでゆうに古代の全発見に匹敵する。▽ルイ・ル・ロワも公文明▽という言葉を用いてまったく同じ口調で現代派の立場をうちだした(『全世界における事物の変遷、あるいは多様性について』一五七五年)。しかし彼らの現代派の立場は、次の世紀以後の者たちが進歩史観に基づいていたのとは異なって、循環史観に基づいていた。ここには単線的進歩も単線的墮落もなく、多様な循環を繰り返す。彼らの循環史観は、マキアヴェリのそれが人間の情念の同一性に基づいていたのとは異なって、有機体的変化に基づいていた。全能の神が主権をもって支配する歴史のなかで、人間界のことはすべて生まれ、生長し、花開き、凋み、枯れて消滅する。歴史には始めと終りがあり、そのなかで人間界のことはすべて神の介入、自然の作用、それに人間界自体のことを原因として有機的变化を繰り返す。そして彼らの現代派の自信は技術的発見よりもむしろ圧倒的にユマニスムの復興に基づいていた。ボダンは『方法論』ではまだ楽観的であったが、宗教戦争によるユマニスムの衰退に危機意識をもった『国家論』ではルイ・ル・ロワ同様悲観的になってしま

(三) 哲学的基盤

ボダンは広い意味での歴史、つまり知識体系を三つの領域に分けた。人間の社会的行為に関する公人間史▽、自然

界に関する「自然史」、それに神に関する「聖史」がそれである。この歴史の三分割は当時一般的に用いられていたものであるが、彼はここから彼の哲学を展開した。(彼の哲学はそれを体系的に表明してゆく『魔女論』以後宗教思想を中心にかなり変化している)ので、ここでは断片的になるが『方法論』を中心に『国家論』までの著作だけを使い、同じ場合にのみ『魔女論』以後の著作からも引用する。この変化の要因を無視してきたことが今までのポダンの総合的研究の大きな欠陥の一つである。まずこの三分割を次のように説明した。人間史は大部分人間の意志によるのでまったく一定せず不確定であるが、しかし「蓋然性」はもつので、我々はこの研究から実践的な「思慮 Prudentia」をうることができる。自然史は神の介入(奇蹟)がない限り神が万物創造の際に与えた永久的で確実な因果の連鎖をなした「必然性」をもつので、我々はこの研究から真実の「知識 scientia」をうることができる。聖史はほとんど人間の理解力を越えた絶対的に永久的で確実な「神聖さ」をもつので、我々はこの研究から「信仰 religio」をうる事ができる。そしてこれら三つの歴史を総合的に研究し、「思慮」「知識」「信仰」の三つの徳を総合的にえて始めて、我々は人間の最高善である「知恵 sapientia」をうる事ができる。

△歴史、つまり真実の話には三つの種類がある。人間史、自然史、聖史がそれである。第一のものは人間に、第二のものは自然に、第三のものは自然の父に関するものである。最初のものは社会生活を送る人間の行為を解明し、次のものは自然のなかにある原因とその展開を第一原則から引き出し、最後のものは全能の神と不死の魂の内在的な力と作用を驚嘆の念をもって考察するものである。これら三つの歴史に対応して三種の知覚作用、つまり蓋然性、必然性、神聖さが現われ、そして同じ徳、つまり思慮、知識、信仰が現われる。第一の徳は名誉と恥を区別し、第二の徳は真と偽を区別し、第三の徳は信仰と不信仰を区別する。最初の徳は理性の命令と実践の経験によるので人生の師と呼ばれ、次の徳は隠れた原因を探るので万物の発明者と呼ばれ、最後の徳は唯一の神の我々人間に対する愛の故に悪徳の駆逐者と呼ばれる。これら三つの徳がお互いに結合されると、人間の最高で最終的な善である真の知恵になる。(I, p. 114r)

これら三つの歴史はその各々が独立で別個なものでは決してなく、万物の創造者でかつ全知全能の支配者である神を頂点とする宇宙の階層秩序に対応して、階層秩序をなしている。聖界では全能の神が通常は天体を使って、例外的に天使と悪魔を使って自然界と人間界を絶対的に自由に支配している。この聖界を扱うのが聖史であり、神学にあたる。自然界では、神の例外的な介入がない限り、万物が創造の際に神に与えられた必然的な因果の体系をなしており、そしてとくに天体の作用——恒星天の数や音楽、それに太陽を中心にそれぞれの天体——によって人間界を支配している。この自然界を扱うのが自然史であり、自然学、とくに占星術にあたる。しかしこの聖界、自然界に一貫した神に発する公黄金の連鎖は人間界で決定的に切れる。公聖史、自然史と人間史は非常に異なる。(I, p. 115v) 何故なら人間は神から自由意志を与えられているからである。ここに彼の宇宙は基本的に聖界、自然界と人間界、神の意志と人間の意志の二元構造になっている。人間界では人間が聖界と自然界の支配を受けながらも自由意志によって行爲している。この人間界を扱うのが人間史であり、具体的には法・政治学のことであり、その基本は歴史学である。公思慮をうるのに歴史以上に重要な、あるいは必要なものはない。何故なら人間界の出来事は同じことが循環して時々繰り返すからである。(I, p. 115r) そして人間はこれら三つの段階を順番に昇ってゆかねばならない、と彼は主張する。何故ならそうした階層秩序をなしているからであり、彼の表現の仕方では公人間は母なる自然によってまず自己維持の研究に向かい、それから徐々に自然界に驚嘆してその原因の研究に向かい、それに魅惑されて更に万物の支配者そのものを知ろうとするように定められた。(I, p. 114r) からである。まず最も不確実だが最も理解しやすい人間史を研究し、実践的な公思慮をえて自己維持をなし、次に神の公調和を写した自然史を研究し、公知識をえて自然の法を模倣し、最後に公信仰、つまり公瞑想によって神と合一しなければならぬ。国家も同様に三段階を昇って、まず自己維持をなし、次に自然法にかなった公正しい統治を実現し、最後に神の意にかなった

神の国にならねばならない。ここに聖界、自然界と人間界、神の意志と人間の意志の二元構造は解消し、宇宙のまっ
 たき公調和が回復される。これを彼の神観から説明すれば、こうである。彼の神はしばしば公偉大な自然の神である
 ある (I, p. 114r. République, préface ; I, 1, p. 5 ; IV, 3, p. 578, 581 ; VI, 6, p. 1059 etc. Démonomanie, I, 2,
 fol. 7. Apologie, fol. 41.)。この神観の特徴は、神は人間には不可知だが、神の公調和が自然界に写されており、
 人間は神に与えられた自由意志によって自然界の公調和を認識し、模倣し、そして公瞑想によって神と合一する
 限りでのみ存在の意味をもつということである。人間も国家もその限りでのみ存在の意味をもつ。公人間の尊厳は
 ここにのみある。この体系においては自然史が神への仲介者であり、そして公眞の宗教は公浄化された魂の神への
 転化以外の何ものでもない。ⅴ (II, p. 118r ; III, p. 120v-r. Heptaplomeres, p. 179 (Senannus))。この人間の魂の
 神への転化、昇化、合一とは公瞑想のことであり、公瞑想は魂を肉体の泥沼から解放し、魂を神にする。ⅴそれは
 またプラトンに従って公喜ばしい死と呼ばれ、詩篇と新プラトニストのレオーネ・メディオ (別名レオ・ヘブラエ
 ウス、本名ユダ・アバルバネル)『愛についての対話』一五三五年)に従って公貴い死と呼ばれ、レオーネ・メディ
 ゴに従って太陽(神)の光りで輝やく月(人間の魂)にたとえられる (V, p. 151v. République, I, 1, p. 9)。人間は
 この世で生きたまま公瞑想によって神に転化、昇化、合一できるのである。ここに瞑想生活は活動生活、政治生活
 に優位する。公すべての知恵と信仰心の生みの親は公職を負わされた者が今だからって味わったことも楽しんだこと
 ない瞑想なのである。しかもそれが目的で、頂点で、人間の最高の至福なのである。ⅴ (République, IV, 4, p. 586)
 しかし彼はそれを誰にでも可能だとは考えなかった。それは神に選ばれた少数者にのみ可能なのである。人間は神の
 写しとして神に昇化できるような被造物として創られたが、しかし人間の自由意志はほとんどの者にあっては墮落へ
 の意志であり、それは神に助けられる少数者にのみ可能なのである (République, IV, 6, p. 616. Démonomanie,

I, 2, fol. 9, 10.)。こうした宗教思想は新プラトニズムである——ボダン自身はそれを著名な神学者、哲学者すべてに共通なものだと考えたが。それは偽ディオニュシオスによってキリスト教化、体系化され、ピコやフィチーノ、それにレオーネ・メディオなどにおいて論じられていた思想である。ただしボダンの神はあくまでも超越神であって、新プラトニストのように宇宙霊に解消しないが。そして三つの歴史の上昇的体系は宗教思想同様新プラトニズムの否定神学である。

人間史はこうした階層的体系のなかで位置づけられたが故に、あるいは聖界と自然界の支配をうけ、かつ人間が自由意志によって行為している人間界を対象とするが故に、非常に複雑な様相をおびる。例えばこの世には偶然なものはないので、……国家の変化と滅亡は人間によってか自然によってか神によって起る(Republique, IV, 2, p. 542. Cf. *Theatrum naturae*, II, p. 163: 公すべの作用は神か自然か人間による)。まず、人間は聖界と自然界の支配をうけながらも自由意志によって行為しているので、人間史は聖史、自然史を考慮に入れなくても成立しうる。人間の社会的行為——彼は公人間の行為(公思考、発言、行動)の三要素からなるとみた(III, p. 119v)——や国家の変化を経験的観察と理性によって検討すれば、蓋然的なものではあるが一般規則を引き出しうる。その際公老婆の物語である無価値な理想(公)にひたったり、公流れ去る行為(公)にとどまらず、現実的な一般規則を引き出すためには、公特特殊的方法ではなくて、歴史的——比較的な公普遍的(公)方法をとらねばならない(I, p. 115v)。⁽³⁶⁾ 彼が普遍法、普遍史を成立しうるとし、歴史懷疑主義を批判して歴史家選択の批判的基準を立てうるとした根拠はここにあった。後に彼は『魔女論』で認識論を展開したが、そこでも同じような議論をした——ここでは人間史と自然史の区別なしに論じられているが、重点は自然史の方にある。プラトン、デモクリトスの知性のみが真実を認識できるとする説、ソクラテス以来ピュロン、クザーヌスといった公懷疑主義者(公)の知性も感覚も真実を認識できないとす

る説、それにアリストテレスの感覚のみが真実を認識できるとする説を批判し、彼はテオフラストスの感覚と知性の両方——感覚の知性による検討と知性のみ——によって真実を認識できるとするサンス・コミューン「常識」説をとった *Démonomantie*, *preface*. Cf. *Theatrum naturae*, IV, pp. 474-475)。しかしこれは「世俗的」な社会科学の主張では決してない——彼の自然学が自然科学の主張では決してないのと同様に。確実で正義になつたものは人間界自体には内在せず、それはより上位の階層秩序たる聖界と自然界から来るのである。人間界が自然界、聖界から完全に分離されれば、それは墮落への自由意志によって何の一般規則もなく不正に行為がなされているということになる。ここに人間史は人間が自由意志によって自然の法を模倣したり、神の助けをえて行為している場合にのみ成立しうるのであり、普遍的方法はそれを探るための方法なのである。

△人間史は大部分常に一定せず、何の目的もたない人間の意志によるので、日々新しい法律、新しい慣習、新しい制度、新しい宗教儀式が生まれている。人間のすべての行為は自然、つまり正しい理性に導かれなければ、あるいは……必然的な因果関係をこえた神の思慮に適応しなければ、常に新たな誤りに陥る。神の思慮から離れば、人間はまさかささまに一切の悪徳のなかに落ち込むのである。何故なら人間の魂は永久的で神的な魂という要素もち、この物質界の泥沼からできるだけ離れようとするが、しかし汚れた物質性に深く浸り、その作用をうけ、魂とは反対の情念の影響を非常にうけるので、神の助けなしには人間の魂は自己を昇化させることもできないし、何らの正義も達成できないし、何らの自然にかなつたことも実現できないからである。▽ (I, p. 115v-1)

晩年に法・政治学の研究を放棄し、自然学の研究へ移る理由をこう述べている。

△自然学はその創造者でかつ支配者である神を知ること以外の何ものでもありませんし、隠れた自然の泉から帰結する必然的な因果の連鎖の観察以外の何ものでもありません。自分の学芸のより確実な規則を立てる学者にあつてはすべて自然の模倣へと向かい

ますが、学芸は自然の模倣以外の何ものでもないと思われまふ。……もし法学が自然を模倣しないならば、不法学は法学とはみなしえませんが、そもそもそんな学問がありえましようか。……どんなにあらゆる時代、あらゆる国家の記録を集めても、それが、こちらでは報酬に値いするとされたことがあちらでは刑罰に値いするとされるように、人間の恣意と誤りに基づいている場合には法学は確実なことを作り出すことはできません。このことが私をして長い間苦勞して集めたほとんどすべての国民の慣習や制度を比較し、何らかの確実なことを作ろうとした法体系の企てを放棄させました。何故ならすべての国民の王令も政令も法律も、真つ暗な迷路のなかの導きの糸として神法、つまり自然法に基づいていない限り、根拠なしに人間の恣意と欲望によって作られたものであるということをお私に理解しましたし、また諸国民の法律が聖書及びそこからでてくる法に基づいて理性的に提示され、廃止され、補充され、改廃され、改正されたものでは決してなく、神法というすべての衡平の唯一の源を引き抜かれたものであるということをお私に理解したからです。それに対して自然には不確実なことは何もありません。V (Theatrum naturae, dedicatio, fols. 27v-a

3. Cf. Padoxon, dedicatio, pp. 4-5.)

人間史研究で最も確実なのは神の意志を知ることである。神は通常は天体を使って、例外的に天使と悪魔を使って人間界を絶対的に支配しており、人間界の出来事はすべて最終的には神の意志にかかっている。ボダンの神は慈悲よりもむしろ圧倒的に正義の神であり、恐るべき復讐の神である。神法、自然法は倫理規範などでは決してなく、この最も確実な神の正義に基づく最も現実な法律なのである。それに違反する君主に対しては神は確実に復讐するのである。その神の意志を知るのが予言であり、『魔女論』以後彼の宗教思想に旧約の比重が増してくるのに対応して人間史の中心になるものである。しかし『国家論』までは彼は神の意志は人間には不可知だと考えていた。そこで人間史研究の確実な基盤は自然界、とくに天体の人間界に対する作用、何よりも占星術にある。この最も主要な理論が気候風土論であり、彼が歴史家選択の批判的基準に満足できずに気候風土論を求めた根拠はここにあった。気候風土論以外では彼は数と音楽の作用を重視し、循環史観や正義論との関連でしばしば使うが、ここにも新プラトニストたる特徴

説
がよく現われている。

論

ボダンは一五六八年に経済学説史上貨幣数量説の最初の表明として有名な著作、『物価騰貴とその治療法に関してパリのバルルマンの弁護士ジャン・ボダン氏がマレストロワ氏の逆説に対してなした反論』を出版した。ヨーロッパ、とくにスペイン、フランス、イギリスは一六世紀後半に経済史上価格革命と呼ばれる物価、とくに農産物価格の慢性的な騰貴にみまわれた。フランスでは一六世紀前半にはゆるやかであった物価騰貴が後半に入ると急激な上昇をみるようになり、それに対する不満が高まり、ここに物価騰貴の問題が破産状態の王の財政や無秩序な貨幣制度の問題と結合して重要な政策の問題になった。³⁸ 宮廷と最高諸院は六〇年代初めからこの問題の調査に乗り出し、財務官で国王顧問のマレストロワは六六年三月に『貨幣問題に関する逆説』と題した建言を国王におこない、それを出版した。マレストロワの建言は二つの逆説からなる。第一の逆説は、確かに公今日すべての物価の異常な騰貴とそれに対する公不満がみられるが、しかし実際には公三〇〇年来フランスにおいては物価は少しも騰貴していないとすることである。彼の考えの基本は物価の尺度は金銀の量だという考えである。公人間の富は最初は家畜からなっていたが、それが金銀に変わった。それ以来すべての物は金銀によって評価され、販売され、測定されており、従って金銀があらゆる物の廉価・高価の真の正しい判定者である。公金銀の量との関連でみればすべての物は少しも騰貴していないのであり、物価騰貴やそれに対する人々の不満は公根拠のない見解、あるいは計算上の仮象にすぎない。例えば彼が代表的な商品とみるピロードを例にとればこうである。ピロード一オーヌはシャルル九世治世下の今日一〇リーヴルするが、フィリップ・ド・ヴァロワ治世下の一四世紀初めには四リーヴルであり、ピロードの価格は二・五倍騰貴したかのようにみえる。しかしフィリップ・ド・ヴァロワのエキキュ金貨が二〇ソルであった（一エキキュ二〇ソル一

リーヴル)のに対し、今日ではエキュ金貨は五〇ソルであり(一エキュ五〇ソル二・五リーヴル)、計算貨幣が現実の流通貨幣に対して五分の二下落した、あるいはその逆に流通貨幣が計算貨幣に対して二・五倍上昇したのである。従ってピロード一オーヌは同じ四エキュであり、少しも騰貴していない。第二の逆説はこの計算貨幣と流通貨幣の乖離から出てくる。計算貨幣の等価金属量の減少によって、計算貨幣で固定した額を受けとる王室、固定地代の貴族・地主官職保有者、年金生活者は実質的に所得が減ったということである。公あらゆる物価の騰貴によってこうむったと信じられている損失はより多く支払うことによってではなくて、より少なくしか受けとらないことによって生じている。▽このように彼にとって物価騰貴とは計算貨幣の等価金属量の減少、つまり公民衆の無秩序な意志▽によって引きおこされた貨幣相場の引き上げのことであった。従って彼にとって物価騰貴への対策は無秩序な貨幣制度の改革にあった。彼はそれを六七年五月一六日に国王顧問会議に提出し、出版されなかった『貨幣問題に関する意見書』で主張していた——これは今度は貨幣法院長官ド・ラ・トゥレットの出版されなかった論稿『マレストロワ氏の意見書への反論』を引き起すことになるが。

ボダンは『マレストロワ氏への反論』でマレストロワの『逆説』を批判し、七八年の改訂版ではそれに貨幣制度の問題を扱った『国家論』六卷三章を付け加えた——彼はマレストロワの『意見書』の存在は知らなかった。彼はまずマレストロワが代表的な商品としてピロードをとりあげたことを批判する。ピロードは今日では大衆商品だが、フィリップ・ド・ヴァロワの時代には近東から輸入された王侯の奢侈品であり、比較の尺度にはなりえない。比較の尺度としては生活必需品を選ばなければならない。文書で調べた所によれば、農産物やぶどう酒の価格はこの一〇〇年来少くとも三倍に、土地の価格はこの五〇年来三倍になっており、一六世紀に入ってからすべての物価が名目価格で少くとも一〇倍になった。このように物価騰貴は否定できない事実であり、マレストロワのような貨幣相場の引上げ

だけでは説明できない以上、その原因を探らなければならない。ポダンによればその公主要な、そしてほとんど唯一の（今だ誰もふれていない）原因は金銀の量の豊富にある（p. 9）その根拠は歴史的、経験的に金銀の量の豊富さはその軽視をもたらし、評価される物の重視をもたらすからである（p. 10）。そしてフランスで金銀の量が増加した原因はこうである。まず一二〇年来の外国貿易、とくにアメリカから金銀を持ち帰ったスペインとの貿易における輸出であり、一二〇年来この王国に増え続けた数え切れない程の国民による農業や産業の発展であり、主としてオーヴェルニュ、リムーザン地方の者がスペインに伝統的な冬の収穫だけではなく、最近では移住も始めて公フランス人の植民地を形成したことであり、そしてフランソワ一世の治世以来のトルコとの地中海貿易であり、最後にリヨン銀行開設やパリ市庁債の発行によってヨーロッパの金融業者が多額の金銀を持ち込んだことである（pp. 10-16）。この主張が貨幣数量説と呼びうるかどうか別に、とにかく金銀の量と物価の直接的な関係が指摘された。スペインではすでに価格革命の現象が現われた五〇年代にサラマンカ派の学者たちが物価騰貴の問題を議論していたが、その代表者の一人であるサラマンカの教授マルティン・デ・アスピルクエタ・ナヴァアロは五六年に金銀の量が物価に直接関係することを指摘していた。公我々は経験によってスペインより貨幣の量が少ないフランスではパン、ぶどう酒、ラシヤ、労賃がずっと安いことを知っている。それにスペインでも貨幣の量が少なかった時代には商品と労賃は金銀にあふれたインド諸国の発見後よりもずっと安かった。（cited in: M. Grice-Hutchinson, op. cit., p. 95）ポダンはこうした実感をより歴史的、経験的に、そしてより大胆に主張したのであり、彼の著作によってアメリカからもたらされる金銀の量とヨーロッパの物価騰貴の関係は一六世紀後半以後イギリス始めヨーロッパ中で一般的な常識になった（Cf. Hauser, I-5, 10, introduction, pp. Ix-lxxvii）。しかし彼は公インド新大陸から持ち込まれる金銀の量の増加が物価騰貴の唯一の原因だとは考えなかった。それ以外にも一般的な原因として次のようなもの

を考えた——彼は凶作、戦乱、それに王令といった公物価をその通常の価格よりも騰貴させる特殊な変化は公これら特殊なことはすべて一般的な事例においては重要でない」という理由で無視した。それはまず宗教的ウェールをかぶった商人や手工業者の同業者団体による価格と賃金引上げのための独占であり、輸出過多と浪費による生活必需品の欠乏であり、宮廷から広まった王侯の奢侈であり、そして最後に一般大衆の生活が贅沢になったことによる浪費である (pp. 16-31)。七八年の改訂版ではさらに初版でも論じられていた貨幣制度の無秩序が正式に物価騰貴の原因の一つとして付け加えられた。これらの物価騰貴原因論は非常に道徳的なものに集中しており、凶作や戦乱といった公特殊な変化を無視したと相まって、何よりも農産物価格が他の商品よりも高騰した現象を説明できなかった。では彼は以上のような原因に対してどういう治療法を提示するのだろうか。まず最も主要な原因である金銀の量の増加については、それが国の富の増加であるという理由で治療法は問題にならない (p. 32)。独占についてはそうした同業者団体を禁止する王令を施行し、浪費については宮廷が率先垂範して浪費をやめれば貴族や一般民衆もそれに従うと主張する (p. 33)。貿易については、彼は公世界国家を視によって基本的に自由貿易を主張した (pp. 32-37)。公神はその驚嘆すべき深慮によって立派な秩序を与え給うた。何故なら神は多くの物に不足しないほど豊かな国家が世界に存在しないようにその恩寵を配分し給うたからである。神がそうし給うたのは神の国家のすべての臣民がお互いに友情をもち、あるいは少くとも長期にわたって戦争ができないようにし、常に相互に助け合うようにするためであると思われる。従って公貿易は王国の富や偉大さのために自由であるべきだ。この自由貿易の主張は必ずしも保護貿易と相入れないものではなかった。彼はフランスに十分あり、かつ外国が欲しているぶどう酒、塩、小麦に輸出関税をかけ、より少量の輸出で同じだけの金銀を手に入れ、国内で供給を増やして価格を下げることを主張した。

『国家論』ではより一般的に保護貿易を主張した。〈外国から輸入される原料品については関税を下げ、製品については関税を上げて、外国から製品が輸入されないように、そして我国から鉄、銅、鋼、羊毛、麻、生糸といった原料品が輸出されないようにすることが必要である。〉(Republique, VI, 2, p. 877) この点をめぐってポダンは一方で自由貿易の主張者、スマス、セイ、チュルゴの先駆者とされ、地方で重商主義の主張者、コルベールの先駆者とされ、またポダンの矛盾が指摘されている。しかし後の時代の基準で切る必要はなく、彼は保護貿易と両立する自由貿易を主張したと考えれば良いのである——彼はすべてにおいて熱烈なコスモポリタンでありかつ熱烈なナショナルトであり、その間に矛盾を感じなかった。さらに物価騰貴に対する対策として彼は魚肉の利用を主張した (pp. 37-40)。そして最後に〈貨幣の均質化〉による物価の安定を主張した (pp. 41-53)。これは悪貨だけではなく、銅と銀の合金であるピオン貨などの混合の貨幣を追放し、純粋の金、銀、銅の貨幣を主張したものであり、金銀比価は理想的な一対一二にすべきだという主張である。これは諸国家が〈世界国家〉として〈お互いに同盟を結び、貿易をおこない、友情をもつために〉も必要である。以上がポダンの提示した治療法であるが、最も主要な原因に何ら手を加えない以上消極的たらざるをえない。そして唯一の物価騰貴への対策としてもとられた政策である七七年の貨幣制度の改革は計算貨幣による計算を廃止したものであり、ポダンの主張とは何の関係もなかった——もっともその政策自体あまり実効性はなかったが。

〈政治生活への道〉

実践を求めてパリのバルルマンの弁護士になったポダンはさらに一五六七年以降政治生活への道を歩み始めた。當時最高諸院のレジストはコミセル、さらには政治的に重要なポストに採用される者の最も主要な予備軍であった

し、著作における彼の成功はそれに有利に作用したであろう。彼はそれによって彼自身實際政治に携わる機会をうるとともに、フランスのみならずヨーロッパ諸国の實際政治に携わる者たちと接触する機会をえ、『国家論』で使う知識の多くをこの時期にうることになる。

第一次宗教戦争が六三年のアンボワーズの和解王令で終結し、相対的に平和な四年の後に第二次宗教戦争が始まる六七年には、彼は初審裁判所の検事の代理あるいは検事総長代理としてポワチエで開かれたグラン・ジュールに派遣された⁽⁸⁷⁾。グラン・ジュールにはバルマンのそれと領主が主催するそれとがあるが、この場合は前者で、パリのバルマンの指揮のもとにバルマンのない一部の地方でおこなわれた一時的な、通常はパリのバルマンが休みになる夏に開かれた裁判のことである。彼はこのとき世俗の法律家や家主から魔女や魔女裁判に関する多くの知識をえている。第二次宗教戦争がロンジュモーの和解王令で終結し、第三次宗教戦争が始まる六八年には、どういう資格か解らないが、彼はナルボンヌで開かれたラングドックの地方三部会に派遣された⁽⁸⁸⁾。

しかし彼の政治生活への道は一時中断される。第三次宗教戦争が始まってすぐの六八年九月二八日と一二月二二日にカトリック以外の礼拝の全面的禁止、ユグノーの牧師の国外追放と王の官吏からユグノーの一掃、そしてバルマンと大学の構成員にカトリックの誓願の義務づけを命じた王令がだされた。これらの王令は六九年の初めにパリで厳格に施行され、多くの者が公異端³としてパリのバルマンの牢獄コンシエルジュリに投獄された。そのなかに公ラ・シャルトル区のサン・ドニ修道院に住んでいる自称アンジェ生まれのバルマンの弁護士ジャン・ボダン Me Jehan Baudin soy disant advocat en la C. de parl., natif d'Angers et dent au prieuré Saint Denys de la Chartre³がいる。このボダンは公新説を奉ずる者であり、保証をしなかった³、つまりカトリックの誓願を拒否したが故にユグノーとして六九年三月六日にそこに投獄され、七〇年八月八日の第三次宗教戦争の和解王令サン・ジュールマンの和

説論

議による恩赦によって八月二三日に釈放されている。このボタンは出生地からして、またもう一人のパリのバルマンの弁護士ジャン・ボタン、ジャン・ボタン・ド・モンギシェがこの時期、六九年五月二日にナヴァールの皇太后（第一次宗教戦争で死亡したアントワーヌ・ド・ブルボンの未亡人でアンリ・ド・ナヴァールの母）ジャンヌ・ダブルの訴願審査官になっていることからして確実に我々のボタンである。かくしてボタンは第三次宗教戦争の間の一年半をユグノーとして牢獄のなかで過ごした。

釈放されてすぐの七〇年末に、ボタンはシャルル九世からノルマンディの水と森林の改良に関する権限をすべて与えられたコミセルに任命された。ユグノーとして投獄されていたボタンがこんなに早く復職できたことは不思議に思われるかもしれないが、その理由はカトリックの政策転換にある。カトリックは六八年には明確に彼女が六〇年以來とってきた和解政策を放棄し、ギーズ家を頂点とし武装した地方リーグを形成していた過激派カトリックの側に立ってユグノーを弾圧する政策をとった。五月には大法官ロピタルを罷免し——ロピタルの方はあくまでも王権への忠誠を条件にユグノーに信仰の自由を認めることによって平和と秩序を回復するように主張して一〇月まで宮廷を去らなかつたが——、八月にはコンデとコリニーに対する奇襲を企て、九月と十二月にはそれによってボタンが投獄された二つの王命をだした。六七年九月にユグノーがおこした二つの事件、コンデが企てた王と王母奪取計画（モアの奇襲）とニームでのカトリック虐殺（ミカエルの虐殺）はここにカトリックと過激派カトリックの協力関係を作りあげてしまった。しかしこの七〇年以後彼女は再びユグノーとの和解を求めた。強大化したギーズ家を抑えなければならず、それに彼女の長女である（和平の妃）エリザベットの死後フェリーペとの婚姻政策の失敗やトルコ、イギリスとの関係強化などによってスペインとの関係も悪化していた。彼女はスペイン大使デ・スニイガのいう（悪魔の王

令と結婚、つまりサン・ジェルマンの和議、それにアンジュ公アンリとエリザベス女王、ナヴァール王アンリと彼女の末娘マルガリートの結婚によってそれを達成しようとした。サン・ジェルマンの和議は第一次、第二次宗教戦争の和解王令よりもはるかにユグノーに寛容であり、信仰の自由や制限付きの礼拝の自由を認めただけではなくて新たにラ・ロシェル、モントーバン、ラ・シャリテ、コニャックの四つの安全保障都市を認めた。七一年には六九年のコンデの戦死後公鉄腕ラ・ヌーを右腕としてユグノー派を率いたコリニー提督も国王顧問として宮廷に復帰した。アンリとエリザベスの結婚の交渉はアンリがポーランド王に選ばれることによって駄目になるが、ナヴァール王アンリとマルガリートの結婚はこのユグノーとの和解に対する極端な反動としての血なまぐさい事件を伴って実現されることになる。

ボダンがノルマンディの王領の森林を改革するコミセールに任命されると、当時おさまりの中央(王権)と地方(領主、都市)の闘争がおきた。ルーアンのバルルマンは彼らの伝統的な特権によって王の介入に反対し、ボダンの権限を認めなかった。それに対してボダンはまずその首席長官と二二人の評議員を相手に訴訟をおこした。さらに彼は事実上廃止されたも同然であった慣習法上の王の特権、ドワード・オニール・エドマンジエ公三分の一及び危険の権利、と称され、森林の占有者が森林を譲渡した場合には王は売り値の十分の一税をとることができ、森林を開墾した場合には収益の三分の一をとることができるといふ内容の特権を復活し、レジストとしての極端な法律リゴリズムをもって厳格に適用して四〇〇の訴訟をやつぎばやにおこした。王に対する個人的忠誠心というよりは有機的な政治体の全体を意味する公国家、公王国、公王冠、公王冠に対するレジストの忠誠心によって彼はそれから不法に横領された地方の伝統的特権に対して激しく闘いをいどんだ。何故なら公王領は国家のものであり、公国家は常に未成年者とみなされるので地方の伝統的特権は不法な横領であり、それに対しては時効にかからない公もとの法的権利の回復が認められるからである。しかしル

説論

ルーアンの町はボダンの提訴に憤慨して騒ぎ、ルーアンのパルルマンは領主とともにその長官リゾワールと弁護士ダムールをリーダーとする代表団を結成して王に訴えた。シャルル九世はこの圧力に屈し、七一年に先の慣習法上の王の特権を廃止してノルマンディの王領の権利を放棄する旨の王令をだした。ボダンはそれに納得せず、その王令の登録に反対した。何故なら王領は王個人のもの（公王の家産）ではなくて公国家公王国公王冠のもの（公公領公王冠）であり、王はその用益権をもつだけで、王領の権利を放棄する権限はないからである。彼がここで用いている法理論は一三世紀以来レジストにおいてもカノニストにおいても王冠理論として確立していたものである。そこでは王個人と王冠、王の家産と王領、王冠領は厳密に区別され、王は王冠との公結婚（即位は王冠との結婚というアレゴリーで考えられた）によって王領、王冠領、公妻の土地の用益権を手に入れるだけで、所有権や譲渡権はもたないとされていた。ボダンはこれとまったく同じ理論を用い、『方法論』でも『国家論』でもそれを王国基本法による主権の制限の中心的なものとみなすのである（伝記的には、さらに公プロワの三部会参照）。しかしボダンはこの七一年に解任された。

ボダンは解任されてすぐ、同じ七一年にヴァロワ家の第四王子アランソン公フランソワの訴願審査官兼顧問になった。彼はこれによって始めて政治的に重要な地位をえた。アランソン公は露骨な野心だけで、そのための落ち着きと持続力、決断力と意志の強さは彼の兄弟の血の宿命によって先天的にない当時一六才の若者であったが、今まさにカトリーヌの息子はみな王になるといふ当時の有名な予言者——正確に言えば天文学者・数学者——ノストラダムスの予言の実現にのりだそうとしていた。ボダンはこのカトリーヌの四番目の息子に顧問として仕えたことによってシャルル九世の宮廷に出入りし、宮廷魔術やフランスのみならずヨーロッパ諸国の政治についての知識をうるとともに、

彼自身實際政治に深くまきこまれることになる。

ところで一五七二年八月二四日の夜明けとともにパリでサン・バルテルミイの虐殺が始まった。八月一六日から二日までの六日間にわたるナヴァール王アンリとカトリーヌの娘マルガリートの壮麗な結婚式は多くの国民にとって平和がよみがえったことのシンボルであり、平和が永続することの希望であった。ところが八月二二日に国王顧問会議に出席した後、テニスにでかけるシャルル九世に別れを告げてルーヴル宮から家路についたユグノー派の指導者コリニー提督が〈王の殺し屋〉というあだ名のかつてのギーズ家の家臣モールヴェールに狙撃されて重傷を負った。この事件によってパリの町は混乱し、ユグノーの武装兵、しかし大部分は王とギーズ家の兵士と傭兵がパリに結集してきた。シャルルはこの知らせでテニスが中断したことに憤慨したが、提督の魅力のとりこになつていた彼は非常なシヨックをうけた。午後シャルルは母と二人の兄弟、それに多くの廷臣とともに見舞いにゆき、提督と親しく話をした。コリニーが自分の忠誠を信じてネーデルランドの反スペイン闘争に援助を続け、サン・ジェルマンの和解王令を遵守するように要求したのに対し、シャルルはネーデルランドのことにはふれなかったが、コリニーの忠誠を信じており、和解王令を遵守し、この暗殺を企てた者どもに復讐することを約束した。カトリーヌにとつて最悪の事態となつた。コリニーは死なず、シャルルは彼女の陰謀をあげこうとしている。彼女が狼狽したのも当然である。しかし彼女の態度は決まっていた。自分の地位とヴァロワ家を守るためにはコリニーを暗殺しなければならぬ。七一年に宮廷に復帰したコリニーは彼女が支配する宮廷ではまったく孤立していたが、その魅力でシャルルとフランソワをとりこにしていた。〈爪楊枝〉の提督コリニー——彼はいつも爪楊枝を顎髭か耳のうしろにさしていたのでそう呼ばれた——はコンデがとうてい及ばないほど人気のある指導者であり、生来人に信用される資質と指導者の資質をもつてい

た。熱烈なユグノーで熱烈なフランス人である彼には彼の信仰と祖国の栄光という光のために闇でかつ敵である法皇とスペインに闘いをいどまなければならないという信念しかなかった。彼は彼の信仰と祖国に一貫して尽くそうとする岩のような性格によって人の心を把えた——その性格の裏返しとして賢さや柔軟な政治的感覚を欠いていたが、それがまた彼の魅力であった。母親にぎゅうじられて兎や鹿狩りにうつつを抜かしていたシャルルはその魅力のとりこになってコリニーを公わが父と呼び、当時ラ・ロシュエルから無秩序な海の乞食団を組織しようとし、フランス国内を援助の要請にまわっていたオラニエ公の弟ナッサウ伯を公わがよき縁者、わがよき友と呼んで公然と彼らの反スペイン闘争に支援を始めた。カトリックは恐れた。ネーデルランドの反スペイン闘争に介入すればフランスは同盟なしに孤立してしまふであろう。レパントの海戦でトルコ軍をやぶったスペインは彼らが考えるよりはるかに強力であり、イギリスはフランスが介入すればスペインに全面的に援助すると通告してきた。そしてカトリックは疑った。むしろ彼らはヴァロワ家を反スペイン戦争に引き込んで滅ぼし、ユグノーのブルボン家の王国を実現しようとたくらんでいるのではないか。七二年八月に入るとコリニーとカトリックの間でシャルル争奪戦が展開された。カトリックは涙ながらにスペインとの戦争がヴァロワ家の滅亡であり、ユグノーのブルボン家の勝利であることをさとした。しかしカトリックは負けた。国王の心を把えたコリニーは八月六日の国王顧問会議で公然と反スペインの対外戦争を支持しないのなら内戦を始める——それに対外戦争こそ国内の対立の最も有効な解決策ではないか——とカトリックを脅した。八月一日にはシャルルは彼自ら一万五千の軍隊を率いてフランドルに侵攻するとブリュッセルの近くに侵攻していたオラニエ公に書き送った。憎しみと恐れを隠してパリを離れたカトリックはモンスオールの城で公私の愛しい目と呼んで溺愛した息子アンリとともに将来の計画を練った。自分の地位とヴァロワ家を守るためにはもはやコリニーを暗殺する外ないではないか。そしてまさにその好機ではないか。ギーズ家は公然とコリニーにギーズ

公フランソワの復讐をする何度も宣言しており、コリニーを暗殺しても自分とアンリは疑われず、ブルボン、シャティヨン家とギーズ家の復讐戦が始まるだけではないか。むしろ再び両派のリーダーたちが死んで王家にとって有利ではないか。しかしカトリクスは見込み違いをした。この冷静な計算家も暗殺者がしくじることには計算できず、今や最悪の事態になってしまった。コリニーは死なず、シャルルは彼女の陰謀をあばくであろう。今となっては彼女がその陰謀によって守ろうとしたヴァロワ家をまきこまざるをえない。王の同意をとりつけて一気にコリニーを暗殺しなければならぬ。ユグノーは反乱を企てているのであり、コリニーは反逆者だと彼女は主張し、王冠と王国が危険にさらされているというのにユグノーとコリニーが恐いのかとシャルルの名譽心と勇氣に訴えた。説得は成功し、翌二三日にシャルルは公新宗教の者たちが君主と国家に対して反乱を企てていると宣言した。そしてその日の真夜中にシャルル、カトリクス、アンリ、それにおもにイタリア人の顧問たちが集った国王顧問会議で公公共善のために逆者コリニーを虐殺することが決定された。

二四日の夜明けに公王の名においてコリニーが虐殺され、三時にサン・ジェルマン・ロクセル修道院の鐘がその死を告げると王とギーズ公の軍隊を先頭にパリ市民によるユグノー虐殺が開始された。カトリクスはまたしても見込み違いをした。彼女はコリニー以下少数の指導者だけを殺すように命じていたが、ギーズ家の復讐欲とパリ市民の憎悪はこの冷静な計算家の見込みをはるかに越えたものであった。数時間のうちにラムス始め二、三千人が虐殺された——犠牲者の数はとにかく一万以下であるが、ユグノーは一〇万だと信じた。ボダンもこのときパリにいて間一髪のところまで暴徒から逃れたとか、パリのバルマンの首席長官クリストフル・ド・トゥーによる告訴の阻止によって助けられたといったエピソードがある。これらのエピソードはすべて証明できないものであるが、彼は確かにそうした体験をしたことがあるようだ。『七賢人の対話』で彼は年老いたユダヤ人サロモに次のような体験を語らせてい

る。公……軍団は大都市のまわりを包囲し／血に飢えて自己の同胞を至る所で殺した。／そして武装した群衆はすでに、出入口や戸口をかため、／私を包囲していた、そのとき光り輝く箱から霊が出て／敵の感覚を奪い、意識をなくさせ、／そして天の盾、天の武器で私を／守り、その恵みを豊かに与え給うた。このごつごつした下手くそな詩——彼は詩に対する趣味は強かったが、しかし確かに詩的才能はなかった——はこのときの体験を語っているのではなからうか。それはともかく、予測せざる結果を後悔してカトリックは二五日に虐殺をやめるように命じた王令を出したが、もはや情念の爆発を前にしては何の効果もなかった。公ユグノー狩りと呼ばれた組織的なユグノー虐殺はパリからルーアン、モ、トロワ、リヨン、オルレアン、ブルジュ、ポルドー、トゥルーズとフランスの主要都市に拡がり、数千人が虐殺された。ユグノーはジュネーヴ、ストラスブル、公鉄腕ラ・ヌー守るラ・ロシエル始めニーム、モンターバン、グルノーグル、サンセールへと逃げ、これらの都市の武力抵抗として第四次宗教戦争が始まった。ユグノーの貴族は大量に転向し、ここにユグノー派は再び五九年以前のように教会——市民の都市的運動に性格を変えた。ギリシアの都市国家をモデルにした独立の都市を形成し、その連合として国家と彼らの内部組織を形成しようとした。しかしこれは七三年七月にラ・ロシエルの包囲戦を展開していた第四次宗教戦争が終結するまでの一時的なものであり、ユグノーの政治思想には何ら決定的な影響は与えなかった。彼らはこれ以後彼らの理論家モナルコマキが主張するような三部会による王国Ⅱ人民主権の行使という新しい政治制度で国家を考え、内部組織もコンデの若君を選挙で公首席総督兼保護者を選んで同様に形成してゆくことになる。

この事件をめぐって君主弁護論者とユグノーの激しいイデオロギー闘争が始まった。君主弁護者にはもちろん公テオドル・ベーズ伝染病を激しく攻撃してこの虐殺を称賛する過激派カトリックもいた。ローマでは法皇グレゴリウス一三世やローヌ枢機卿がこの虐殺を称賛していたし、七二年一月に出現した新しい星は彼らにとってこ

の虐殺に対する神の称賛のしるしであった——もともとこの星はユグノーにとってはベツレヘムの星の再現であり、救いが近いことのしるしであったが。しかし君主弁護論者の大部分は穩健派カトリックであり、ポーランド王位をアングロ・フランスに譲るための使節ジャン・ド・モンリュック、かつてのジュネーヴの法学教授ビエール・シャルパンチエ、スイス駐在大使ポンポヌ・ド・ベリエール、それにジャック・キュジャスやギー・デュ・フォールといった者たちであった。彼らはこの事件の悲惨さは認めたが、しかしその原因はおもに君主に反乱を企てたユグノーの側にあるとして君主を正当化した。パリのパルルマンもその首席長官クリストフル・ド・トゥーの名において六九年の決定を繰り返してコリニーを反逆者だと決定し、君主を正当化した。それに対してアンリ・エチエンヌ、オトマン、ニコラ・バルノー、ユグ・ドノー、それにイタリア人のカミロ・カピルピ、ポーランド人の公ヴォルフガング・プリスバッキウス¹⁶といったユグノーのパンフレットと著作がラ・ロシェルやジュネーヴから数多く出された。この時期のユグノーの政治思想を最もよく代表している理論的な著作では、七三年に最も広く読まれたオトマンの『フランコ・ガリア』が、七四年に著者名なしにベーズの『従属的統治者の権利』が、七九年にカエサル暗殺者ユニウス・ブルトゥス家の子孫公フランス人ステファームス¹⁷（フランス語版では公エチエンヌ¹⁸）という偽名でおそらくデュプレシール・モルネとユベール・ランゲによる『暴君に対する権利主張』が出版された。これらのパンフレットと著作はそのほとんど大部分が数年後にシモン・グーラールによって注釈つきで編集された（『シャルル九世治世下のフランスの状態に関する資料集』、三巻本、一五七六—七七）¹⁹。彼らは一致してこう主張した。この虐殺は長年にわたって準備された計画的なものである。公法皇至上主義者²⁰ギーズ家はヴァンシーの虐殺以来法皇やスペインと組んで彼らを絶滅する陰謀を企てていたし、公フィレンツェ女²¹カトリクスは六五年にバイヨンヌでネーデルランドの彼らの信仰上の兄弟を迫害しているアルバ公と会談して以来この虐殺を企てていた。プロテスタント諸国もこの虐殺がカトリクス、

ギーズ家、法皇、スペインの間で仕組まれた陰謀だと考えた——ロレーヌ枢機卿はそれを逆手にとってカトリックを味方にひき入れようとローマでそう宣伝した。そしてこの虐殺はフランスで広まった「イタリア方式」、フランスのイタリア化の必然的な結果である。イタリア方式とは悪徳と無信仰であり、法学では「イタリアの講義方式」の「弁弁」であり、政治では暗殺、術策、暴君政であり、イタリアのなかでもフィレンツェがその最たるものである。サリカ法と自然法に違反し、古きフランスの伝統を無視した「フィレンツェ女」カトリックの治世とともにこの新しいイタリア方式は広まり、フィレンツェ人マキアヴェリが彼女の父親に捧げた『君主論』の「欺瞞学」「暴君学」が宮廷を支配するようになった。この虐殺は彼女がいつも聖書がわりに持ち歩き、それで子供たち、とくにアンリを教育したその「イタリア人の聖書」の忠実な適用である。「国を手に入れるには、征服者は残酷な行為を日々繰り返さざるをえないようなことにならないように一氣にやるようにしなければならない。」ユグノー派だけではなく、この点ではジャンティエやボダンに理論的に代表されるポリチック派の多くもそうみるであろう。こうしたイタリア人批判はカトリックと宮廷で彼女を取巻き、多くの官職、とくに租税請負人の職を独占していた「フランス化したイタリア人 Inoscti」に対する一般的な不満の高まりを根にもっていた。

そして彼らは暴君に対する武力抵抗権の理論を形成した。抵抗権論はもちろんこのとき始めて登場したわけではない。中世初期にもケルンやカーライルによって有名になったゲルマン的——キリスト教的抵抗思想があった——最近この説は激しく批判されているが、しかしとにかくそれは「旧き良き法」に違反した「不正な君主」に対して事実上抵抗できるというだけであり、後にその理論化に不可欠となる人民「共同体（王国）主権、そしてそれが人民の代表によって行使される国制という思想を欠いていた。（「人民 *populus*」という言葉は国民の有機的全体を指し、従って有機的政治体を意味する共同体、王国、国家といった言葉と同義語となり、具体的には、軽蔑の意味をこめて都市の

貧民などを指す日常語と著しい対照をなして、女子供を含まない家父長、さらに一般的には社会の支配階層のことを意味した。これは一一世紀以来一七世紀前半まで、とにかく国家有機体思想が解体するまで何の変化もない。)人民主権論はローマ法やアリストテレスの導入以後形成される。ラウテンバッハのマネゴルト、ソールズベリのジョン、パリのジャン、アドモントのエンゲルベルトなどにおいてである。彼らはローマ法の王法 (*Lex regia*) やアリストテレスの説を使って契約による人民 \parallel 共同体主権、そして契約違反に対する人民 \parallel 共同体の抵抗権を根拠づけた。しかし彼らの目的は法皇や皇帝・君主の上位権を根拠づけることにあり、それを国制化することはなかった。それが国制化されるのは教会政治における公会議主義の一部の理論家、とくにパドヴァのマルシリウスにおいてであった。教会政治においては一三世紀後半から一四世紀前半にかけて法皇の皇帝・君主統制力が危機的状況になったのに対応して、一方でアウグスチヌス・トリウムフスによって体系化される法皇至上主義の \langle 権力の完全と *plenitudo potestatis* \rangle 論、他方で法皇の権力を決定的に制限しようとする公会議主義のなかの人民主権論という両極端の理論が登場した——これら両極端の主張において一六世紀の主権論が世俗化させて使う体系的な主権論が形成された。マルシリウスは俗権に介入する教権の打破を目的とした『平和の擁護者』で次のように国制化した。国家においては \langle 公支配的部分 \rangle の権力は \langle 市民の全体 \rangle である人民 \parallel 共同体、王国、帝国の主権 (\langle 人的立法者 \rangle) に根拠をもち、それは \langle 公より重要な部分 \rangle 、 \langle 全体会議 \rangle に代表され、そして教会においても \langle 信者の全体 \rangle である人民 \parallel 教会が主権をもち、それは法皇ではなくて世俗の権力によって召集される \langle 総会議 \rangle に代表される。教権を俗権に従属させることを目的としたこの著作では国家における人民主権の国制はあいまいであるが、この時期に成長した身分制議会とも関連した選挙共和政、あるいは選挙王政という形で主張された。しかし人民主権論自体少数派であり、ましてや身分制議会と結合されて国制化されることは例外であった。身分制議会を国制化していたのはむしろ君主と共同体 \parallel 王国の間で支配

説論

権の何らかの分割を主張するアキナス以来の主流派であるトミストであり、とくにイギリスのフォーテスキヤ（議會制君主政のことである）國王の——君主の統治 dominium politicum et regale）であつた。

一六世紀の宗教改革による宗教的・政治的危機のなかで、プロテスタント派が再び武力抵抗権論をとりあげた。ルッターやカルヴァンは原則的にそれを認めないが、しかし実践にたずさわる彼らの弟子たちは違ふ。ルッター派の都市マグデブルクは一五五〇年に自由都市や貴族の独立の伝統に立つて従属的統治者、つまり市当局と領邦君主、さらには地方貴族に抵抗権を認め、カール五世に対する武力抵抗を正当化した。何故ならもともと神法を守るべく設けられた君主が眞の宗教を迫害すればもはや正当な君主ではなく、こうした暴君に対しては同様に神法を遂行すべく設けられた従属的統治者が抵抗権をもつからである。そしてルッター派が五年のアウグスブルクの和議で最終的に戦闘性を失つて抵抗権論を必要としなくなつたとき、それはカルヴァン派へ移つた。フランスの亡命者ベーズ、ヴィレ、スコットランドの亡命者ノックス、イギリスの亡命者グッドマン、ボネットへである。フランスの亡命者がマグデブルクの抵抗権論に忠実であり、アナ・パプティストとの対決として私人にはできる限り抵抗権を認めようとはしなかつたのに対し、スコットランドとイギリスの亡命者は神との契約という思想を入れてよりラジカルな抵抗権論を展開した。すべてのキリスト教徒がユダヤ民族同様神法を守るといふ神との契約の公署名者であり、従つて従属的統治者だけではなくてすべての個人が眞の宗教を迫害する暴君に対して抵抗の義務をもつのである。しかしサン・バルテルミイ後のフランスのモナルコマキの抵抗権論の特徴はそれを国制に組み込んだことにある。三部会や貴族、官職保有者の従属的統治者によって人民に國王主権が行使される制限君主政である。ここに世俗の国家で始めて体系的に人民主権の国制が主張された。彼らの主張は現実にはスペイン、イギリス、スコットランド、スウェーデン、デンマーク、ポーランドにおける身分制議會と貴族の権力伸長、そして南西フランスにおける彼らの内部組織に対応し

ており、理論的には公會議主義、とくにパドヴァのマルシウスの人民主権論に対応していた。彼らは旧約聖書、ローマ法、封建法、ローマ史、アテネ史、フランス古代史などだけではなく、それらを意識的に根拠づけに使った。そして三部会や従属的統治者によって人民Ⅱ王国主権が行使される制限君主政を主張することによって、彼らはセーセル以来主流であり、デュ・ムラン、デュ・ティエ、パスキエ、デュ・アイヤン、デュ・ヴェール、ロワゼル、ルイル・ロワ、そして『方法論』のボダンなどがとっていた穩健君主政の考えから離れた。君主は主権をもつが、しかし君主は慣習や法律、バルルマンや三部会によって狭く限定された範囲内で絶対的なのだとする穩健君主政の考えから離れた。(穩健君主政とは私の造語であるが、今まで何ら区別なしに制限君主政、立憲政とまとめられているセーセル以来の穩健主流派とモナルコマキの政治思想を区別するために必要となった。確かにモナルコマキはセーセル以前のトミストや以後の穩健主流派の見解をしばしば使っているが、しかし両者は主権論からしてまったく異なり——前者は人民Ⅱ王国主権であり、後者は君主主権か実質的に主権の分割である——、区別しなければならぬ。)オトマンがフランクⅡガリア時代に見出したのは基本的に次の二点である。まず第一に、君主は人民によって選挙で選ばれ、かつ解任されたということである。君主は法皇によって決定されたのではなく、またサリカ法による世襲によって決定されたのではない——そもそもサリカ法は私法にのみ妥当するものであって公法には妥当しない。そして第二に、人民によって選任されたかつての三部会である王国評議會 (Regni Concilium, publicum Concilium) が全権を行使したということである。公フランコⅡガリアの王国の最高統治権は後の時代に三部会と呼ばれる莊嚴な王国評議會にあった。この王国評議會は君主、王侯と上級官職保有者、それに地方や都市の代表から構成され——僧侶は特別の身分を構成しない。これはユグノーの内部組織にも対応していた——、毎年開かれていた。そして次のような権力行使した。公要するに、一般に次のことである。第一に君主を任免し、次に戦争と平和、公法、最高の名譽、地方総督、

王国の摂政について決定し、亡き君主の家産を子供たちに配分し、あるいは娘に……婚資金をとっておき、財政について決定し、そして最後に今日一般に民衆の言葉で国事と呼ばれることすべてについて決定することである。何故なら（先に述べたように）まったく長年にわたって三部会や身分の王国評議会以外には王国のどの部分にも権利が認められていないからである。王と王国は蔽密に区別されねばならず、王国の官職保有者は王家の使用人ではなくともと三部会によって任命された王国の使用人であり、王ではなくて三部会に責任をもつ。王自身三部会で議長を務める王国の最高官職保有者である。この三部会によって人民に王国主権が行使される国制は暴君によって三部会の同意なしに不法に曲げられた。その重要な例は一〇世紀末のユーク・カペーによる公爵、伯爵といった上級官職の世襲化であり、それによる三部会の人事権の削減であり、より重要なのはカペー朝のもとで一四世紀頃になされたかつての三部会の名称の一つを悪用したバルマンによる三部会の権力の篡奪である。しかしそれにも拘わらずその国制は現在まで続いており、再び本来の状態にもどさなければならない。ペーズはオトマンがフランク・ガリア時代に見出した国制を旧約聖書、ローマ法、封建法、それに公あらゆる時代の最も有名な諸国民の実践を使つて一般的な国制理論に変えた。抵抗権は次のことに基づく。まず君主は人民の福祉のためばかりではなくて、人民の同意によって設けられた。君主はもともと人民の選挙によって選ばれたのであり、世襲制でもそのなごりが即位の際の誓約に残っている。そしてその同意は君主と人民の契約であり、神法、自然法、公法の遵守といった公一定の条件のもとになされた。では抵抗権はどのように行使されるのだろうか。まず暴君は、伝統的な仕方、正当な資格なき暴君と正当な資格はもつが権力を濫用する暴君の二種類に分けられる。前者の人民の同意によらない資格なき暴君に対しては、たとえ神によって承認されていようと、私人でも誰でも抵抗権をもち、またそれはすべての者の義務である。人民の同意によるが契約に違反して権力を濫用する暴君に対しては、抵抗権はまずすべての官職保有者である従属的統治者に

属する。王と王国は厳密に区別されねばならず、従属的統治者はもとも王ではなくて人民によって任免されたのであり、王の従者ではなくて人民Ⅱ王国の従者であり、権力の濫用を防いで契約を遂行すべく設けられたからである。地方や都市の従属的統治者は、彼らも人民Ⅱ王国の従者であろうが、その領域内でのみ抵抗権をもつとされる。しかし従属的統治者の抵抗権は君主の権力濫用に対する抑制であり、契約を解除して廃位させる権力はもたない。それは人民Ⅱ王国の代表である三部会の権力である。従属的統治者も三部会も妨害や墮落によって機能せず、他に方法がない場合にもみ私人にも抵抗権の行使が認められる。では最後に真の宗教に対する迫害についてはどう扱われるだろうか。スコットランドやイギリスのモナルコマキ、それに後のモルネとランゲに比して極めて慎重である。確かに彼ら同様真の宗教の保護と強制は国家の義務だが、しかし彼らとは異なつて神との契約という考えをとらず、従つて真の宗教の迫害はただちには抵抗権の対象にならない。しかし真の宗教の礼拝が公法で認められているのに迫害がなされた場合には抵抗権の対象になり、六二年の一月王令以来和解王令をもつフランスにおいて迫害を理由とする抵抗権の可能性をとつておいた。モルネとランゲの著作は基本的にベーズの著作に旧約聖書、ローマ法、封建法からの豊富な例示を付け加えて詳細にし、より体系的にしたものである。しかしこの著作が書かれた七四、五年の政治的状況、つまりユグノー派がポリチック派と連合して過激派カトリックとして知られたアンリ三世に対して武力闘争を開始した状況に対応して強調の変化、内容の過激化がみられる。まず、スコットランドやイギリスのモナルコマキが主張していた神と君主、人民との契約を入れて二重契約説をとつたことである。ここに宗教的根拠からする抵抗権が強化された。君主と人民は、ローマ法における約束手形の共同署名者同様、両者が他方の契約違反に対して連帯責任を負う。従つて人民は君主の真の宗教に対する迫害を止めさせる権利をもつだけではなくて、その義務を負う。また神に召命された個人にカルヴァンやベーズよりも積極的に武力抵抗権が認められる。次に抵抗権の担い手として三部会

よりも従属的統治者、そして従属的統治者のなかでも地方の従属的統治者の方が重視されていることである。

ボダンはモナルコマキの著作ではベーズのもの始めいくつか読んでおり、おそらくその大部分を読んだであろう。⁴⁸ グーラーが編集した資料集も読んでいるが、しかしそれは七六年の『国家論』以後のことである。⁴⁹ そして『国家論』で彼はモナルコマキをマキアヴェリ、マキアヴェリストとともに公互いにまったく反対のことを書き、反対の手段によってではあるが、共同して国家の破滅を企てている二種類の人間⁵⁰として論敵に選ぶのである。むしろモナルコマキを公人民の責任からの解放と人民の自由を欲して、臣民を彼らの自然の君主に反乱させ、どんなにひどい暴君政よりもまだ悪い放縦なアナキーに扉を開く者⁵¹、暴君政を主張するマキアヴェリ、マキアヴェリストよりも公より危険⁵²だと批判し、最大の論敵に選ぶのである。彼はモナルコマキの政治思想をしばしば通俗的に武力抵抗や選挙王政の主張と断片的に理解し、必ずしも体系的に理解してはいない。しかしこのモナルコマキとの対決によって彼の政治思想は『方法論』の政治思想とは決定的に異なったものに変化するのである。モナルコマキの政治思想がセーセル以来の主流であった穏健君主政から制限君主政への離脱ならば、ボダンのそれは公絶対君主政⁵³への離脱である。ちょうど彼らがその政治思想を受継いで世俗の国家に適用する中世後期の教会政治における公会議主義と法皇至上主義が穏健主流派であるトミズムからの両極端への離脱であるように。

一五七三年五月にアンジュ公アンリがポーランド王に選ばれ、八月に民族衣装で正装した二五〇人の領主を伴って一二人の使節からなる壮麗なポーランド使節団がその交渉に訪れると、ボダンは使節団歓迎のためにシャルル九世から派遣されたフランス代表団に加わってメッツにいった。彼はおそらくその博識をかわれて代表団長、ラングドックの名門の出であるラングルの公爵——司教シャルル・デ・カール（あるいは、シャルル・デカール）の顧問として代

表団に加わったであろう。⁵⁰そして彼は代表団長デ・カールのラテン語での歓迎演説を翻訳し、出版した。『ラングルの司教で公爵、ペール、それに国王顧問シャルル・デ・カール閣下が一五七三年八月八日にメッツに滞在していた壮麗なポーランド使節団に対しておこなった演説。弁護士ジャン・ボダンのラテン語からのフランス語訳』しかし彼はたんにこの演説を翻訳しただけではなく、彼がこの演説を作成した、少くとも作成を手伝ったであろう。本来このことが考えられるだけではなく、この演説のフランス史、ポーランド史、当時のヨーロッパ国際関係についての知識、それに後に述べるようにその政治思想は『方法論』のボダンのものであり、しかもモロレーベルが確認しているようにフランス国立文書館にあるこの演説のラテン語原文のタームは『方法論』のボダンのものである。⁵¹そして彼はこのときメッツからバリまで使節団に同行するなかでポーランド使節、とくにヤン・ザモイスキとヤン・ズボロブスキーから『国家論』で使うポーランドの国制についての多くの知識をえている。⁵²

一七二年七月にジグムント二世アウグストが死ぬとヤギェウォ王朝は絶え、ポーランドは外国の王家に開かれた選挙王政になった。神聖ローマ皇帝マキシミアン二世は彼のトルコに対する公聖戦を援助するローマ・イエズス会の支援のもとにこの王位を次男のエルネストに望んだ。カトリックはこの王位をアンジュ公アンリに望み、ヴァランスの司教ジャン・ド・モンリュックを派遣して交渉にあたらせた——ポードゥアンも使節に任命されたが病気のためポーランドに行かなかつた。ヴァロワ家はこの競争でオーストリア・ハプスブルク家よりも遅れてスタートしたが、しかしはるかに有利であった。ポーランド人は一般に反ドイツ感情をもち、支配層である領主はハプスブルク家の支配のもとではボヘミアやハンガリーのように自由と独立を失うのではないかと恐れており、それにハプスブルク家のトルコに対する聖戦遂行という外交政策はスウェーデン、トルコと協力して共通の敵ロシアにあたるというポーランドの基本外交政策と対立するものであった。それに対してフランスはポーランド人にとって遠い国であり、ユマニスム

の教養をもったこのポーランドの公黄金の世紀の領主層には文化的魅力をもった国であり、それにフランスの外交政策は伝統的にハプスブルク家に対抗するためにトルコと同盟するというもので、事実トルコはハプスブルク家に王位が渡ればポーランドに宣戦を布告すると通告してヴァロワ家を支援した。しかしカトリヌはこの有利な競争をスタートでつまずかせた。モンリュックがクラコに着いたのはちょうどサン・バルテルミイの時期であり、この事件のために彼の交渉は最初非常に困難であった。アンリが王になるのはギーズ家や法皇の介入の手段になり、ポーランド版のサン・バルテルミイが起きるのではないかと恐れたポーランドで多数を占める新教派領主はただちに連盟を結成し、アンリを王位に選ぶことに反対した。しかし有能な外交官モンリュックは王立教授団で学んだキケロ派の政治理論家で公ハプスブルクの敵として有名な政治家ヤン・ザモイスキを指導者とするフランス支持派の支援のもとに新教派領主の説得と宣伝を繰り返した。そして七二年から七三年にかけての冬には宗教的自由始め彼らの自由と特権が決して侵害されることのない国制を実現するという条件のもとに新教派領主の支持をとりつけるのに成功した。フランス国内におけるサン・バルテルミイ後のイデオロギー闘争の背後にはこの問題もあった。穏健派カトリックのユマニスト司教モンリュックはこの悲惨な事件の知らせに驚いたが、公わが善良で慈悲深き君主の手を血に染めさせた原因はおもに反乱したユグノーの側にあるとして君主を正当化したし、君主弁護論者の背後にはカトリヌと彼がいた。それに対してベーズはポーランドに代表を派遣してヴァロワ家との交渉をやめさせようとしたが、それが不可能だと解ると著作によって交渉に影響を及ぼそうとした——彼の著作『従属的統治者の権利』は残念ながら交渉成立後に完成することになるが。それにオトマンやモルネ、ランゲはその交渉に注目していたし、二人の著者、おそらくニコラ・バルノーとユグ・ドノーによる『フランス人の目覚し時計』はポーランドの身分制議会、貴族、人民に捧げられ、そもそも公ヴォルフガング・プリスバッキウスなるポーランド新教徒はこのイデオロギー闘争に参加し

た。彼らは実際にはポーランドの国制決定に何ら影響を及ぼすことはできなかったが、ポーランドの新体制を彼らが理想とする国制の現実的なあり方の一つとして称賛することになる。⁽⁶³⁾

七三年一月にワルシャワで開かれた召集議会はすでに限定されていた王の権力を決定的に制限することで領主の自由と特権が決して侵害されることのない国制を決定した。王朝の世襲制は正式に廃されて領主全員による自由選挙制になり、新王には諸宗派間に絶対的な信教の自由を保障した有名な条項を含む協約の誓約義務が課され、王がその誓約に反して行動したときには臣民は服従から解放されるのである。この協約の宗教的寛容の条項はポーランドで事実上実現されていたことを法制化したものである。ポーランドはその黄金の世紀である一六世紀を通じて一七世紀前半までヨーロッパで最も宗教的寛容が実現されていた国であり、このヨーロッパの辺境はカトリック派、ルッター派、カルヴァン派、ツヴィングリ派と多様な宗派の共存を保障し、カルヴァン派から分離独立した反三位一体のポーランド兄弟団あるいはアリウス派、それにトランシルヴァニアとならんで反三位一体のソツニーニ派を受け入れたヨーロッパにおける唯一の公異端の聖域であった。もっともこうした宗教的寛容は独立的な領主間の力のバランスに基づいていたため、一七世紀中頃には下層階級からなる反三位一体論者は新旧両派から弾圧されて国外に追放されることになるし——彼らは新たな異端の聖域オランダへ逃げる——、反宗教改革の攻勢によってバランスが崩れると宗教的寛容は放棄されることになるが。この新体制のもとではポーランドは実質的には君主によってではなくて元老院と二年毎に召集される議会によって統治されることになろう。モナルコマキはここに理想的な国制の一つのあり方の実現をみ、ボダンの『国家論』では理想にもとる公君主政が平穩に貴族政に変わる政体変革をみるであろう。そして七三年五月に約四万人の領主全員の投票によってアンリが王位に選ばれた。その際召集議会から出されたユグノー弾圧中止の要求こそアンリが国王とギーズ家の軍隊を率いてラ・ロシュェルの包囲戦を展開していた第四次宗

教戦争を終結させるのである。アンリ選出の知らせが六月にパリに届くと、カトリーヌは壮大な夢をえがいた。ポランドは手に入ったし、アンリ選出を支援したトルコは同盟を望んでいる。神聖ローマ皇帝の娘婿シャルルは皇帝にもなり、フランソワはイギリス女王の夫君になるだろう。そうなればスペインこそが同盟なしに孤立するだろう。アンリ二世以後国際政治から隠退したフランスが再び華々しく国際政治に復帰し、彼女の義父フランソワ一世、それにディアヌ・ド・ポワチエにうつつを抜かして彼女を見捨てていた夫アンリ二世の時代のように再びハブスブルク家とヨーロッパの覇権を争うだろう。ボダンもカトリーヌと同じようにヴァロワ家による公キリスト教徒の普遍国家⁴という夢をえがいたし、モンリュック始め多くのユマニストも内戦にあけくれるフランスに再びかつてのフランソワ一世の栄光の時代がよみがえることを夢見たことであろう。しかしそれはあくまでも一時的な夢にすぎなかった。カトリーヌが実際にやったことは一月四日にフランソワを伴ってアンリを見送ったロレーヌのブラモンで新教版のバイヨンヌ会談ともいべき秘密の会談をもったことだけである。オラニエ公ウイレムの代理として弟のナッサウ伯、プファルツ選帝侯の息子クリストファ、ポーランドの新教派領主が集まり、フランス、ポーランド、プファルツ、ネーデルランドで同盟を結ぶことに同意した。しかしバイヨンヌ会談がローマ版の対外政策の見せかけなら、このブラモン会談はジュネーヴ版の対外政策の見せかけにすぎなかった。七四年春ナッサウ伯は彼とクリストファ公の死を伴って完敗することになるドイツからの侵攻を開始したが、カトリーヌは何の援助も送らなかった。そして八月にボダンがその歓迎に派遣されたポランド使節団——この様々な宗派からなる壮麗な使節団こそ新旧両派の共存を主張するポリチック・不平分子派にとって宗教的寛容の生きた実例であった——がアンリに協約の遵守を誓約して王位につくように交渉にきた。その交渉のすえアンリは九月にノートル・ダム寺院で宣誓をおこない、いやいやながらラコオに立って七四年二月に正式に協約遵守の宣誓をして王位についた。

ボダンのポーランドに対する関心は、スウェーデン、デンマークなどの《北方諸国》とともに、もっぱら選挙王政であり、この演説でも同じである。彼は宗教的寛容論との関連ではまったくポーランドに言及しない。『国家論』でローマの皇帝テオドシウス、東ゴートのテオドリク、それにトルコの王のもとで宗教的寛容が実現したことの要因の一つとして《多くの宗派は二つの宗派よりもよりよく一致を見出す》ことを指摘しているが、当時のヨーロッパでの命題が最もよく妥当したポーランドには言及していない。彼はまずアンリ選出の選挙を神託だと解することによって君主の主権を弁証しようとした。マキアヴェリの《新君主》、あるいはマキアヴェリズムに批判を加えながらこう述べている。

△王権以上に人間界で偉大なもの、あるいは神の主権に近いものは決してないことを考えて頂きたい。……あなたがたの王の選出が決して人間の意見や賢明さによってなされたのではなく、神の知恵と摂理によってなされたということはまったく確実だと考えざるをえません。まずこのいと高き全能の偉大な神が自らに良いと思う王国、帝国、公国のすべてに恵みを与え給うことは、聖書が何度もまったく明確に宣言しているように、疑う余地のないことであり、それを疑うことが邪悪で、それを信じないことが不信仰であることは明らかであります。しかしこの神の摂理は、あらゆる主権君主の国家で十分みられますがそれでも、父から息子への世襲ではなくて外国の君主に対する多くの人民の明白な合意と同じ意見によって選出される王国でずっと明確に示されます。全知の神の知恵ではなくて運命の秤で人間のことのバランスをとる者は、国家や王国が欺瞞、金銭、恩恵、力によって征服できると考えていますが、こうしたことはこの選挙にはまったくみられませんでした。何故なら人々があなたがたの王の徳、まったく多くの王と王子が非常に熱心に欲してきた徳の何か考慮しなかつたし、そのために神が特別に王冠をとっておかれたという事は明白だからです。……人間の声と意志が神の正しい判断によって承認されたという事は明らかなので、こうした選挙に憤慨している者は神に闘いをいどもうとしていることにならないでしょうか。神の意志は人間の力によって変えることができないというのだ。▽ (pp. 5-7)

彼は『方法論』でも『国家論』でも最初の王や王朝が絶えた場合の新しい王の選出は、選挙によってなされたのである

れ籤によってなされたのであれ、すべて神託によると解して王権神授説をとっている。(最初の君主については彼はこれ以外にも様々な歴史的——理論的説をとっており、複雑な問題があるがここでは立入らない。)彼の選挙王政批判は神託によって選出がなされた後には王朝の世襲制がとられるべきだという主張であり、『方法論』でも『国家論』でもまったく同じである。彼は『国家論』においてその限りでモナルコマキの選挙王政論を批判するのであり、彼の批判はモナルコマキ批判とはなりえないものである。何故なら、先に述べたように、モナルコマキは選挙王政それ自体を主張しているのではないからである。オトマンがフランク時代の選挙王政を強調するのはかつての三部会による王国人民主権の行使を証明するためであり、選挙王政にもどれと主張しているのではなくて、三部会による主権の行使の政治体制にもどれと主張しているのである。ペーズが選挙王政に理想的な国制の一つのあり方をみるのはそこに君主と人民の相務契約が明示され、従属的統治者と三部会による主権の行使が明示されるからに他ならない。

では君主の主権が弁証できたとして、君主の主権はポーランドの新体制のもとでは実質的には君主によってではなくて元老院と議会によって統治されることになることとどういふ関係にあるのだろうか。彼は君主が公ポーランドの議会の思慮ある意見 \forall や公ポーランドの元老院の意見や思慮ある助言 \forall に従って統治することに何の危惧も抱いていない。むしろそれは公ポーランド人は今だかつてほとんど何ら君主の暴政を許したことがない \forall 伝統に合致するとされている (P. 7, 13)。そして次のように積極的に称賛されている。

△ポーランドの元老院と人民がこの選挙という方法によって悪行が加えられるのではないかという恐怖心や一切の疑いから国家を守ったことはどんなに称賛しなければならないことでしょうか。何故なら臣民に対して神に次いでもっている主権を決して濫用しようとしないうる君主をもつただけでは十分ではなく、さらに君主がたとえそうしようとしても臣民に危害を加えることのできないようなやり方をとらなければならないからです。ところであらゆることに非常な知恵と思慮分別をもっているポーランド国民はここで

も臣民の特権や自由が完全に維持され守られるように彼らの王が常に古き慣習や国法 (anciennes coutumes & ordonnances du pays. *leges imperii*)、とくに主権に関するそれを守るように義務つけてきました。全世界でフランスの君主ほど喜んで法律の力に服し、さらには下級官職保有者や上級官職保有者に従う君主がいるでしょうか。そこであなたがたはあなたがたの王が古き特権や自由を一点たりとも奪うことはないと思つたく安心してもよいわけです。 (pp. 17—18)

このように彼は君主が主権をもち、かつ同時に身分制議會で保障される慣習や法律によって制限されることに何の矛盾もみなかった。君主は慣習や法律によって狭く限定された範囲内で絶対的なのである。かくして公統治することは絶対的権力をもった主権において命令することに他ならないとしても、ポーランド王がまっただき権力をもった王であることを誰が否定しえようか。 (p. 8) これは当時主流であった穩健君主制の考えであり、ボダンが『方法論』でとっていた考えである。標語的にはこうである。公君主の権力は減ずれば減ずる程 (その地位を犯すことはできないが) 正しいものになり、将来的に安定したものになる。 (Methodus, VI, p. 209r) 彼はポーランドの国制を決して外交辞令だけから称賛したのではなく、穩健君主制論者モンリユック同様、穩健君主制の理想にかなっているとみたのであり、ただアンリ選出後に王朝の世襲制になることを望んでいただけなのである。

七三年九月に兄のアンジュ公アンリがポーランド王になってフランスを去ると、アランソン公にノストラダムスの予言を実現する好機が訪れた。まずエリザベス女王との結婚の話が兄のアンリに代って彼のところに来た。七三年一〇月にトーマス・ランドルフ卿がそのためにエリザベスから派遣された。ボダンはこのときランドルフ卿と知り合い、イギリスの政治についての知識をえている。アランソン公のちにはエリザベスとの結婚によって予言を実現しようとするが (イギリスとネーデルランドへ参照)、しかし今はそれよりも結核で死を待っているシャルル九世の

説論

王位継承者の地位を、正当な継承者である兄のアンリをおしのけて、手に入れることによって予言を実現しようとした。彼はカトリーヌに兄の王位継承権を要求したが、アンリを公私の愛しい目と呼んで溺愛し、フランソワを疑っていた母からえたのは実質的にはアンジュ公という兄の地位だけであり、逆に宮廷で監視されることになった。ここに彼はラングドックの地方総督ダンヴィル率いるポリチーク・不平分子派の軍事力を背景にコンデの若君率いるユグノー派の協力をえて王位継承権を手に入れる陰謀を企てた。

この七四年のポリチーク派の陰謀はユグノー派の協力のもとに王と宮廷をぎゅうじり、過激派カトリックの支持者として知られていたアンリの王位継承権を否認させ、それをアランソン公に認めさせようとするものであった。そのためにアランソン公、それにナヴァール王アンリの宮廷脱出とイギリスやドイツ新教諸侯の軍事的・経済的援助をとりつけることを当面の目的としていた。しかし陰謀は四月七日にアランソン公の二回目の宮廷脱出計画（一回目は三月一日）が失敗したことによって発覚した。四月にはアランソン家の首謀者ラ・モール（ジョゼフ・ボニファース・ド・ラ・モール）とココナ（ココナ伯アニバル）が捕えられ、五月にはモンモランシー元帥とコッセ元帥が捕えられ、その他多くの者が投獄された。ダンヴィルはラングドックの地方総督を罷免され、アランソン公とナヴァール王アンリは宮廷に監禁された。そしてその訊問の過程でボダンという名前が登場する。四月一二日と一五日のココナの訊問の結果首謀者の一人に公ボダンという名前前の書記官 *secrétaire nommé Bodin* 書記官ボダン *Bodin secrétaire* がおり、このボダンはイギリスの駐仏大使ヴァレンタイン・ダール博士を通じてエリザベスの軍事的・経済的援助、それにドイツ新教諸侯の援助の約束をとりつけていた、ということが解った。このアランソン公の書記官のボダンは逮捕されたのか公疑わしい者ですまされたのかよく解らないが、逮捕された様子はなく、結局公疑わしい者とされただけで逮捕は免れたようである。

このポリチークの陰謀に対するイギリスの関与は駐仏大使ダールが本国に送った手紙によって跡づけることができ
 る。ダールは七四年二月一九日の國務卿フランシス・ウォルシingham卿宛の手紙から確實にその陰謀のことをさして
 いる(公重大事)について報告を始めている。三月二日には、確實にその前日にアランソン公のサン・ジェルマンの宮
 廷からの脱出計画が失敗し、それに危険を感じた宮廷がただちにパリに移ったことをさしている(公サン・ジェルマン
 の争い)についてウォルシinghamに報告している。この時期にはイギリスはまだ陰謀に積極的には関与していないよ
 うで、ダールはその手紙で公重大事については彼「ダール」は今後どういう解答がでるかみとどけるでしよう(と述
 べ、陰謀に対して傍観的な態度をとっている。しかし三月一六日にはイギリスは明らかに陰謀に関与しており、ダー
 ルはアランソン公の生命の危険を恐れてエリザベス女王に彼のイギリス亡命を認めるよう求めている。四月一日には
 ダールは陰謀のために必要になった金を受取ったことをウォルシinghamに報告し、公爵は女王に希望をつなぎ、彼
 は非常に恐れています(と報告している)。そしてアランソン公の使節としてダールと交渉したのがダールのいう公弁
 護士である。ダールは大蔵卿バリーイ男爵ウイリアム・セシルに宛てた日付けのない手紙の追伸で公弁護士が公爵
 から派遣されて再び訪問してきて、公爵が疑われており、国外に亡命することを望んでいると彼に語り、女王に助力
 を請う手紙を書くように彼に求めた(と述べている。イギリス側の資料で見ると、ココナの供述とはかなり異なっ
 て、アランソン公はもっぱら自ら企てた陰謀に恐れをなしてイギリスに亡命することを望んでいただけのようで、ア
 ランソン公の使節である公弁護士はもっぱらそのための交渉のみあたっていたようである。おそらくこれが名声
 欲が強いだけでそれに値する能力を一切欠き、お祭り騒ぎなしには一日も生きられない軽薄なアランソン家の者た
 ちが企てた陰謀の実体であり、公弁護士はその尻ぬぐいにあたっていたのである。四月七日にはダールはアラン
 ソン公の新たな宮廷脱出計画が失敗して陰謀が発覚し、数人の者が逮捕され、アランソン公とナヴァール王アンリが

宮廷に監禁されたことをウォルシンガムに報告している。⁶⁶一二日には一〇日にラ・モールが逮捕され、アランソン公が非常に恐れ、また事実彼の生命が非常に危険な状態にあることをバリーに報告している。⁶⁶この陰謀が発覚した時期にはダールはアランソン公の使節である「弁護士」と親しくなっていたようだ。四月一二日にウォルシンガムに宛てた手紙ではその「弁護士」の安全を希望し、⁶⁷四月一六日のそれでは「弁護士」がやってくれば、彼が秘密を守り信頼のできる人物だということが解つたと彼「ダール」は誓つて言うことができる⁶⁸とその「弁護士」を称賛している。⁶⁸

このアランソン公の使節である「弁護士」がアランソン公の公書記官であるボダンと同一人物であることは明らかである。ではこの「弁護士」でアランソン公の公書記官のボダンは我々のボダンなのであるうか。このボダンは我々のボダンであるという証拠はないし、それに当時我々のボダン同様アランソン公に仕えていたバリのバルルマンの弁護士のもう一人のボダン・ジャン・ボダン・ド・モンギシュではないという証拠もない。しかしそのボダンの役割がダールと交渉することにあつたことは、我々のボダンがダールと親しいことから、そのボダンが我々のボダンであることを推測させる。⁶⁹とにかくボダンはこの七四年にアランソン公の顧問の職を失つた。

「政治生活から退いて『国家論』を書いた時期」

ボダンは一五七四年の陰謀によってアランソン公フランスの顧問の職を失つてから七六年末にプロワの三部会に参加するまで政治生活を退き、七六年八月に完成する彼の名著『国家論』を書いた。この点この二年間は彼の政治思想を理解するうえで重要である。

七四年五月にシャルル九世が死ぬと、ポリチークの陰謀に恐れをなしていたカトリーヌはただちに摂政の座について今やアンジュ公になった四番目の息子フランソワとナヴァール王アンリをルーヴル宮に厳しく監禁し、公私の愛しい目々アンリの帰国を待った。アンリのポーランド脱出は遅れたが、七四年六月にクラコオを立ててドイツ、イタリヤ廻りで九月にリヨンに着き、カトリーヌとともにしばらく南フランスに滞在した。このアンリのポーランド脱出、さらには脱出後のポーランド王位保持の交渉に命がけであったのがボダンが『国家論』を捧げるビブラックの領主ギイ・デュ・フォールである——彼はこれ以後もアンリに命がけの忠誠を示すが、彼がその報酬としてこの熱狂的・スペイン的なカトリック信仰をもち、お気に入りへのミニョンばかり重用する君主からえたのはユグノーに親近感をもっているのではないかという疑いと冷遇であった。帰還旅行の間アンリはドイツでは皇帝始め君侯から平和と秩序回復のためにユグノーに宗教的寛容を認めるように助言されたようだ。しかし彼が感動をうけたのはミラノで会見した反宗教改革の指導者ボロメオ枢機卿であった。枢機卿の熱烈で厳格な宗教心と慈善事業への献心は彼の病的な感受性を深く捉えた。このヴァロワ家最後の君主はこの世が罪にみだされており、それは贖罪によってのみあがなえると考え、数人のお気に入りとともに霊的訓練と苦行によって自分と臣下の罪をあがなおうとする。しかしそれも持続せず、数人のお気に入りとの厳しい苦行のあとには今やミニョンに変わる彼らとの男色の放蕩が続くのである。彼はこの数人のお気に入り——それに彼が可愛いがっていた数匹の小犬——以外には誰も信用せず、またそれに対する不満が高まった宮廷では誰からも信用されなかった。彼は確かに同じ血の宿命を負った兄弟とは異って豊かな感受性と知的鋭さやずる賢さをもち、あらゆることに興味と理解力を示すディレッタントであり、軍隊指揮者や政略家の才能もっていた。カトリーヌが彼を溺愛したのもうなずける。しかし同じ血の宿命を負った兄弟同様落ち着きと持続力、決断力と意志の強さはなかった。彼は結局彼にはどうしようもない血の宿命によってカトリーヌが彼にかけた王冠の権威回

復の期待も世人がかけた平和と秩序回復の期待も裏切ってしまう。アンリは七五年二月にランスの大聖堂でカトリック自ら案出した壮麗な即位式をあげた。アンリ三世の即位はアンリ二世以後内戦にあけられた空位時代への終りとして新君主に対する大きな期待を生み出し、アンリ三世の宮廷アカデミーを中心に君主政強化のための改革運動が企てられていた。このディレクタントな君主のアカデミーにはフィリップ・デポルトを中心にした詩人や文学者だけでなく、多くのレジストとならんで、アリストテレスの『政治学』を翻訳し、宗教的和解を主張し、そしてこのアンリ即位の年に『君主統治の卓越』を出版したルイ・ル・ロワがいたし、それに詩人としても有名なギー・デュ・フォールもいた。

カトリックはポリチークの陰謀から王冠をアンリに守ることに成功したが、ユグノー派に次いでポリチーク派も敵にまわってしまった。陰謀の失敗後ポリチーク派はラングドックの地方総督を罷免されたダンヴィルを指導者に外国人の言いなりになっていく王権に対する公自然のフランス人の不満の結集、ルイ一世に対抗して結成された公益同盟をモデルにした大同団結を訴えてゆく。そして君主に対しては伝統的な特権の保障、公武力によってではなく、神聖にして自由な公会議あるいは全国宗教会議による宗教問題の解決、三部会の召集などを要求してゆく。彼のユグノー派に対する連合の訴えは成功し、ユグノー派は七四年七月のミヨーでの政治会議でコンデを指導者・保護者、ダンヴィルを地方総督だと再確認し、ポリチーク派と連合することを決定した。そして一二月から七五年一月にかけてのニームでの政治会議で大部分穏健派カトリックであるポリチーク派とユグノー派は内部で宗教的寛容を保障した同盟を確立した。この会議はその一八四項目にわたる決定で信教の自由のみならず、通商の自由や行政、裁判、軍事、租税と財政の独自の制度を決定し、南フランスを実質的に独立国家とするものであった。王弟フランソワは七五年九月にルーヴル宮から脱出して連合軍のリーダーに復帰し——アンリ・ド・ナヴァールも七六年二月に脱

出して復帰した——、ロレーヌからブルゴーニュへとドイツ新教徒軍を率いていたコンデと合流して第五次宗教戦争を開始した。パリに攻めてくる連合軍を前にしてアンリ三世は降伏するほかなく、彼らの圧倒的な勝利のもとに七六年五月に王弟の和議あるいはポーリュの和解王令が結ばれた。サン・バルテルミイの犠牲者には名誉が回復され、ポリチークの陰謀で捕えられた者には特赦が与えられ、そしてユグノーにパリの城内と二里以内の城外を除いた公王国のすべての都市と場所で、時と人の制限なしに \searrow 礼拝の自由、八つの安全保障都市、あらゆる官職につく権利、バルルマンで半数を占める権利(公新旧両派同教法廷 \searrow)^{シヤンブル・ミイリバルチ}が認められた。王令でこれほどの権利がユグノーに保障された例は今だかつてなかった。この和議はユグノーを満足させた。ポリチークは今こそ再び和解政策を展開して宗教問題を平和的に解決する好機だと主張した。ユグノーのイノサン・ジャンティエは七四年のアンリ三世への『建言』に次いで七六年の王弟フランソワに捧げた『反マキアヴェリ論』でそれを主張し、ボダンは『国家論』とプロワの三部会でそれを主張した。ユグノーのデュプレシ \parallel モルネは七四年の『平和の勧告』に次いで七六年の『諸身分(プロワの三部会)への平和の建言』でポーランドにおいて実現されているような二つの宗教の完全な自由を保障することに よって宗教問題を平和的に解決することを主張した。しかし当然のことながらこの和議はカトリック側の反動を招いた。過激派カトリックはペロンヌ宣言を發して \searrow 向こう傷 \searrow のギーズ公アンリをリーダーとする第一次全国リーグを結成し、君主に三部会の召集を要求した。アンリ三世は自らリーグの指導者になることによってその勢力を利用して宗教を再統一し、財政を再建しようと七六年八月にプロワに三部会を召集することになる。

この『国家論』を書いた時期ボダンはどこで、何によって生活していたのだろうか。この時期のボダンで確実に解ることは彼が結婚したことだけである。一五七六年二月二五日、四六、七才のときに彼はランでフランソワーズ・ツルイヤール (Françoise Troullart) と結婚した⁽⁷⁰⁾。彼女はランの役人ジャン・ツルイヤールの娘で、六九年九月に死

亡したヴェルマンドワの王領監督官クロード・バイヤールの未亡人である。ランの初審裁判所の検事である彼女の兄弟ニコラ・ツルイヤールを通じて彼女を知ったのであろう。彼はこの結婚で彼女の少しばかりの財産（モルチエの小牧場と森、コンデ郊外の一四スチエ「二一八四リットル」のブドウ園、セル・シュル・アーヌのブドウ園）、それにおそらく彼がこの翌年以降その領主の称号でもって呼ばれることになるサン・タマンの領地をえた。このサン・タマンの領地もたいしたものではなく、ランの付近の小さな領地だったろう。ポダンはこの結婚で妻の兄弟の官職を相続することを期待したとされているが、彼はそんなに悠長な男ではあるまい。いつ相続できるか解らないような官職よりも——確かに後に相続するが——、たとえ少くとも彼女の財産の方が魅力あつたらう。ましてや、後に述べるように、七四年以降このインフレの時代に定職をもたず、生活に苦慮していたことを考えればなおさらである。そして彼はこの結婚で妻の連れ子ニコラ・バイヤール、一人の娘アントワネット（七六年生まれ）、それに二人の息子エリーとジャン（八〇年と八一年生まれ）をえた。彼はきわめて子供思いで、継子のニコラを溺愛し、二人の息子の教育を三、四才のときから体系的に始めることになる。彼にとつて子供たちが困難な時代の息ぬきだったのだから——もつとも子供たちはすぐに父親の期待を裏切り、ニコラは新しい父親を好まず、娘は気違いであり、二人の息子のうち一人は幼なくして、もう一人は若くして死んでしまうが。

この時期のポダンについては今まで、その博学さによってディレクタントな君主アンリ三世のお気に入りだったとされてきた。しかしこれは正確さを欠くド・トゥーの証言をうのみにしたものである。⁽¹⁾彼がアンリ三世に気に入られ、訴願審査官の職まで約束されていたのは、後に述べるように、新君主アンリに対する期待とお世辞を述べた『國家論』出版後のことであり、プロワの三部会の初めの頃、七六年一月から七七年二月までのことである。それにこの時期彼はかつての主人、そして八〇年以降再び任えることになる将来の主人王弟フランソワにも仕えていない。で

はこの時期彼はどこで、何によって生活していたのだろうか。おそらくランに退いていたであろう。七六年二月にランで結婚し、七六年一月にランが属するヴェルマンドワの代議員に選ばれてプロワの三部会に出席したことは彼が七六年以前からランに住んでいたことを示しているであろう。何故ランを選んだのか解らないが、彼はこれ以後生涯をランで過ごすことになる。そして定職をもたず、おそらく法律顧問のような臨時の仕事をして生活に苦慮しながらランに退いていたであろう。この時期彼は定職をもっていない。王弟フランソワの顧問に復職するのは八〇年であるし、妻の兄弟ニコラ・ツルイヤールの職を相続してランの初審裁判所の検事になるのは八七年である。おそらく法律顧問のような仕事をしていただろう。妻を知ったのはランの初審裁判所の検事である彼女の兄弟を通じてであろうから、彼は七六年以前からランで裁判関係の仕事をしていたはずだ。それに彼はこれ以後も法律顧問の仕事をしていく。七八年には『魔女論』を書くきっかけとなったランの初審裁判所での魔女裁判におそらく検事側の顧問として参加し、八〇年から九四年まではド・モワ公爵夫妻の法律顧問をし、八六年の手紙では裁判関係の仕事で子供の教育が中断することをこぼし、八七年から八九年まではナヴァール王家のマルル伯爵領の法律顧問をしている。そして法律顧問という臨時の仕事、それに結婚でえた少少の財産から入る収入は限られていたであろう。七七年一月四日にプロワの三部会でコンデ公のもとへ第三身分を代表してドタン司教とモンモラン伯に随行するように要請されたとき、彼はそれを断る理由の一つに公馬をもつてないし、馬を買う金もないことをあげている(このときの状況の詳細については、公プロワの三部会を参照)。駐仏大使アミアス・ポーレットとともにプロワの三部会に出席してボダンと知り合ったイギリスの若い外交官ウィリアム・ウェイドは七七年二月六日にバーリイ卿に宛ててボダンのことを公宗教上の安全のために実務から退くことをよぎなくされており、そこで彼の生活状態は貧しいと書き送っている。(ここで公宗教上の安全とはもちろんボダンがユグノーとみなされていたことを意味する。彼は七四年の陰謀後八

説
論

○年まで王弟フランソワに仕えていないが、七四年までこのポリチーク派とユグノー派の連合軍のリーダーに仕えていたがためにユグノーとみなされていたのであろう。この証言は彼が七四年の陰謀で逮捕は免れたが公疑わしい者とされ、そのためにその後定職をもたずにランに退いていたことを推測させるであろう。

このように彼はこの時期定職をもたず、生活に苦慮しながらランに退いていたのであろう。彼はすでに家庭ももっていた。そして新君主アンリ三世に宗教戦争の解決と彼自身の政治生活を期待しながら『国家論』を書いていた。

(1) 以下宗教戦争時代のフランス史については、すぐれた概説書であるG・リヴェ、二宮・関根訳『宗教戦争』(白水社)の訳者による参考文献参照。この参考文献は社会・経済史関係ではすぐれていると思われるが、思想史関係の分野ではまったく不十分であり、それについてはいずれ稿を改めて研究状況を紹介した。

(2) R. Delachenal, *Histoires des avocats au Parlement de Paris*, Paris, 1885, pp. 28—30, 399—406; K. D. McKrae (17-44), p. A5. シェン・ホマン・エ・キンギンに引くが、cf. P. Cornu, *Jean Bodin de Montguychet* (III-41).

ホマンがナリにでたのは、とにかく五九年から六二年までの間であるが、五九年の可能性が強い。その頃cf. *Démonomanie*, II, 1, fol. 54v: 『一〇年前に私がナリの一流の宿の一つにいたとき……』、『一〇年前』とは、『魔女論』の献呈の日付けが七九年二月一〇日なので、厳密にとれば五九年のことである。彼は彼の性格に対応してしばしば年を厳密に記しているのだから、この場合にも厳密にとつてよいのかも知れない。

(3) *Methodus, dedicatio*, p. 107v. *Republique, epistola*: III, 2, p. 378.

(4) *Republique*, IV, 4, p. 593: 『この王国で最も偉大な人物の一人で法服の長』(De Republica, p. 436 (438)): 『最も博學で国内法に最も詳しい人物であるフランスの大法官シシエル・ロビタル』(ホマンのロビタルに対する言及については、さらにcf. *ibid.*, I, 8, p. 132; I, 10, p. 234; III, 6, p. 456; VI, 6, p. 1055.

(5) *Methodus, dedicatio*, p. 109v.

(6) *Republique*, II, 4, p. 296. Cf. *ibid.*, V, 4, pp. 744—745.

(7) Cf. *Chauviré* (III-52), p. 30.

- (8) Methodus, dedicatio, p. 107v. Cf. République, epistola : ▲ある人の側面からする熱心な欲求が私をして時間的余裕さえあれば可能だと思えた学芸の手法と目的を論ずること『方法論』を急がせた。何故ならかつては裁判の仕事のために書くための時間的余裕がまったくなかったからである。▼
- (9) Ibid., p. 108v.
- (10) バリのバルマンの長官フォージェと交際していることについては、cf. Response, p. 8 : ▲……私はこのことを顧問官フォージェ氏から聞いた。▼ : Demonanie, II, 6, fol. 98 : ▲……長官フォージェは私にそう述べた。▼
- (11) スリアーノと交際していることについては、cf. Methodus, VI, p. 216v : ▲非常に博学で有徳の人物であるヴェニス人ミケレ・スリアーノはバリで大使をしていたときに私に好意をもってしばしば我が国のことをたずね、私は彼に彼の国のことをたずねた……▼
- (12) ランゲと交際していることについては、cf. Methodus, IV, p. 138v : ▲長年にわたるヨーロッパ全土の遍歴に劣らず博学さで有名なランゲは私に次のことを断言した……▼ : V, p. 141r : ▲博学で、それにヨーロッパ全土の遍歴で有名なフランス人ランゲは私にしばしばこう語った……▼ : Demonanie, II, 6, fol. 98v : ▲私はブルゴーニュ生まれで、ザクセン選帝侯の使節で、彼の主人のためにフランス王と交渉しにきていた非常に博学な男ランゲに数回会った……▼ ポイツアーと交際していることについては、cf. Methodus, IV, p. 138v : ▲非常に博学で決して嘘をつかない男ガスパール・ポイツアーは……私に次のことを断言した……▼ ホルスターと交際していることについては、cf. Ibid., V, p. 141r : ▲……最奥のゴート族に由来するスウェーデン人で首都ストックホルム出身であり、自由学芸や様々な言語に通じていることの名声と軍人としての名声をあわせもっているガスパール・ホルスターが決めた私にこのことを確言した。▼ : V, p. 141v : ▲ホルスターは私にこう述べた……▼ : République, V, 1, p. 668 : ▲以上私が述べたことは……スウェーデンのオスロ生まれの軍事顧問ホルスターが私に確言したことである……▼
- (13) この手紙で現存するのはボダンの自筆のものではなく、アンジエの貴族D・ビクテリウスなる者によって筆写されてコロミエの父に送られたその前半の部分だけである。この手紙は今まで根拠づけはなされていないが六一年に書かれた(グーラウアー、ポール、メナール)、あるいは六三年に書かれた(ペイル、ボードリヤール)、さらには決定できない(ショウイレ)とされている。しかしこの手紙はすでに宗教戦争が始まっていることを示している——▲すでにフランス全土で燃えあがったこの内戦▼

—ので、六二年以降に書かれたことは明らかである。いつまでに書かれたかを決定することは原則的には不可能だが、しかし宗教戦争の原因について気楽な議論をしていることは第一次宗教戦争が始まってすぐに書かれた、少なくとも彼が宗教戦争に危機意識をもって『国家論』を書き始める七四年以前に書かれたことを示しているであろう。従ってこの手紙は六二年から七四年までの間、おそらく六二一、二年頃に書かれたであろう。

チ・マトラについては、*cf.* Demomanie, III, 2, fol. 128: «……私の同僚で同郷のムルルマンの弁護士マトラの領主ジャン・ポートル氏……»

(14) De Thou (III-1), I. cxvii, v. V, p. 702.

(15) メナージュは死の床に横たわったボダンが自分の面前で燃やさせた論文としてその五つをあげている (Menage, III-5, p. 143) — なお題名の翻訳は便宜的なものであり、ローマ法そのものよりはむしろ二世紀以後のローマ法学の用語の方にあわせた。これらの論文は確かにボダンによって、それも『方法論』以前に書かれたであろう。「権力論」と「宣戦布告権論」はボダン自身によって『方法論』で言及されているので問題ない (Methodus, VI, p. 171r, 173r, 176v. *cf.* République, I, 10, p. 251. なお「De jure imperio」は Methodus, VI, p. 175v で言及されているが、その表題は明ひかに間違っており、意味をもつには「De jure imperii」か「De imperio」でなければならず、おそらく後者の間違いであろう)。問題は残る三つの論文である。「裁判権論」は「権力論」と同時に扱われなければならない。何故ならそれはウルピアーヌス (学説類集, 一一—一三) の純粹のあるいは混合の権力 (merum aut mixtum imperium) と裁判権の關係についての解釈の問題であり、二世紀以来のローマ法学のその解釈の伝統に立った問題だからである。従って「裁判権論」は確かにボダンによって「権力論」と同じ時期に書かれたはずだ。「法律行為論」と「裁量論」は皇帝 (君主) と並んで公権力をもつマジストラの権能の問題を扱ったものでなければならず、ボダンは『方法論』でこの問題を二世紀以来のローマの法・政治理論、とくにバルトゥールヌに依拠して解決している (Methodus, VI, p. 175v sq. *cf.* République, III, 5, p. 432sq., VI, 6, p. 1020)。従って「法律行為論」と「裁量論」はボダンによって『方法論』以前に書かれたであろう。かくしてボダンはこれらの論文を『方法論』以前に書いて『方法論』さらには『國家論』の素材として使い、これらの中で充分である、あるいはこれらに本に比して未熟であると考えて燃やさせたのであろう。これらの論文はその表題だけですでにボダンがローマの法法・政治理論の伝統、とくに神聖ローマ皇帝ハインリッヒ六世を判定者として一一九一年頃ボローニャでおこなわれたローマ法学者アゾーとロタリウスの論争に端を発した純粹の権力とは何であ

- り、それは皇帝(君主)にのみ属するのかもしれない問題の伝統に立って主権論を研究していたことを示している。ボダンの主権論を二世紀以来のローマ法公法の法・政治理論の伝統のなかで理解しない者はそれだけで誤っている——もともと『国家論』の主権論においてはカノン法学者、法皇論者の法・政治理論の伝統の方が重要だが。
- (16) 『普通法の分割』を『方法論』以前に書いていたことについては、cf. Methodus, dedicatio, p. 107r.: 「まず最初に私は……普通法の構成を表にして略述し、それを吟味してもらうためにあなた『方法論』を献呈したハールのハルマンの長官ジャン・テニエ」に見せました。▽
- (17) E. Cassirer, *Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit*, 2 Bds., Berlin 1906—1907, Bd. I, S. 146; J. H. Randall, *The Development of Scientific Method in the School of Padua*, *Journal of the History of Ideas*, vol. I, 1940, pp. 177—206 (in: *The School of Padua and the Emergence of Modern Science*, Padua, 1961, pp. 15—67).
- なお二六世紀の方法論を全体的に扱ったものとしては、cf. N. W. Gilbert (III-142). ちなみに、花田圭介「方法論の成立」(岩波講座『哲学』Ⅹ科学の方法、所収)、P. ロッシ、前田訳『魔術から科学へ』(フランシス・ニコル)、『サイマル出版会』、それに『科学革命』に関するすぐれた概説書であるH・カーニイ、中山・高柳訳『科学革命の時代』(平凡社)の参考文献参照。
- (18) ボダンが五〇年、五一年にラムス派の著作を買って勉強していたことについては既に述べた。後に彼は若者の教育にラムスの論理学を勧めている。Consilium, fol. B2.: 「最もすぐれたラムスの弁証法が教えられるべきである。と、この手法は様々な議論に有効な生命を与えるからである。▽ ラムスの影響については、ちなみにcf. K. D. MacRae, *Ramist Tendencies in the Thought of Jean Bodin* (III-129).
- (19) 以下ボダンの法学方法論に「こうして」cf. J. Moreau-Reibel (III-79), ch. II; J. L. Brown (III-97), ch. II; J. H. Franklin, *Jean Bodin and the Sixteenth-Century Revolution in the Methodology of Law and History* (III-158), part I.
- (20) *Republique*, epistola.
- (21) *Methodus*, dedicatio, p. 108r. Cf. Response, p. 30.: 「法律家の替れテ・ムラン氏」▽
- (22) *Distributio*, pp. 72r—73r.: 「人間法は自然法とは別に人間の利益のために作られた法である……人間法は万民法と市民法に分けられる……万民法はすべての国民あるいは大部分の国民に共通にみられる法である……市民法は各々の国家に固有な法であ

り、決して学芸に適さない。▽

万民法が自然法と矛盾する典型的な例は奴隷制である。それは自然法には違反するが、多くの国に共通にみられるという理由で万民法にはかかっている (Cf. *Republique*, I, 5, p. 51; I, 8, p. 151; II, 2, p. 276)。なお万民法は『国家論』で主権の制限をめぐって問題になるが、結論だけ言えば、それはあくまでも拘束力をもった制限ではなくて、後に述べる法律作成と国家統治の模範としてである。

(23) *Idid*, pp. 72—73v. Cf. *ibid.*, p. 71v—72r: △学芸や科学は普遍的なことを扱うものである。ところが市民法は一国家に固有なものにすぎない。このゆえに我々がこの普通法の分割でローマ法の引き裂かれればならぬ断片をあちこちとまき散らす者たちと意見を異にしても誰も変だとは思わない。▽

(24) 法と法律の区別については、cf. *ibid.*, p. 72v—73r: △法とは人間社会の利益のために用いるように人間に与えられた正しくて賢明な神の光である……それに対して、法律は主権による命令あるいは禁止に他ならない。▽ *Republique*, I, 8, p. 155: △法と法律は非常に異なる。法は衡平しか含まないのに対し、法律は命令を含む。何故なら法律は権力を行使する主権者の命令に他ならないからである。▽ *ibid.*, cf. *Republique*, I, 10, p. 216; III, 5, pp. 439—440.

(25) *Methodus, dedicatio*, p. 107r. Cf. *ibid.*, VI, p. 167v: △国家統治のことについては偉大な人たちの意見が非常に異なり、相対立している。今日まで何世紀もの間誰も最善の国家とは何かについて確定していない。このことは驚くべきことである。何故ならプラトンは国家統治の学が今だ存在せず、誰も理解しえないほど困難だと考えたが、法律を作成し、国家を正しく統治するための方法を次のように教示していたのだから。つまり、もし知恵者があらゆる国家の慣習と法律を集めて比較すれば、そこから最善の国家を引き出せると。▽

(26) *Distributio*, p. 71v—72r. 彼はラムスの論理がすべての学問に使えろと考えたし、事実彼自身すべての著作で用いた。普遍史に ついては、cf. *Methodus*, II, p. 116v: △学芸にするのに一般に用いられるのと同じ体系的な方法とやり方が歴史学でも用いられるべきだと私は思う……歴史学を完全に平易なものにするためにはまずそれを教えるのに秀でた分析 (*analysis*) と呼ばれる学芸の師が適用されるべきである。この分析はどのように全体を部分に分け、どのようにその各々の部分をさらに小部分に分割するかを教え、かくして全体と部分相互の合唱のような結合を驚く程平易に教える。▽これ以外については、cf. K. D. MacRae (III-129).

- (27) Methodus, dedicatio, pp. 107r-108v. 『方法論』で使っている資料の詳細については、一応その文献目録 (Ibid., X, pp. 254v-206r) 参照。
- (28) Ibid., p. 107v; 109r: 《普通法はほとんど大部分歴史のなかに隠されている。そして法律を最もよく判断するのに非常に重要だと思われるもの、国民の性格やすべての国家の起源、成長、繁栄、変化、没落といったものも歴史からえられる。》; praemium, p. 112r; 113v; 114v.
 以下ボダンの歴史学方法論については、cf. F. v. Bezold, Zur Entstehungsgeschichte der historischen Methodik (III-57); J. B. Bury, The Idea of Progress (高屋武『進歩の概念』創文社), ch. I; J. Moreau-Reibel (III-79), ch. II, III; J. L. Brown (III-97), ch. III, IV; M. J. Tooley, Bodin and the Mediaeval Theory of Climate (III-125), ; A. Klempt, Die Säkularisierung der universalhistorischen Auffassung (III-143); J. H. Franklin (III-158), part II; G. Huppert, The Idea of Perfect History (III-187), ch. 5; H. Denzer (ed.), Jean Bodin (III-197), Teil II etc.
- (29) ストローマンの歴史学の方法については、cf. J. L. Brown (III-97), ch. III; H. Baron, Das Erwachen des historischen Denken im Humanismus des Quattrocento, Historische Zeitschrift, Bd. CXLVII, 1932-33, SS. 5-20; B. Reynolds, Shifting Currents of Historical Criticism, Journal of the History of Ideas, vol. 14, 1953, pp. 471-492; F. Gilbert, Machiavelli and Guicciardini, (Princeton U. P.), 1965, part II; D. R. Kelley, Foundations of Modern Historical Scholarship, (Columbia U. P.), 1970, part I etc.
 シェイムの歴史学の方法については、cf. E. Menke-Gluckert, Die Geschichtsschreibung der Reformation und Gegenreformation, Leipzig 1912; J. L. Brown (III-97), ch. III; A. Klempt (III-143).
- (30) ボダンはアグリッパの著作をほとんど全部読んでいたが、その著作を読んだというだけでは、cf. Démonomanie, Refutation, fol. 241.
 近世の懐疑主義については、cf. R. H. Popkin, The History of Scepticism from Erasmus to Descartes, New York, 1964, ch. II. なおアグリッパについては、やはり cf. Franklin (III-158), pp. 89-96; C. G. Nauert Jr., Magic and Scepticism in Agrippa's Thought, Journal of the History of Ideas, vol. 18, 1957, pp. 161-182 (in: Agrippa and the Crisis of Renaissance Thought, Urbana, Univ. of Illinois P., 1965).

- (31) モンテーニェがボダンの歴史家選択の批判的基準をほとんどそのまま繰り返していることについては、『エッセー』二—10 ▲書物について▽参照。しかし彼はボダンのブルタルコスに対する評価には承服できなかった『エッセー』二—32 ▲セネカとブルタルコス弁護▽。このブルタルコスをめぐる評価の相異に両者の歴史に対する関心の相異が現われている。ボダンはブルタルコスを歴史に知恵の教訓をもちこむ▲哲学的歴史家▽としては高く評価したが、▲歴史家というよりはむしろ君主の評論家▽とみなした(Methodus, IV, pp. 132v—133v, 138r)。それに対して歴史から人生の知恵を学ぼうとするモンテーニェは▲世界で最も判断の正しい著者▽ブルタルコスをボダンがあまり信用できない歴史家としたことに承服できなかった。
- モンテーニェがボダンのタキトウス、ユリアヌス弁護を使っていることについては、『エッセー』二—19 ▲信仰の自由について▽参照。これがボダンの影響とあることについては、cf. L. Cons, Montaigne et Julien l'Apostat, Humanisme et Renaissance, t. 4, 1937, pp. 411—420.
- (32) République, IV, 2, pp. 560—561. Theatrum naturae, V, pp. 580—583. しかし『方法論』では彼はコスモポリタニクスを権威として使っているだけではなく(VI, p. 200r; VIII, p. 234r, 237v)その太陽中心説に反対しなかった。▲もし、我々すべての者が共通に考えるように、太陽を心臓に割り当てても、私は反対しない。何故なら太陽は惑星の中心にあり、あるいはコスモポリタニクスがなしたように宇宙の中心にあるのだから。▽(V, p. 154r)
- (33) 例えは Methodus, V, p. 140r, 164v-r; République, IV, 2, p. 564; IV, 3, p. 572; V, 1, p. 666, 701. De Republica, IV, 2, pp. 392—393. Theatrum naturae, I, pp. 30—32.
- (34) このテーマは繰り返し述べられるが、まとまったものとしては、cf. République, I, 1, pp. 5—10. 但しボダンは歴史の四分割に傾いており、自然史から▲数学史▽を分け、それを自然史と聖史の間に入れることもしている(Methodus, I, p. 116v)。ここには数の学を重視する新プラトニストの特徴が現われている。
- (35) 彼がルネサンスに流行したユートピア思想を実践に役立たないとして嫌ったことについては、cf. République, I, 1, p. 4: ▲我々はプラトンやイギリスの大法官トーマス・モーアが描いたような効果のない理想国家を描くつもりはない。我々はできるだけ実現可能な政治の一般規則を探究することで満足しよう。▽I, 6, p. 71: ▲今まで国家について書いた者たちは法律や共通法について何らの知識ももたずに原則を立て、何の基盤もなく空虚に立派な論文を書こうとしたのだ。▽
- (36) フランスにおける価格革命の詳細については竹岡敬温『近代フランス物価史序説』(創文社)、学説史については山川義雄『近

- 世トランス経済学の形成』(世界書院) 参照。更だ、M. Grier-Hutchinson, *The School of Salamanca, Readings in Spanish Monetary Theory*, 1544—1605, Oxford, 1952; J. H. ヒリオット、越智・川北訳『旧世界と新世界』(岩波) 参照。
- (37) *Démonomanie*, II, 1, fols. 57v—58: ▲私が一五六二年に初審裁判所の検事の代理としてグラン・ジュールに加わってボワチエに就いたとき……▼ III, 1, fol. 124v: ▲私が一五六七年に検事総長代理の一人としてグラン・ジュールに加わってボワチエに就いたとき……▼。
- 最初の引用の▲一五六二年▼は明らかに誤りである——M. D. LXII▼はM. D. LXVII▼のミスプリントである。何故なら彼はそこに派遣されたとき一五六四年のボワチエでの魔女裁判の話を知っているからである (Ibid., II, 4, fol. 86: ▲私がボワチエの裁判長サルエからそこにいたときに何度か聞いた一五六四年にボワチエでなされた死刑執行……▼ Refutation fol. 247: ▲一五六四年にボワチエで生きたまま焼かれた四人の魔女に対する裁判……▼)。
- (38) *De Republica*, VI, 1, p. 626: ▲私がナルボンヌの地方三部会にでかけたとき (註9、一五六八年) ……▼。 Cf. *Republique*, V, 1, p. 677: ▲毎年数えきれない程多くのフランス人がおもにオーヴェルヌユヤリムーザン地方から家を建て、栽培し、開墾し、手仕事をするためにスペインに渡ってゆく——私はナルボンヌにいたときそれをみた。▼オーヴェルヌユヤリムーザン地方の者がスペインに伝統的な冬の出稼ぎだけではなくて移住も始め、▲フランス人の植民地▼をつくってゆくのは、先に述べたように、ボダンがトゥルーズからパリに移り住む五九年以後の新しい現象なので、彼がナルボンヌでその移動をみたのはこの六八年のときのことであろう。
- (39) N. Weiss, *Huguenots emprisonnés à la Conciergerie du Palais à Paris en mars 1569* (III-61).
なお、ロシニエルの記録で▲ラ・シャトル区▼となっているのは明らかにラ・シャトル区の誤りである。
- (40) *Republique*, I, 10, p. 239; III, 2, p. 381; VI, 6, pp. 1031—1032. *Recueil*, p. 300.
なお王領に関する彼の法理論は cf. *Methodus*, VI, p. 208v sq.; *Republique*, I, 8, p. 137 sq.; VI, 2, p. 856 sq.
- (41) この闘争がコルベールの時代まで同じ経過で続いていることは指摘に値いするであろう。一五七六年六月二二日にパリのバルマンのもう一人のジャン・ボダン、ジャン・ボダン・ド・モンギシエがボダンと同じコミセルに任命されると、ルーアンのバルマンは七九年以来数回繰り返し成功裏に抵抗したし、一六六九年にも同じ闘争が同じ結果で繰り返された。

(42) ボダン自身は七六年のフランス語版の『国家論』ではこのことになつたかふれず、八六年のラテン語版の『国家論』で始めてそのことを述べている(De Republica, I, 10, p. 163: ▲フランソワ公フランソワは私を訴願審査官と顧問会議に加えた……▼)。この事実は、後に詳細に述べるように、フランス語版の『国家論』の性格、それにそれとラテン語版の『国家論』の性格との相異を象徴的に示しているであらう。

(43) ボダンはアンジュ公アンリとエリザベスとの結婚の交渉のために、バックハースト卿を伴つて七一年にフランスを訪れたルートランド伯三世エドワード・マナーズと知り合い、イギリスの政治についての知識をえている(Methodus, VI, p. 171v: ▲……私はこのことを彼の一族の名声や勢力によつてだけではなく、徳によつても有名なロテランドゥス伯自身から聞いた。▼)。「この箇所は六六年の初版にはなく、七二年の改訂版で書き加えられた」: République, IV, 5, p. 610: ▲……私はこのことを有徳の貴族ロツラン伯から聞いた。▼。同じ七一年に、彼はボワトウに滞在していた宮廷においてシャルル九世、コリニー以下大貴族の前でなされた有名な「宮廷魔術師」ル・パンのトロワ・ゼンエルの審問をみ、魔女に関する多くの知識をえている(Démonomanie, III, 5, fols. 151-151v)。それに、いつのことか解らないが、彼は宮廷であまり仲の良い王とその兄弟、おそらくシャルル九世とフランソワ公のやりとりをみてゐる(République, V, 4, p. 740)。

(44) Cf. Bezold (III-47), SS. 42-46; Garosci (III-84), p. 32.

(45) Heptamerones, V, p. 200.

(46) 以下オットマンのものは、François Hotman, Francogallia, (ed. by R. E. Giesey & J. H. M. Salmon), Cambridge, 1972を用いる。オットマンのこの著作はすでに六八年に彼のフランス公法研究の一貫として書かれていたものであり、この事件によつて亡命したジエネーブで少し書きかえられて出版されたものである。メーヌのものは、Théodore de Bèze, Du droit des magistrats, (éd. par R. M. Kingdom), Genève, 1970を用いる。メーヌのこの著作は一五五〇年のマダデブルク信仰告白の改訂版という形で著者名なしに出版されたがためにあまり権威をもたず、オットマンの著作ほど読まれなかった。モルネとランゲによると思われるものは、Stephanus Junius Brutus, Vindiciae contra tyrannos, Edimburgi (Basel), 1579の初版本を用いる。この著者についてはランゲ説、モルネ説、両者の共著説、それにビエール・ロワズルル・ド・ヴィリエールを加える説、さらに彼らのいずれでもないとする説があるが、ここではその問題には立入らず、最も一般的で最も説得的なモルネとランゲの共著説をとつておく。グーラール編の資料集は、Mémoires de l'estat de France sous Charles Neufieme, (éd. par Simon Goulart),

seconde édition, 3 vols., Meidelbourg (Heidelberg), 1578 の改訂第 3 版を用いる。

- (47) 中世における人民主権論について cf. F. v. Bezold, Die Lehre von der Volkssouveränität während des Mittelalters, Historische Zeitschrift, Bd. 36, 1876, SS. 313—367; クントロニッス、樺山訳「ヨーロッパ中世の人民主権理念」(史学雑誌 七五編四号)、『今野国雄「中世における人民主権の理念」(西欧中世の社会と教会)』岩波、所収)

広く中世における主権論については cf. O. Gierke (tr. by Martland), Political Theories of the Middle Age, Cambridge, 1922; C. H. McIlwain, The Growth of Political Thought in the West, London, 1932; W. Ullmann, The Development of the Medieval Ideas of Sovereignty, E. H. R., vol. LXIV, 1949, pp. 1—33; F. A. v. d. Heyde, Die Geburtsstunde des souveränen Staates, Regensburg, 1952; B. Tierney, Foundations of the Conciliar Theory, Cambridge, 1955; P. N. Riesenbergh, Inalienability of Sovereignty in Medieval Political Thought, New York, 1956; E. H. Kantorowicz, The King's Two Bodies, Princeton, 1957; W. Ullmann, Principles of Government and Politics in the Middle Ages, London, 1961; M. J. Wilks, The Problem of Sovereignty in the Later Middle Ages, Cambridge, 1963; G. Post, Studies in Medieval Legal Thought, Princeton, 1964.

- (48) République, I, 8, p. 137: 「この点従属的統治者の義務について、それにその他の同じような著作を書いた者たちは人民の地位の方が君主よりも高くと誤まって主張した……」彼はオトマンにも言及しているが、それはヒュマニスム法学者としてのオトマンである (République, III, 3, p. 402, cf. De Republica, p. 282: 「最も熟練した古典学者フランソワ・オトマン」)。

- (49) 『国家論』でモナルホマキを論敵に選ぶので、彼がモナルホマキの著作をほとんど読んだことはまず間違いない。しかし『国家論』でモナルホマキを論敵に選ぶので、彼がモナルホマキの著作をほとんど読んだことはまず間違いない。は後に述べる七四年のポリチーク派の陰謀の首謀者の一人ラ・モールの処刑のことであるが、そこで「印刷されている」とはグーラール編の資料集第三巻のことである。この資料集は第一巻が七六年、重要なものを収録した第二、第三巻が七七年に出版されているので、ボダンは七六年の『国家論』を書いた時期にはこの資料集を使っていない。

- (50) République, IV, 1, p. 540: 「私がポーランドの使節を迎える者に加わって彼らを引き合わせるためにメッスに派遣されたとき……」(cf. De Republica, p. 391: 「私がランゲルの公爵——司教とともにポーランドの使節を迎えるためにメッスに派遣されたとき……」) ちなみにボダンはこのときデニ・カールと個人的に親しくしていたことについては cf. Démonomanie, III,

1, fols. 125v—126. ホタンは四日熱にかかったデ・カールに付きそい、その司教の熱にうかされた振舞いに魔女の作用をみ、その司教を回復した司教を説明した。

(5) Moreau-Reibel (III-79), appendice, pp. 273—274.

(5) République, IV, 1, p. 540 : 「私がホーランドの使節を迎える者に加わって彼らを引き合わせるためで、キツツに派遣されたとき、使節の一人サロモン・スホロスキー〔ヤン・スホロンスキー〕は私にこう述べた……」(IV, 6, p. 623) : 「私がホーランドの使節キモスキー〔ヤン・ザキンスキー〕から聞いた所によれば……」(VI, 5, p. 976) : 「私がホーランドのマランス使節キモスキーの領主から聞いた所によれば……」

ホタンはこのときホーランド使節マルティン・クローマーやブルント・ラスキとも知り合つて居る (Ibid., V, 1, p. 669 [「ラス・クローマーはマルティン・クローマーの誤りである」。 Cf. De Republica, p. 496; McRae, I-7, 44, p. A 140r.] ; VI, 2, p. 891)。

(35) Bèze, Du droit des magistrats, Introduction, pp. xiv, xviii-xx, xxvi-xxvii ; VI, 9, pp. 33—34. Hohman, Franco-gallia, Introduction, p. 44 ; VI, p. 220 ; XVII, p. 414. Vindiciae contra tyrannos, III, p. 163. Response de Wolfgang Prischius Polonois… dans : Mémoires de l'état de France sous Charles Neufiesme, t. II, fols. 28 sq.

(5) Harangue, p. 18.

(5) République, IV, 7, pp. 654—655 : 「反乱や暴動について言えば、臣民が政体や宗教や法律・慣習のどこで二つの意見に分かれること以上で危険なことは決してない。これに反して臣民間に多くの意見があると、各々は平和を選び、お互いの間では決して一致を見出さぬような者たちと一致する。」(Cf. Heptaplomeres, IV, p. 117 (Curtius)) : 「国民が二つの党派に分かれて法律や名譽や宗教について対立すること以上に国家にとって危険なことはない。それに対して多くの党派があると、あたかも中間者によって仲介されるように国民同士の確固たる唱和と調和が維持されるので、決して内戦を恐れる必要はない。」

この多くの宗派が存在する方が宗教的寛容の実現や政治的安定に好都合であるという考えは、さらに経済的發展にも役立つという観点を加えて、これ以後繰り返し主張される。例えばニール (『哲學的註解』第二部第六章、Oeuvres diverses de Mr. Pierre Bayle, t. II, p. 415) 『モンテスキエ』(『ブルシア人の手紙』第八五信)、ヴォルテール (『哲學書簡』第六信) などによつて。

(95) キンリョックにひいては、七三年四月一〇日と四月二五日の彼の召集議會の演説 (dans : Mémoires de l'état de France

sous Charles Neufesme, t. II, fols. 197sq.) 参照。

- (57) Calendar of State Papers, Foreign, 1572—1574, No. 1206.
 (58) République, V, 4, p. 742 : 《……私はこのことをイギリス人の使節ランドン〔ランドルフ卿〕から教えられて知った。》
 (59) Mémoires de l'estat de France sous Charles Neufesme, vol. III, fol. 154 : 《……ボダンという名前の書記官が彼らはイギリス人とドイツ人の援助をえていると彼に述べた」と供述した。▽(四月二日のココナの訊問調書) fol. 176 : 《さらに書記官ボダンに関する供述に付け加えて次のように供述した。そのボダンはこの八日か一〇日前〔四月五日か七日〕にイギリス女王の大使のもとへこの企てに対する援助を請いにゆき、それに対して大使は、彼らによってイギリス女王に援助を請うために派遣された紳士ボダンによれば、イギリス女王は彼らが困らないだけの人と金を援助すると彼らに断言し、彼らはそれを確定した。ただと考えたところには繰り返して供述し、このことはラ・ノクル、ラ・モール、それにその他の者から聞いて確実だと断言した。》▽(四月二十五日のココナの一回目の訊問調書)

- (60) Calendar of State Papers, Foreign, 1572—1574, No. 1323.
 (61) Ibid., No. 1332.
 (62) Ibid., No. 1345.
 (63) Ibid., No. 1367.
 (64) Ibid., No. 1362.
 (65) Ibid., No. 1372.
 (66) Ibid., No. 1377.
 (67) Ibid., No. 1381.
 (68) Ibid., No. 1389.
 (69) ボダンはイギリスの国制に関する知識の多くをダールからえている (République, I, 8, p. 139 : 《……私はこのことを名譽を重んじ、博識な男であるイギリス大使ダイユ氏〔ダール〕に教えられて知った。》)。彼は後にイギリスを訪れたときにもダールと付き合っている (De Republica, V, 1, p. 507 : 《……訴願審査官ダール……》)。

彼は後にラ・モールの訴訟、処刑にふれているが、陰謀のことにはまったくふれていない (Demonomanie, II, 8, fol. 16v :

△一五七四年にパリで斬首刑に処されたある紳士に対する印刷されている訴訟で……▽。

(70) この結婚の資料については Chauviré (III-52), pp. 37—38 参照。

(71) De Thou (III-1), l. CXVII, v. V, pp. 701—702: △これらの著作を書いていた時期ボダンは無為に文芸談義を楽しんでいた君主アンリ四世〔アンリ三世の誤り〕からしばしば他の多くの博学な者たちともにお気に入りの内輪の談話に加わることを許され、彼の多才な才能と話題になるどんなテーマにもすぐ答えられる非常にすぐれた知識の貯え——これは非常に記憶力を要する——によってそこで非常な称賛をえた。▽しかし△これらの著作▽には七六年の『国家論』から八〇年の『魔女論』まで入っており、この証言は時期に正確さを欠いている。

(72) 八〇年から九四年までド・モワ公爵夫妻の法律顧問をしていることについては、その夫妻がボダンに宛てた手紙 (Ponthieux, III-69, pp. 74—90 所収) 参照。八七年一月から八九年四月頃までナヴァール王家のマルル伯爵領の法律顧問をしていることについては、八七年一月二日にナヴァール王家の顧問兼会計検査官ワイベールがボダンにそれを依頼した手紙及びボダンがそれを引き受けたことを証明するボダンの書き込み (△ナヴァール王の顧問になると／年金がつく／彼は私に一年半分支払う義務がある／一五八九年四月五日▽) (op. cit., pp. 61—63 所収) 参照。

(73) Recueil, p. 235.

(74) Calendar of State Papers, Foreign, 1575—1577, No. 1244: △ボダンと親しく知り合いになりました。彼の専門は市民法ですが、宗教上の安全のために実務から退くことをよぎなくされており、そこで彼の生活状態は貧しいです。彼は非常に博学だと思われれます。ある書記官からフランスと他の諸国の間で起った出来事をすべて知らされ、彼は長年彼がもっていた市民法の知識が何の役にもたないそうした研究に没頭しています。彼は第三身分の代議員の一人です。彼の本は改訂版がでしたが、著者の要望で私は初版本をあなたに送ります。▽